［様式 1～8］自己点検・評価報告書

様式 1－表紙

秋草学園短期大学
自己点検・評価報告書

令和 7 年 12 月

目次

自己点検・評価報告書 1
1. 自己点検・評価の基礎資料 2
2. 自己点検・評価の組織と活動 10

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 12

［テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神］ 12
［テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果］ 13
［テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献］ 18
［テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証］ 22

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 29

［テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程］ 29
［テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果］ 38
［テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜］ 45
［テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援］ 47

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 71

［テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源］ 71
［テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源］ 78
［テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］ 83
［テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源］ 86

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】 95

［テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営］ 95
［テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営］ 97
［テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス］ 99
［テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表］ 102

様式3－自己点検・評価報告書

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、秋草学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和7年12月3日

理事長
北　野　　大
学長
北　野　　大
ALO
三　好　　力

様式４－自己点検・評価の基礎資料

1．自己点検・評価の基礎資料

（1）学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

昭和 24 年	各種学校秋草学園発足（東京都中野区）
昭和 27 年	秋草編物技芸学院を開設
昭和 30 年	学校法人に組織変更
昭和 35 年	編物に洋裁・和裁を加えた服装の総合学園を開設
昭和 37 年	秋草服装学院と改称
昭和 44 年	秋草保育専門学院開校
昭和 50 年	秋草栄養専門学院開校
昭和 51 年	三校を専門学校に昇格
昭和 53 年	学校法人組織に変更（文部大臣認可）
昭和 54 年	所沢市に秋草学園短期大学開校
昭和 57 年	狭山市に秋草学園高等学校開校
平成７年	所沢市に秋草学園福祉教育専門学校開校

＜短期大学の沿革＞

昭和 54 年	所沢市に秋草学園短期大学を（幼児教育学科第一部・第二部）創設
昭和 60 年	秋草学園短期大学に国文科及び経営科を増設
平成９年	秋草学園短期大学に学位授与機構認定の専攻科幼児教育専攻を設置
平成 13 年	国文科を日本文化表現学科に、経営科をビジネスマネジメント学科に名称変更 秋草学園短期大学に地域保育学科第一部・第二部を増設
平成 17 年	日本文化表現学科、ビジネスマネジメント学科、地域保育学科第一部及び第二部の入学定員を変更
平成 19 年	地域保育学科第一部を地域保育学科に名称変更 日本文化表現学科とビジネスマネジメント学科を統合し文化表現学科を設置 日本文化表現学科、ビジネスマネジメント学科及び地域保育学科第二部学生募集停止
平成 21 年	日本文化表現学科廃止
平成 22 年	ビジネスマネジメント学科廃止
平成 24 年	地域保育学科第二部廃止
平成 29 年	文化表現学科　定員変更
令和２年	専攻科幼児教育学専攻を廃止
令和４年	幼児教育学科第二部　定員変更
令和５年	幼児教育学科第一部、文化表現学科、地域保育学科　定員変更

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 7（2025）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
秋草学園短期大学	埼玉県所沢市泉町 1789 番地	250 人	600 人	477 人
秋草学園高等学校	埼玉県狭山市堀兼 2404 番地	260 人	780 人	763 人
秋草学園福祉教育専門学校	埼玉県所沢市東所沢 1 丁目 11 番 11 号	40 人	80 人	72 人

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 7（2025）年 5 月 1 日現在

秋草学園短期大学組織図
（令和7年5月1日現在）

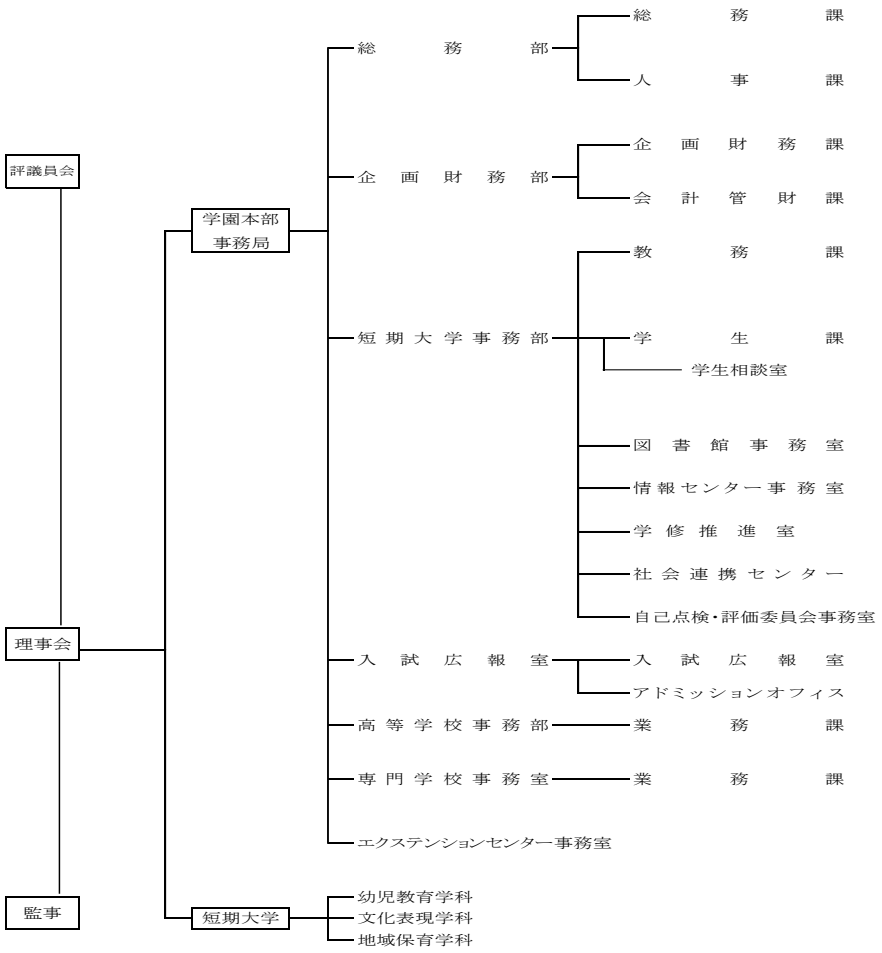

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が立地する所沢市は、埼玉県の南西部にあって東京都に隣接している。令和６年 12 月末日現在の人口は 342,520 人であり、平成 19 年に 34 万人を越えて以降は 34 万人前半の数字を維持している。元々昭和 30 年代半ばから東京のベッドタウンとして発展した地域で核家族世帯が多く、世帯数は 170,573 世帯（令和６年 12 月）、１世帯当たりの人数が 2.01 人（令和４年全国平均 2.25 人）である。令和６年 12 月末日現在の 15 歳未満人口の割合は 10.7%（令和５年全国平均 11.6%）、生産年齢人口の割合は 61.6%（令和６年全国 59.6%）、高齢化率（65 歳以上人口）は 27.7%（令和６年全国 29.3%）を占める。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
北海道・東北	6	2.4	7	2.7	7	2.7	5	2.2	2	1.0
北関東	0	0	5	1.9	0	0	5	2.2	2	1.0
埼玉県	129	52.0	154	59.5	158	60.8	155	69.2	139	70.6
東京都	106	42.8	84	32.4	93	35.8	55	24.6	52	26.4
南関東(千葉・神奈川)	0	0	1	0.4	0	0	1	0.4	0	0
甲信越	5	2.0	5	1.9	0	0	3	1.3	2	1.0
その他	2	0.8	3	1.2	2	0.7	0	0	0	0
合計	248	100.0	259	100.0	260	100.0	224	100.0	197	100.0

［注］

□ 短期大学の実態に即して地域を区分してください。

□ この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。

□ 認証評価を受ける前年度の令和 6（2024）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■　地域社会のニーズ

本学では、幼児教育・保育系の学科は約 12,000 人、文学・文化・ビジネス系の学科は約 5,000 人の卒業生を社会に送り出し、それぞれが幼児教育・保育及び企業等の現場において中核として活躍し高い評価を受けている。こうした実績を踏まえて、本学教員は地域行政機関の協議会、審議会やその他委員会の委員または委員長の委嘱を受け、その専門性から地域社会の発展等に大きく貢献している。

さらに、学園として、地域の生涯学習ニーズに応えるために「エクステンションセンター」を設置し、地域住民対象の公開講座を開講するほか、埼玉県からの依頼を受け、保育士養成の委託訓練校を受託するなど行政と共同で保育士不足の解消を図る取組等、に大きな役割を果たしている。また、所沢市は市内の教育機関との官学連携を積極的に行なっており、本学を含めた４つの学校と協定を結び、人材や研究成果等の知的資源を活用したまちづくりを推進している。

■　地域社会の産業の状況

所沢市は埼玉県の南西部にあり、北に頂点をもつ三角形の形状を成している。北東部は三芳町、北部は川越市、狭山市、北西部は入間市、南部は柳瀬川を挟んで東京都と接しており、面積は 72.11 平方キロメートルである。

所沢市は、西武新宿線及び西武池袋線により東京都心と結ばれ、東京のベッドタウンとして発展してきた。近年では、圏央道の開通により中央道・東名道や東北道・常磐道への連絡が可能になるなど、市内からのアクセスの利便性は大きく向上している。また鉄道に関しても、西武鉄道と他の鉄道会社の相互乗り入れの開始により、東京・横浜方面への利便性は向上している。その一方で、県立狭山自然公園をはじめ、狭山丘陵など武蔵野の自然が数多く残り、自然との共生が進められている。

所沢市は県内８番目の市として昭和 25 年に誕生し、埼玉県内の市町村別人口では、さいたま市、川口市、川越市に次ぐ第四の都市となっており、最新の統計（令和３年）によれば、産業別事業所数の割合は卸売小売業が全体の 22.7%と最も多く、以下建設業（11.3%）、医療福祉（10.8%）、宿泊・飲食サービス業（10.2%）、生活関連サービス・娯楽業（9.1%）と続いている。産業３分類別（農業・工業・商業）の構成比でみると、事業所数では、第１次産業（農業）は 0.2%、第２次産業（工業）は 17.9%、第３次産業（商業）は 81.8%となっている。各産業別割合の推移は、第１次産業は割合が非常に低く横這いであり、第２次産業、第３次産業も概ね横這いとなっている。

■　短期大学所在の市区町村の全体図

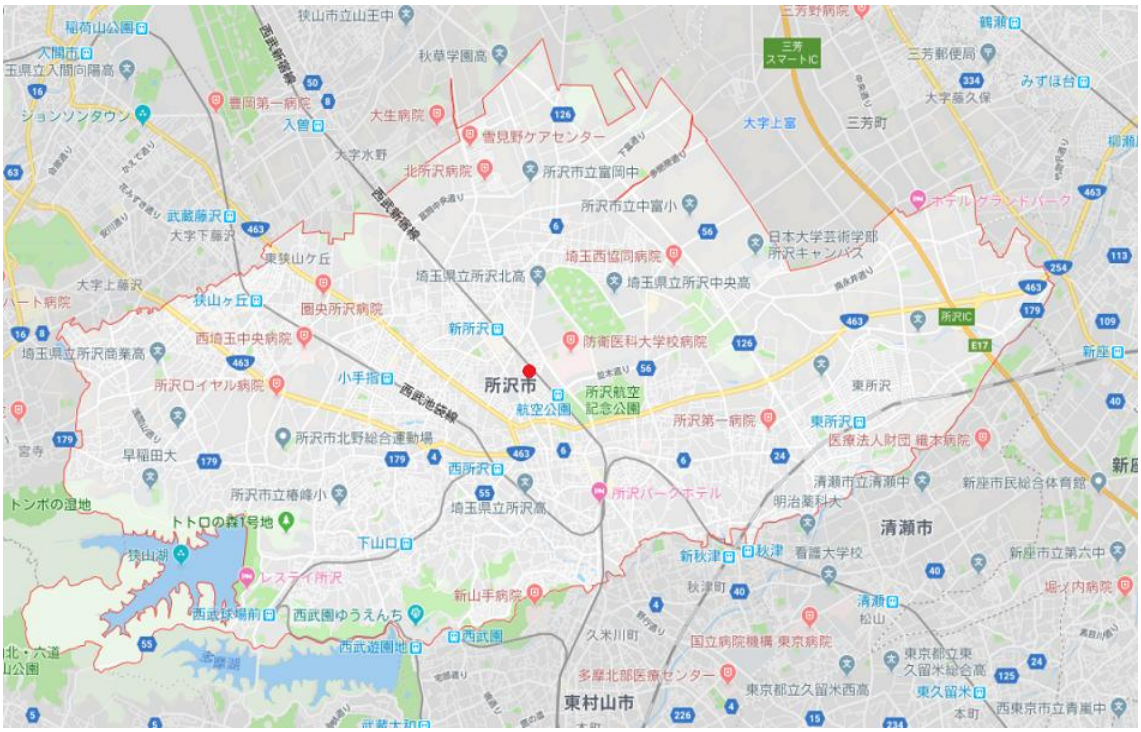

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
提出された自己点検・評価報告書は、現行の短期大学評価基準に従って作成されておらず、また、報告書の記載されている幼児教育学科の教育目的が学則と異なるなど、不備が見られた。今後より一層の自己点検・評価活動への組織的な取り組みが望まれる。
(b) 対策
改めて現行の短期大学評価基準の確認を行い、基準に沿っているかを意識しながら作成するように周知徹底していく。また、幼児教育学科の教育目的については、学則に沿った内容の報告に修正した。
(c) 成果
複数人によるチェックを行い、現行の評価基準に沿った報告書の作成ができた。このことにより３学科全ての教育目的について、学則に沿った内容の報告書に改善された。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
余裕資金はあるものの、過去３年間の経常収支が、学校法人全体及び短期大学部門で支出超過となっている。今後、経営改善計画に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。
(b) 対策
学園全体の今後を検討する将来計画プロジェクトを法人レベルで設置し、その中の事務部門において業務の効率化・人事政策・人件費の削減等の検討をすすめていき財務改善を図る。また、教員については設置基準上求められる人数とする。
(c) 成果
プロジェクトにおいて事務組織の見直しを行い、組織再編を実施することにより、人件費の削減を行い、さらに専任教員についても削減を図った。しかしながら、入学者減による収入減等により収支改善には至らなかった。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
短期大学全体の収容定員充足率が低いので、充足率をあげるように努力されたい。
(b) 対策
令和５年度より入学定員を削減することにより、収容定員の充足率向上を目指している。さらに学園全体の今後を検討する将来計画プロジェクトを法人レベルで設置し、その中の短期大学部門で入学者拡充対策・退学者の減少策等検討し、充足率の改善を図る。
(c) 成果
定員削減したものの、想定していた数の入学者は集まらず、充足率の改善には至らなかった。しかしながら、学科別にみると定員充足している学科もあることから、次年度に向けさらに効果的な募集戦略の構築を目指したい。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
教授会が意見を述べる事項のうち学長が定める事項について、教授会への周知が十分とは言えず、また「教員の教育研究業績等の審査」を意見聴取事項としているにもかかわらず報告事項として対応するなど、運営について改善が望まれる。
(b) 対策
学長の定める事項において教授会でしっかりと周知し、「教員の教育研究業績等の審査」は意見聴取したうえで承諾を得るよう改善する。
(c) 成果

学長の定める事項が周知されたことにより、積極的な意見聴取が可能となり、より効果的な決定が行われるようになった。「教員の教育研究業績等の審査」は人事教授会において十分な意見聴取を行い、全体の教授会で承諾を得ている。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。
(b) 対策
今後、理事の業務執行の状況をしっかりと記載していく。
(c) 成果
理事の業務執行状況について記載した。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
評価の過程で、学生の懲戒（退学・停学及び訓告の処分）については学則第 40 条

に定められているが、その手続きに関する規程が定められていないという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとって適切な管理運営に取り組まれたい。
(b) 改善後の状況等
上記の指摘に基づき、「秋草学園短期大学学生懲戒規程」を定めた。今後は、この規程に沿って適切な管理運営をおこなっていく。

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和６（2024）年度）

■ 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

経常費補助金、特別補助金、就学支援金、父母負担軽減事業補助金等公的資金については、本学作成の請求データを国、県、事業団がチェックし振り込まれる。本学は受け皿として別口座を設け管理している。管理体制、実施状況については、年２回公認会計士による監査を受けており、特段の指摘事項はない。

公的研究費補助金の取り扱い、不正使用の防止等については、「秋草学園短期大学における競争的資金等の取り扱いに関する規程」に基づいて管理運営されてきたが、平成 26 年２月の研究費の不正使用の防止を目的とした「公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正及び８月の「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」の設定に対応するよう関係規程の改正を行った。そのため、それ以降の公的資金の適正管理、不正防止については、「秋草学園短期大学研究活動の不

正行為の防止等に関する規程」、及び「秋草学園短期大学における公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規」に基づいて管理運営が行われている。また、合わせて公的資金の運用管理に関わりのある教職員については、毎年コンプライアンス研修を受講し不正防止に努めるとともに、誓約書の提出を義務付けている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価委員会は、学長を委員長として、理事長、常任理事、学科長、事務局長、ALO及び理事長の指名による者で構成される。委員会は、実施計画の策定時や評価結果の取りまとめ時に開かれ、自己点検・評価報告書を教授会と理事会に提出している。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

■ 自己点検・評価委員会

自己点検・評価の計画・実施、報告書の公表、自己点検・評価に係る改善、相互評価、専門部会の設置、認証評価の実施要領の作成

〈委員〉理事長、常任理事、学科長、事務局長、ALO、理事長が指名する者若干名

自己点検・評価実施責任者

評価領域ごとの自己点検・評価作業の取りまとめ

法人部職員・短期大学教職員

自己点検・評価作業

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は、平成６年に自己点検・評価委員会を設置し、それ以降毎年自己点検・評価を実施しており、評価結果を冊子やホームページにより公表してきた。

あわせて平成17年より「秋草学園短期大学自己点検・評価委員会規程」、「秋草学園自己点検・評価専門部会設置細則」、「秋草学園短期大学自己点検・評価及び第三者評価実施要領」と規程の整備をおこない、その結果として平成20年度、平成27年度の短期大学基準協会の第三者評価において適格認定を受けている。令和３年に「秋草学園短期大学自己点検・評価委員会規程」、「秋草学園短期大学自己点検・評価専門部会設置細則」、「秋草学園短期大学自己点検・評価及び認証評価実施要領」の規程改定を行い、令和４年に短期大学基準協会の認証評価を受検し、適格認定を受けた。

■　自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和6（2024）年度を中心に）

■

令和６年度から令和７年度の活動記録は以下のとおりである。

開催日	開催委員会	内　　容
令和５年 11月11日	令和５年度 第１回自己点検・評価委員会	・「令和５年度自己点検・評価報告書」（案）について ・教授会、理事会の承認を受け、「令和５年度自己点検・評価報告書」公表 ・自己点検・評価にかかる2つの委員会の統合について ・「令和６年度自己点検・評価報告書」の作業日程、評価基準、作業分担及び評価責任者について
令和６年 ９月７日	令和６年度 第１回自己点検・評価委員会	・「令和６年度自己点検・評価報告書」（案）について ・教授会、理事会の承認を受け、「令和６年度自己点検・評価報告書」公表
令和７年 １月29日	令和６年度 第２回自己点検・評価委員会	・第４評価期間における「基準とテーマ」の変更について ・「令和７年度自己点検・評価報告書」の作業日程、評価基準、作業分担及び評価責任者について
令和７年 12月３日	令和７年度 第１回自己点検・評価委員会	・「令和７年度自己点検・評価報告書」（案）について ・教授会、理事会の承認を受け、「令和７年度自己点検・評価報告書」公表

様式５－基準Ⅰ

【基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果】

［テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神］

［区分　基準Ⅰ-A-1　建学の精神を確立している。］

＜区分　基準Ⅰ-A-1 の現状＞

昭和 24 年の開学の折、創設者秋草芳雄先生と学祖秋草かつえ先生は戦後の荒廃した世相の中で、社会における女性の役割が大きくなるとの認識に基づき、職業人として自立した女性を育成することを目的として「愛され信頼される女性の育成」を建学の理念として掲げ、以降短期大学においてもこの建学の理念に基づき女子教育の推進に努めてきた。

また、建学の理念に謳う「愛され信頼される女性の育成」を具現化する重要な基盤として、「礼節、勤勉、協調」の精神を教育の支柱と位置づけ、全学科の教育指導が行われてきた。

この建学の理念は社会における女性の自立を目指すものであり、「礼節、勤勉、協調」の精神とともに、教育基本法第１条にある「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という社会の求める人物像を具現化しており、公共性を有している。

大学案内、本学のホームページには建学の理念、教育理念について説明した文章を掲載し、学内外に表明している。また、学生便覧にも明記し、さらに建学の理念について詳しく記述した小冊子「建学の理念」を入学時に全員に配布して周知徹底を図っている。また、新入学生には新入生研修時に学長から上記の冊子をもとに建学の理念を説明している。さらに２年生、３年生の学生に対しては年に一回程度、学長講話という形で建学の理念の理解の徹底及び学長の教育方針、具体的には人としての在り方などについて、学祖秋草かつえ先生の考えなども含めて説明を行い建学の理念の徹底を図っている。そのため、現状において建学の理念はおおよそ学生に共有されていると考えるが、現在実施している種々の事項を今後も継続し、必要に応じ改善しながら徹底していく。更に、新たに採用する教員については建学の理念をどのように具現化するかについて採用時に記述させるとともに、毎年度初めに行われる教職員全体会においては、建学の理念とともに、理事長、学長が教育の理念の意義と重要性について新規採用教職員や非常勤講師を含む全教職員に説明を行い、共有を図っている。この他、オープンキャンパスにおいても積極的に学長が受験生及びその保証人に説明を行っている。

建学の理念を教育により効果的に反映するための仕組みについては、幼児教育学科の「カレッジリテラシー」、地域保育学科の「短大基礎講座」、文化表現学科の「短大生基

礎力演習」などの科目で、教育を通じて「愛され信頼される女性の育成」という教育理念を伝えている。また、平成 30 年度に創設者秋草芳雄先生及び学祖秋草かつえ先生の胸像を本学の玄関ホールに設置した。この結果本学で学ぶ学生及び全ての教職員が登校時に両先生の尊顔を拝することになり、より強い建学の理念の理解につながった。その一方で年々変化する社会情勢に沿った教育活動の実施に向け、学長・副学長・学科長等幹部教員により定期的に点検・確認をおこなっている。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

各学科の教育課程の中で、実務的な側面からの建学の理念の具体化、つまり職業人としての自立した女性に必要とされる「知識・技能・実践力」の習得については、その目的を十分に果たしていると判断しているが、定量評価が難しい「ひと」「短期大学士」としての「素養」の育成にはアクティブラーニングの教授法などの工夫が必要であろう。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

建学の理念である「愛され信頼される女性の育成」の創立時はもとより現在でも社会に通じる考え方である。愛される、信頼されるという受け身の表現になってはいるが、他者を愛してこそ愛されるのであり、人間として約束を守れる、社会人としてきちんと仕事ができてこそ、信頼されるのである。建学の理念をわかりやすく説明する言葉として、学祖秋草かつえ先生は「礼節の心を養い、美しいマナーで人と接することのできる人」「勤勉な態度で生活し、何事にも努力を惜しまない人」「協調の精神を理解し、豊かな心で人と交わることのできる人」 を挙げている。これら建学の理念、教育方針を大切にし、今後も女子教育に特化した学園として発展すべく努力を続ける。

［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］

［区分　基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標を確立している。］

＜区分　基準Ⅰ-B-1 の現状＞

幼児教育学科では、建学の理念である「愛され信頼される女性の育成」を前提に、学科の教育目的・目標を、「自然と生命を尊重し、知性と感性を磨き、幼児教育・保育を通して地域社会に貢献できる、人間性豊かな人を育成すること」を掲げ５つの具体的な教育目標を示している。

この教育目的・目標については、大学案内や本学ホームページ等で学内外に表明している。新入生に対しては、入学前に対面教育を行い、教育目的・目標について説明している。

入学後は「学生便覧」を年度当初に配布し、新入生オリエンテーションで説明をしている。非常勤講師等には、前期の授業の開始にあたって開催する「非常勤講師教職員会」で、学科長が学科の教育目的・目標の説明をしている。教育目的・目標の達成状況の把握・評価については、履修カルテを活用し、学年ごとに、学生は自身の達成状況を自己評価し自己課題を確認し、学級指導教員の評価を実施している。学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかの点検は、外部の第三者を加えた「大学関係者評価委員会」に報告し、定期的に点検している。

地域保育学科では建学の理念を根底に、「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する職業人を養成する」という教育目的・目標を明確に示している。それらは学生便覧に明記している。また大学案内、ホームページ等で学内外にも公表している。教育目的・目標に基づく人材養成が地域社会の要請に応えているかについては、地域や社会のニーズや学生の学修の様子等から定期的に点検している。学生に対しては、学生便覧を読ませるだけでなく、入学前教育や初年次のオリエンテーション、初年次の必修科目「短大基礎講座」などで周知を行い、理解を深めるよう指導している。

文化表現学科では、建学の理念である「愛され信頼される女性の育成」を前提に、学科の教育目的・目標を、「歴史的に醸成された文化・文学の諸事象を深く理解するとともに、現代社会が求める多様な表現方法・技術を駆使できる人材を育成すること」としている。これに基づいて教育課程は教養教育課程、専門基礎課程、キャリア教育課程及び専門教育課程で編成。これらの各課程の教育目的・目標及び教育課程は、ホームページにも掲載して公開しているほか、大学案内、等で学内外に公表している。新入生については「学生便覧」を年度当初に配布し、新入生オリエンテーションで説明している。非常勤講師等には、前期の授業の開始にあたって開催する「非常勤講師教職員会」で、学科長が学科の教育目的・目標の説明をしているほか、短期大学部のホームページにも掲載し、内外に公表している。学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか否かの点検については、学校教育法の短期大学の規定に照らして定期的に点検するとともに外部の第三者を加えた「大学関係者評価委員会」に報告している。

［区分　基準Ⅰ-B-2　学習成果を定めている。］

＜区分　基準Ⅰ-B-2 の現状＞

短期大学における学習成果は、「愛され信頼される女性の育成」という建学の理念に基づいて、「豊かな人間性と高い実践力を備え、地域に貢献できる人材」を輩出するため、以下に示す力を身につけることとする。

1.　幅広い知識と深い教養

2.　自分と向き合い、他者を尊重できるコミュニケーション力
3.　自ら問題を発見し、その解決の道筋を見出せる力
4.　柔軟な思考力と豊かな自己表現力
5.　社会人として求められる良識と高い倫理観

幼児教育学科の学習成果については、以下のように記されている。幼児教育学科の学習成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現し、人間性豊かな保育者に成長することである。具体的には、保育者としての幅広い専門知識を学び、実践で活用できる技能を身につけるとともに、柔軟な思考力と豊かな表現力、他者を尊重し協調できるコミュニケーション力、社会人としての責任感やマナーを身につけることである。それらは幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の取得状況及び免許・資格を活かした専門就職率などを専門教育の学習成果の一つとして大学案内等を通して学外にも公表している。また、学習成果は学校教育法や短期大学の規程に照らして学科会等で定期的に点検している。

地域保育学科の学習の成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現し、学科の目的である「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者」として学生が成長することにある。具体的には３年間の学びの中で豊富な体験や多くの資格取得を目指しながら保育者として必要な教養や専門的知識及び技術を身につけ、さらに保護者や地域社会とも自信を持ってコミュニケーションをとることができる力を身につけることである。それらは幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の取得状況及び免許・資格を活かした専門就職率等などを専門教育の学習成果の一つとして大学案内等を通して学外にも公表している。また、学習成果は学校教育法や短期大学の規程に照らして学科会等で定期的に点検している。

文化表現学科の教育・研究の目的は、建学の理念「愛され信頼される女性の育成」に基づいて、学科の目的である「歴史的に醸成された文化・文学の諸事象を深く理解するとともに、現代社会が求める多様な表現方法・技術を駆使できる人材に育てることである。この目的を達成するため、本学科では教育課程に配置している教養科目や専門科目、資格科目を通じて、幅広い教養及び現代社会が求める多様なコミュニケーション力・表現力を培うとともに、学生が自律的に自己実現のための各種資格を取得することを学習の成果と位置付け明示している。このために、教育課程では①幅広い教養を身につけるとともに、現代社会が求めるコミュニケーション能力と多様な表現方法・技術を駆使できる②広く社会に認められている資格や技能を活かして社会へ巣立つ能力を持つ、ことを前提として科目を配置している。令和３年度には、「学習の成果」の内容の深化を図るため、教育課程の一部を変更して２つのゼミ（心理学・アサーション、Web デザイン）を追加配置した。また、令和５年度には、専門学問のフィールドを科目の拡大・充実を図ることを決め、令和６年度から全 11 フィールド(エアライン・観光英会話、東アジア

の言葉と文化、文化・文学、図書館、情報・IT、ビジネス・医療事務、AI・プログラミング、Webデザイン・マルチメディア、ファッション・ブライダル、マンガ・イラスト・創作、心理学・アサーション)で運用している。教育を通じて得られるこれらの成果は、学科として決めているだけでなく、担当科目の教員が科目ごとに決めて、教育効果を確認している。さらに、これらの学習成果は何より学生自身が認識すべきものであるとの前提に立って、教育課程やシラバスでも明示し、学生の自己認識を促している。また、専任教員が学科会を通じて学生の「学習の成果」を確認し情報を共有しているほか、非常勤講師等には、前期の授業の開始を前に開催する「非常勤講師教職員会」で、学科長が学科の教育目的・目標のほか学習の成果についても説明している。大学のホームページにも掲載しており、自由に閲覧することができる。さらに学習の成果については、学校教育法の短期大学の規定に照らして定期的に点検し、組織的に教育課程の改善等につなげている。

「情報処理士」、「観光実務士」等資格課程の科目に関しては、令和３年度より外部認定機関(全国大学実務教育協会)のルーブリック評価を取り入れ、外部評価と合わせ、学習成果に対する学生の自己認識を促している。

［区分　基準Ⅰ-B-3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。］

＜区分　基準Ⅰ-B-3 の現状＞

幼児教育学科は、「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」の三つの方針を関連付けて一体的に定めている。三つの方針は、学科所属の専任教員・非常勤教員のすべてに周知され、それに基づきシラバスの作成を始め教育活動が行われている。また、入学前教育ならびに入学後のオリエンテーションで学生に説明するとともに、学生便覧に明記し、ホームページ上でも表明している。

地域保育学科では建学の理念を根底に、三つの方針（学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れ）を互いにそれぞれが密接な統一と関連を持って定めている。またその内容に関しては、学科内で様々な観点から十分に議論を重ねたものであり、その方針に沿って入学前から卒業後まで一貫した教育活動を展開している。三つの方針については、ホームページで学内外に公表している。高校生を対象とする学校説明会や本学におけるオープンキャンパス時は特に絶好の機会と捉え広報している。令和５年度は、この三つの方針については見直し作業を行い、教育課程編成・実施の方針を現状に則して以下のように変更したが、令和６年度はそれらの妥当性をについて学科長を中心に検証を行なった。

地域保育学科は、学位授与の方針で示した目標を学生が達成できるように、一般教育科目と専門教育科目を連携して教育課程を編成・実施する。

1. 入学初年次には、大学における学びの全般を支え、専門教育の基盤となる教養教育科目を配置する。
2. 専門教育科目は、保育の専門分野の体系に基づいて、知識・理論や実践的な技能をバランス良く学べるように構成している。
3. 地域保育学科の特色である子育て支援を核とした保育ニーズに対応できるよう、地域活動、心理学系、児童館関連の科目等に力を入れている。
4. 保育者としての活動を深めるための多彩な資格取得や資質向上をめざした科目を準備している。
5. 主体的・自立的な学びのまとめとしてゼミ形式による卒業研究を課している。

文化表現学科は、令和２年度より新教育課程を導入するのに伴い、令和元年度に三つの方針を全面改訂した。改定に当たっては短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、学科会で検討を重ねたうえで決定した。三つの方針は相互に関連付けて齟齬を期さないよう一体的に定めた。シラバスの作成を含めた教育活動を進めていくに当たっても新しい三つの方針を前提として展開している。また、新しく定めた三つの方針はホームページで学内外に公表するとともに、高校生を対象とする学校説明会や本学におけるオープンキャンパス時にも説明し入学希望者に理解を得るよう努めている。令和３年度にも教育課程の一部を変更したが、その内容は三つの方針を根拠として、教育内容の一段の深化を図るのが目的であり、高校生、高等学校への周知を図るための広報に努めた。

上述のように三つの方針については各学科で検討、改定、表明しているが、全学的な方針の策定については、平成 27 年に設置された「教学マネジメント委員会」にて、規程に基づいて行われており、毎年の委員会の中でその適切性を確認している。また、三つの方針を踏まえた取組み、教育活動については、「大学関係者評価委員会」において外部の見識者の意見をいただいた上でその適切性を検証し、次年度の取組みに役立てている。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

幼児教育学科では、教育効果を学生が実感するために、履修カルテを作成している。教育効果の周知という点では、入学者向けの入学前教育の「ワークブック」に、「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」の三つの方針すべてを記し、入学後の教育効果を実感できるように指導している。

保育士資格、幼稚園教諭二種免許状については全員の取得をめざし、これまで取得可能であった自然体験活動指導者（NEAL リーダー）に加え、令和６年度入学者からはおもちゃインストラクターの資格取得を導入した。また、成績優秀者は地域保育学科のベビーマッサージ指導者資格も取得できるようになっており、主要資格以外の資格取得やより専門的な学びを深められる機会を増やし、学生が学修成果を実感できる体制の強化が

必要である。

地域保育学科での学習の成果は、建学の理念および地域保育学科の教育目的に見合った内容・方法であるか、様々な観点から検討することが課題である。保育士資格、幼稚園教諭二種免許状については全員の取得をめざしているが、平成 30 年度から学内講習会で取得することができ、令和２年度より正規な授業科目として導入されたベビーマッサージ指導者資格、さらに図書館司書、児童厚生２級指導員、ピアヘルパー、おもちゃインストラクター等の資格取得については常に前年を上回る取得率を目指している。令和５年度に入学した学生から、さらに認定ベビーシッターの資格取得が可能になり、そのために必修となる「在宅保育論」を令和６年度に開講したが、受講生の数も多く学生のニーズにマッチした内容となっている。

文化表現学科では、「学習の効果」を前提とした教育の効果について、成績や制作物で評価する一方、各種資格の取得率や検定の合格率によって客観的に評価している。また、キャリア教育における「コンピテンシー到達度評価」などのように、学生自身が学習の効果を自覚できるような仕組みを構築している。令和２年度～令和６年度には、「学科の日」を設け、学生が学習の成果を発表する「プレゼンテーション」を行った。今後、こうした教育の効果（学習の成果）の可視化を一段と進めていくことで、学生が学習の効果を実感できるようにする計画である。令和５年度以降そのための仕組みを構築していくことが課題である。そのためには、成績評価のルーブリックを学生に事前公開することによって、成績評価を可視化することも重要な課題ととらえている。また、シラバスに記述している授業ごとの教育目標の設定を徹底することも必要である。教育効果の周知という点に関しては、文化表現学科では従来、大学案内や学科独自のパンフレット等で入学者受入れの方針を明確に記載していたが、令和３年度以降、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を含めた三つの方針を明記し、教育効果について高校生、高校教員への保証を明確にした。今後さらに PR を行い、入学希望者の理解を得ることが必要である。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

特記事項なし

［テーマ　基準Ⅰ-C 社会貢献］

［区分　基準Ⅰ-C-1　高等教育機関として地域・社会に貢献している。］

＜区分　基準Ⅰ-C-1 の現状＞

学園として地域の生涯学習ニーズに応えるおよび、専門性を生かした地域社会の発展を目的として、人材や研究成果等の知的資源を積極的に提供することを目指している。

地域・社会に向けた取り組みとして本学園のエクステンションセンターが公開講座を実施している。本講座はエクステンションセンターの発足以来 20 年程が経過しているが、令和元年度までは毎年半期ごとに 20 程度の講座を開講し、毎期延べ 350 人程度の受講生が多様な分野の講座を学んでいた。しかしながら令和２年度から令和４年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため、予定していた講座は全て開講できなかった。令和５年度はコーラスなど感染リスクが高い講座は休講とし、縮小した形ではあるが久し振りの開講ができ、令和６年度はコーラスを含め前期 11 講座、後期 11 講座を開講することができた。令和７年度は新たに、秋草学園福祉教育専門学校にて公開講座を開講予定であり、今後も開講講座を通じて、地域・社会に貢献していきたいと考えている。

社会人のためのリカレント教育の一環として、昨今の保育士不足対策として「潜在保育士」を対象とした再教育を所沢市役所職員の協力を得て令和元年の夏に実施した。令和２年度から令和５年度は新型コロナウイルス感染対策のため、また令和６年度は準備の関係からこの再教育は開催できなかったが、受講生からは好評であり、保育士として再度勤務する自信が得られた等のコメントをいただいている。したがって、今後も事情が許せば継続して行う予定であり、保育士不足の解消に少しでも寄与できればと考えている。

地域の自治体、企業、教育機関及び文化団体等との協定について、大きなものとしては、所沢市と秋草学園との間で「官学連携に関する基本協定書」を平成 29 年７月に結び、所沢市が主催する約 10 の委員会において、委員長または委員として教員を派遣し、市の行政に貢献している。この種の活動は所沢市以外にも狭山市、東村山市などの委員会にも教員を委員として派遣しており、地方自治体の行政の支援を行っている。また、市が主催の環境講演会にも講師を派遣している。その後は所沢警察署や所沢商工会議所との連携協定の締結があり、令和５年度には所沢市社会福祉協議会との包括連携協定の締結、また株式会社西武ライオンズと「連携協力に関する基本協定」を締結し、本学テニスコートにおけるライオンズスポーツアカデミーの開催をはじめとする、地域の発展や市民福祉の向上に協働して寄与している。令和６年度に関しては、東京都昭島市との包括連携協定を締結しており、今後は子どもの安全に関わる取り組みを協働して進めていくことで協議を始めている。その他にも外部委員として所沢市こども未来部長、所沢商工会議所事務局長、及び所沢市泉町保育園園長からなる「大学関係者評価委員会」を組織し、本学の教育について定期的に助言をいただき、可能なことから実施に移している。外部委員の選定にあたっては本学の教育及び卒業生の就職に大きな関係を持つ行政、企業及び保育関係者の中から選定している。

幼児教育学科では、教員及び学生有志による、近隣区市町村の保育園や児童発達支援事業所等で、子ども向け観劇会や絵本の読み聞かせ会、手作りおもちゃの寄贈を実施し

ている。

地域保育学科では、所沢市を中心とした近隣の区市町村の子ども関連施設、児童館、特別支援学校等および行政が主催、後援する文化団体、商工業団体等と連携し、教員および学生のボランティア活動を通した交流活動を行っている。その多くはイベントへの企画や準備、またイベントへの参加、運営補助等を内容としている。これらは学科発足以来の活動であり、地域の行政、商工業、教育機関および文化団体等との交流活動は定着し一定の評価を得ている。また教員及び学生によるボランティア活動についても積極的に参加し、支援している。コロナ禍により縮減していた活動も、令和４年度は状況を見ながら再開に向けて進み始めたが、令和５年度より本格的な活動を再開した。いくつかの例を挙げると、所沢市での「サンタを探せ」におけるサンタクロース役、空飛ぶ音楽祭 2023 への参加、所沢市民フェスティバルのスタッフボランティア・チラシ作り、駅ボランティア講習会、地域の親子イベントなど様々な活動を行った。また、コロナ禍に深めた所沢市との連携を大切にして、地域密着型の活動を継続した。例えば、所沢市の職員の講演会や子ども未来部とのタイアップ事業、さらに教員の市民会議への参加などを行った。SNS を用いた子育て支援動画の発信や、所沢市の子育てマップ作りを行うなどの活動も引き続き行っている。また、教員もこれらのイベントに積極的に関与し実行委員として活動した。特に、空飛ぶ音楽祭 2023 では、学科長が実行委員長を務め、より学科としての地域貢献の色を濃くした。令和６年度はこれらの行事に対して、教員、学生ともに活動を継続したが「空飛ぶ音楽祭」のように行政の都合で活動が継続されなかった行事もあり、地域・社会との関わりに中で教育的機会の持続性を担保することの難しさも明るみとなった。

文化表現学科ではリカレント教育、ボランティアなどを通じて「地域・社会」に貢献している。リカレント教育に関しては、図書館司書課程をはじめ各種の資格課程に関して正規授業を開放している。現在、受講者はいないが、引き続き積極的に広報して参加者を募っている。ボランティアとしては、令和３年度より所沢警察署の「特殊詐欺防止啓発活動」に協力し、防犯チラシの制作、防犯動画制作に携わったほか、市内での啓発活動に学生約 40 人が参加した。また、地域の鉄道会社の緊急時避難訓練にも学生約 20 人が参加する等、地域・社会に貢献するする取り組みを展開することができた。令和５年度においても所沢警察署の「特殊詐欺防止啓発活動」、令和６年度は「自転車盗難防止啓発活動」（タグの原案作成・配布）への協力活動を継続して展開している。

これらのボランティア活動は、「地域の各種団体などの求めに応じた取組を適宜実施し、地域・社会に貢献する」という大学の基本的方針に基づくものである。文化表現学科の活動はその具体的展開を一段と深化させたものである。地域連携センターは地域等からのボランティアの窓口となっている。コロナ禍においては依頼がなかったが徐々にボランティア活動の依頼も増えており、教育的効果を考慮した上で情報を掲示および Gmail 配信で学生へ周知している。また、地域保育学科および文化表現学科の授業で実

施している学生ボランティア活動については、担当教員を通して状況を把握しホームページにて報告している。前述にもあるが、令和５年４月には新しく所沢市社会福祉協議会と包括連携し、年度の事業について活動計画の立案および検討を行い、12 月にはひとり親世帯や困窮世帯を対象としたフードパントリー事業に参加した。教職員および学生等から食品を募り、当日は学生ボランティアおよび教職員が食品の配布等に携わった。令和６年度には「赤い羽根共同募金運動」（缶バッジの原案作成）、「フードパントリー」（物品運搬）への協力活動もおこなった。「官学連携に関する基本協定書」を結んでいる所沢市との連携では「茶娘」「農業祭」「闘茶会」に協力しボランティア活動をおこなった。

これらの活動について、各学科及び委員会においてその都度検証を行い、次の実施に向けた改善検討を実施している。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 社会貢献の課題＞

社会連携センターでは、地域等からのボランティア依頼について教育的効果を考慮した上で担当教員および学生に周知している。しかし、授業以外で参加するボランティア活動状況については学生へ実施しているアンケート調査のみであり、ボランティア活動保険の加入状況を含めて実態は把握できていない。個人で参加する場合の支援として、ボランティア活動保険の加入手続き等、学内でとりまとめができるような支援体制を検討することで社会貢献を推進できると考える。

エクステンションセンターでの公開講座については、受講生のより関心が高い講座内容を加え、さらにＰＲを活性化していく。過去の公開講座の内容を省み、エクステンションセンター運営委員会での協議内容に則り、今後も更なる講座内容の充実と、より多くの受講生獲得のために様々な施策を検討していく。

幼児教育学科では、まだ学生全体には社会貢献活動の周知がいきわたっていないため、今後はこうした活動に参加しやすい授業カリキュラムの編成も含めて検討していくことが課題である。

文化表現学科では主に前期後期に開設される選択教科「ボランティア活動」受講学生が所沢警察署、所沢市社会福祉協議会、所沢市等のイベント等においてボランティア活動をおこなっている。ボランティア先から学生らしさを発揮し当該の社会活動に貢献されたと評されることが多い。学生個々の喜びや達成感、社会貢献や社会体験への意欲は大いに高められていると考えられる。そこで、幼少期から青年期と、社会状況が減退し対人対面コミュニケーションの制限を受けたであろうコロナ禍の期間を経験した学生たちに対して、できる限り学生の不安を軽減できるようなボランティア活動前の指導（社会的マナー等）、より深く活動への意欲を育む学習（社会貢献の意義、事後指導等）を現在の学生の状況に合わせてより工夫し提供することが求められていると考えている。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 社会貢献の特記事項＞

様々なボランティア活動は、建学の理念である「愛され信頼される女性の育成」を学ぶ第一歩であり、社会人としてのマナーを獲得する絶好の機会となっている。引き続き、教職員一丸となって女子教育に力を入れ学生支援にあたる。

文化表現学科においてボランティア等社会貢献活動に参加を希望する学生の中には、対人コミュニケーションが大変不得手な学生や、発達障害等の学生が存在する場合がある。そうした際には、教科担当の教員が当該学生とボランティア先の間に立ち、両者の調整(活動可否、配慮事項提案等)を図っている。

［テーマ　基準Ⅰ-D 内部質保証］

［区分　基準Ⅰ-D-1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。］

＜区分　基準Ⅰ-D-1 の現状＞

本学では、自己点検・評価委員会規程、自己点検・評価及び認証評価実施要領を整備し、自己点検・評価委員会を組織し、これに基づいて自己点検・評価を毎年度実施している。日常的な自己点検・評価作業に伴い早急な対応が必要な事案が生じたときは、学科会、各種委員会、学科長会、教授会などで検討され、改善策を具体化している。

年間を通しての自己点検・評価の総括は、ALO が中心となって報告書の取りまとめを行い、その結果は自己点検・評価委員会での承認を経て教授会への報告を行い、その後理事会の承認を経て、学長名で Web 上に公表されている。

令和４年度には、短期大学基準協会の認証評価を受けている。この年度においては外部評価となるため通常のスケジュールとは異なる日程で評価活動を行った。自己点検・評価報告書の提出期限が６月 30 日であったため、例年より前倒しの日程となり、２月に１次原稿が作成され、専門部会による２度のチェックを受けて５月には完成し６月には教授会に報告され理事会で承認され公表された。

令和５年度からは通常のタイムスケジュールに戻り、報告書作成にあたっては、５月と 10 月に自己点検・評価委員会専門部会による校正作業を経て、11 月に自己点検・評価委員会に報告書（案）の提出が行われ、いくつかの指摘を経て教授会に報告され、理事会での承認を受けて公開となった。令和６年度においても同様のスケジュールで進め公開している。

自己点検・評価報告書の最終原稿の点検作業には自己点検・評価委員会をはじめ全教職員が関与している。自己点検・評価報告書は毎年公表され、全ての教職員が毎年度の報告書を確認することができ、その結果は翌年以降の改革・改善の指標となっている。

また、中期事業計画（５ヵ年計画）に反映されている。

高等学校との連携については、秋草学園高等学校との間で高短連携委員会を組織し、月に１回程度の委員会を開催しているが、その中で、自己点検・評価に関する意見交換を実施することで改善が行われている。

また、平成 29 年度からは、大学関係者評価委員会運営内規を整備し「大学関係者評価委員会」を設置し、近隣の保育園園長、商工会議所事務局長、所沢市こども未来部長、野老澤町造商店店長などの委員を委嘱した。令和５年度は令和６年３月に、令和６年度も同様に令和７年の３月の年度末に大学関係者評価委員会を開催し、学生からの学生生活改善のための意見交換や、三つの方針を踏まえた取組についての意見交換、教育の質の向上に関する取組事例の報告などが行われた。このような取組を通じて報告書としてまとめられた自己点検・評価に関して、その結果は次の年度の改革や改善に活用されている。

［区分　基準Ⅰ-D-2　教育の質を保証している。］

＜区分　基準Ⅰ-D-2 の現状＞

本学では、平成 30 年度より学修成果の評価に関するアセスメントポリシーを定め、大学全体、各学科、科目それぞれにおけるポリシーに従って学習成果の評価・検証をおこなうように努めている。本アセスメントポリシーについては、毎年教学マネジメント委員会において定期的に点検を行っている。

幼児教育学科では学習成果は、GPA を用いた数値化によって査定しており、さらに毎月開催される学科会で、学生の実習を含む学習面や生活面における動向を報告し、教員間で共通の理解を得ている。評価の基準は、各科目の担当教員がシラバスに記載した「授業の目標」に基づき「評価の要点」「総合評価の割合」を厳守して行っている。このような査定の手法は、学科内の教務委員を中心に定期的に点検している。教育の向上・充実のための、非常勤講師を含むすべての教員が、学生の授業アンケートや他の教員による授業参観後の指摘などの基づく PDCA サイクルによって定期的に教育力の向上と充実に努めている。また、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更については、事務部より逐一全教員に連絡され、さらに教授会・学科会等で確認し、法令を遵守している。

地域保育学科では、学習成果の査定に関して、主に毎月開催される学科会で、委員会報告や学生の動向といった事項の中で GPA 値の確認などと共に取り上げられ共通の理解を得ている。なお、学生の動向についてはそれが個人情報であることを鑑みつつ、関係者以外に漏洩することの無いように、教員に対して取り扱いについては注意を喚起している。教育の質の向上と充実のための PDCA サイクルは個々の教員として試験やレポート、作品等により学習成果を確認し授業評価と合わせて教育の向上に努めているが、特に学科会を中心として、教員間で様々な情報共有と意見交換を行っており、これらの

学科の雰囲気は教育目的・目標の達成に大いに寄与する部分であると考える。学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更についても、適宜確認し法令順守に努めている。

文化表現学科では学習成果の質保証と査定（アセスメント）について、以下のような仕組みによって量的・質的データとして把握し、確認している。

①全科目を通じてGPAを用いた数値化によって把握する。

②各科目の担当教員がシラバスに記載した「授業の目標」に基づき「評価の要点」「総合評価の割合」を厳守して学生の学習成果を評価する。

③教員は定期試験だけで学生の学習成果を評価するのではなく、学習の進行状況に応じて中間試験、小試験、レポート等、随時の課題提出を課して学習成果を継続的に評価し、総合評価へとつなげている。レポート等の評価に当たっては令和３年度から資格課程を中心に一部科目でのルーブリック評価を取り入れた。

④学科の教育成果の判断基準としては、令和５年度より、各種資格の取得率や検定の合格率によって客観的に評価し、教育改善の根拠資料としている。

これらの質保証の範囲は教養教育科目、専門基礎科目及び専門教育科目、キャリア教育科目の各課程に及ぶほか、図書館司書、ウェブデザイン実務士、情報処理士、医療事務の各資格課程においてはその取得率及び取得人数を定量的に把握することで確認している。また、情報処理士課程、観光実務士課程においては、資格認定機関である全国大学実務教育協会の評価方法を取り入れたルーブリック評価による質保証を行っている。なお、学習の成果として予め定めた一定の資格を取得した場合や検定に合格した場合は受験料に相当する額を授与する「資格取得褒賞制度」を設け、平成30年度から正式に規定に位置づけた。教育の質を向上させるためのPDCAサイクルは個々の教員が学生の授業アンケートや他の教員による授業参観後の指摘に基づいて改善に努めており、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更については、適宜、学科会等で確認し法令順守に努めている。前年度に課題であった成果の評価方法（アセスメントポリシー）については、キャリア教育科目での「コンピテンシー到達度調査」、資格課程における外部機関（全国大学実務教育協会）のルーブリック評価、各種資格の取得率や検定の合格率等を取り入れ課題の解消に取り組んでいる。

＜テーマ　基準Ⅰ-D 内部質保証の課題＞

幼児教育学科では、各担当科目教員それぞれが授業改善のためのPDCAサイクルの取り組みを行っているが、非常勤教員を含め、更なる教育の質の向上と充実のため、相互に教育の質の保証を点検、確認するべく組織的取組を強化する必要がある。観点（2）については、アセスメントポリシーを明確に策定するとともに、ルーブリック評価の導入を増やし、明確で公平性の高い仕組みを導入することが今後の課題である。

地域保育学科では、令和３年度より教員の配置換えなどにより科目担当教員の大幅な

変更があったが、令和４年度より各科目の開講時期を大幅に見直し、令和５年度から開講時期の変更を実際に行った。令和６年度はそれらの検証を行なったが、大きな問題点はなく計画通りに進んでいる。

文化表現学科では、令和２年度から導入した新教育課程に合わせたアセスメントポリシーの明確な策定について、キャリア教育科目での「コンピテンシー到達度調査」の実施、資格課程における外部のルーブリック評価などで漸次導入に踏み切っているが、現状では十分とはいえない。PDCA サイクルの組織的取組を強化するとともに、教科科目に関しては適宜、ルーブリック評価の導入を増やし、明確で公平性を担保する質保証の仕組みを導入することが今後の課題として残っている。新型コロナの感染状況の悪化に伴い、令和２年度～令和３年度に遠隔授業を取り入れ、遠隔授業における評価ルーブリックの導入が課題となっていたが、令和４年度には対面授業に戻ったため中断している。しかし、遠隔授業そのものについてはメリットもあり、今後評価の公平性を担保するうえで不可欠である遠隔授業におけるアセスメントポリシーを策定し、質保証を強固なものにしていくことが課題である。

＜テーマ　基準Ⅰ-D 内部質保証の特記事項＞

記載事項なし

＜基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

地域社会への貢献の一環として、コロナ禍が終息後はエクステンションセンターの受講生の拡大を図るため講義内容の再検討及び広報の強化に努める。講義内容については幅広い受講生からの要望のほか、今後必要と思われる講義内容を検討していく。広報の強化としては具体的には市役所や公共施設にポスターを掲示すること、受講生のリピートでの参加や友人・知人への勧誘を依頼することなどが考えられる。

秋草学園５ヵ年計画の目標とその達成状況に連動して自己点検・評価作業が行えるよう検討する。

幼児教育学科では、学生全員に「教育目的・目標」の更なる理解を求めていくために、学科会等において、教育目標を更に学生に伝えていく手立てと、その教育の効果をどのように検証したらよいかを協議し、全教員が協働して学生教育にあたることとする。地域社会の要請に応えられているかどうかは、具体的に卒業生にどんな能力が求められているか、また何が不足しているのか、キャリアサポートとの連携や実習連絡会等を通じて、外部の保育者に引き続きヒアリングを行うことで点検していく。また、GPA 評価制度の更なる活用について、短大の規定に照らした学習成果の点検方法を学科会やカリキュラム検討作業部会で検討する。入学前指導の際には、入学予定者に「入学者受け入れ

の方針」を伝える機会をWeb上のオンデマンドと対面授業で設けた。さらに入学後も幾つかの授業で連携を行い、「教育課程編成・実施の方針」の理解を促し、卒業年次生には「卒業認定・学位授与の方針」を伝え、自らの学習成果の振り返りを行う。また、非常勤講師に対しても「三つの方針」を具現化できる授業のありかたを共に考える機会を設ける。教育の質保証については、引き続き授業の連携を図ることによって、互いにPDCAの共通理解を深める。また、学科での学習成果の査定は教学アセスメントポリシーに沿って行う。

地域保育学科では、令和４年度においても本学の教育方針を理解し、新型コロナウイルス感染拡大の影響による新しい生活様式の中でボランティア活動、インターンシップ等に協力をいただける行政・事業体と共同して、地域保育学科の目的・目標の達成に向けて、地道できめ細やかな指導を徹底する。児童厚生２級指導員、ピアヘルパー、おもちゃインストラクター等の資格取得については安定した高い取得率と公立保育士合格者数の拡大を目指す。更に、「三つの方針」は地域保育学科の教育活動の根幹を為すものであるため、今後学科会等において点検評価・見直しを行う。教育の内容・充実に向けて学習成果の査定やPDCAサイクルについて、学科の状況を見ながら取り組んでいく。

文化表現学科では今後、ゼミナールの授業を中心に地域・社会との連携協力を一段と進めていく計画であり、地域の文化施設である角川ミュージアム及びミュージアムの親会社であるKADOKAWAとの包括連携協定の締結を目指すことにしている。また、新型コロナの感染深刻化により、令和２年度、３年度に実施できなかった秩父市をはじめ、人口流出地域である中山間地域での社会貢献活動に関し、状況が改善されれば具体的取り組みを進めていくこと計画である。

自治体との連携では、教育課程に配置している「ゼミナール」及び「ボランティア」の授業を中心に、学習成果の実質化という視点に立った効率的な連携の在り方を検討し、実践的に活動していく。具体的には、令和３年度に実現した所沢警察署や所沢市生涯学習推進センター、西武鉄道等と連携していく計画である。

大学案内、ホームページ、高校教員対象の説明会などの場を通じて、新教育課程と三つの方針及び教育の効果について広く内外に公開し、積極的に説明していく計画である。また、非常勤講師に対しても、非常勤講師教職員会の場や個別説明などを通じて新教育課程の趣旨を伝えていく。学習の成果については、成績評価のルーブリックを学生に事前公開することなどによって、成績評価の可視化につなげていく計画を一段と進めるほか、授業コマごとの教育目標の設定も進めていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

秋草学園５ヵ年計画の目標とその達成状況に連動して自己点検・評価作業が行えるよう検討する。

地域社会への貢献の一環として、エクステンションセンターの受講生の拡大を図るた

め講座内容の再検討及び広報の強化に努める。講座内容については幅広い受講生からの要望のほか、今後必要と思われる講座内容を検討していく。広報の強化としては具体的には市役所や公共施設にポスターを掲示すること、受講生のリピートでの参加や友人・知人への勧誘を依頼することなどが考えられる。

幼児教育学科の学習成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現し、人間性豊かな保育者に成長することである。具体的には、保育者としての幅広い専門知識を学び、実践で活用できる技能を身につけるとともに、柔軟な思考力と豊かな表現力、他者を尊重し協調できるコミュニケーション力、社会人としてのマナーを身につけることである。その上で、教育目標・目的については、幼児教育学科では、専任教員はもちろんのこと、非常勤講師に対しても、全教職員会で学科長が説明をすることで、教育目標の共有を図っている。学生に対しても、入学前後の集合教育やオリエンテーション等で教育目標を周知できるようにすべきである。今後は、入学前教育から卒業に至るまで、あらゆる機会をとらえて学生全員に「教育目的・目標」の更なる理解を促す必要がある。また、教育効果をどのように検証したらよいかを協議し、全専任教員が協働して学生教育にあたるとともに、非常勤講師にも協力を求め三つの方針」を具現化できる授業のありかたを共に考える機会を設けることも検討すべきである。

地域社会の要請に応えられているかどうかは、具体的に卒業生にどのような能力が求められているか、また何が不足しているのか、キャリアセンターとの連携や実習連絡会、大学関係者評価委員会等を通じて、外部からも引き続きヒアリングを行うことで点検していく。また、GPA 評価制度の更なる活用について、短大の規定に照らした学習成果の点検方法を学科会やカリキュラム検討作業部会で検討する。

地域保育学科では、令和７年度においても本学の教育方針を理解し、ボランティア活動、インターンシップ等に協力をいただける行政・事業体と共同して、地域保育学科の目的・目標の達成に向けて、地道できめ細やかな指導を徹底する。児童厚生２級指導員、ピアヘルパー、おもちゃインストラクター等の資格取得については安定した高い取得率と公立保育士合格者数の拡大を目指す。また、「ベビーシッター資格」を令和５年度入学生から資格取得可としたため、これも教育上最大の効果を発揮できるよう運用していく。

文化表現学科では、教育効果を高めるために、地域・社会との連携協力を一段と進めていく計画である。具体的には、令和３年度に実現した所沢警察署や西武鉄道等との「安心・安全の町づくり」に関する連携を強化するのをはじめ、令和４年度に連携した公益財団法人・日本財団、埼玉テレビとの「環境美化活動」、同じく令和４年度に締結した所沢商工会議所との産業振興に係る連携活動の実践活動を進めた。令和５年度以降は所沢警察署、所沢商工会議所、所沢市社会福祉協議会等連携し実践活動をおこなうことによって学生の実践力・行動力を含めた学習成果の向上が図れた。自治体との連携では、教育課程に配置している「ゼミナール」及び「ボランティア」の授業において、「学習

の成果」の視点に立った効率的な連携の在り方を検討し、実践的に活動していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

［テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程］

［区分　基準Ⅱ-A-1　卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。］

＜区分　基準Ⅱ-A-1 の現状＞

幼児教育学科では、「愛され信頼される女性の育成」という建学の理念を根幹とし、令和２年度には三つの方針に整合性をもたせるため、組織的議論を重ねて新しい卒業認定・学位授与の方針を策定した。

幼児教育学科では、自然と生命を尊重し、知性と感性を磨き、幼児教育・保育を通して地域社会に貢献できる、人間性豊かな人を育成することを目的として、次に掲げる力と姿勢を身につけた者に、学位（短期大学士）を授与する。

１）幼児教育学・保育学の知識と技能をしっかりと習得している。
２）コミュニケーション能力があり、周囲の人と協調することができる。
３）子どもを取り巻く環境や問題をし、自ら課題をみつけ取り組むことができる。
４）自然と生命を大切にする心をもち、それを子どもに伝えることができる。
５）自分を生き生きと表現し、他者の表現を受け入れることができる。

以上幼児教育学科の卒業認定・学位授与の方針は、地域社会で求められる保育者に必須の条件を示してあり、社会的に通用性がある。また、卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件はシラバスや教育課程で明示し、学習成果に対応している。また、学科会において卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検し、近年では令和２年度に改定しており、必要があれば見直しをする体制を整えている。

なお、規定により修業年限については第一部２年間、第二部３年間であり、卒業認定・卒業要件修得単位数は、教養教育科目 12 単位以上（うち必修科目 10 単位）、専門教育科目 50 単位以上（うち必修科目 18 単位）、合計 62 単位以上を取得する必要がある。また、幼稚園教諭二種免許状を取得して卒業する場合は専門教育科目 56 単位以上（うち必修科目 46 単位）、保育士証を取得して卒業する場合は専門教育科目 62 単位以上（うち必修科目 59 単位）となる。さらに幼稚園教諭二種免許状と保育士証の双方を取得して卒業する場合には、教養教育科目 12 単位以上（うち必修科目 10 単位）、専門教育科目 73 単位以上（うち必修科目 70 単位）、合計 85 単位以上を取得する必要がある。単位の実質化を図るため、年間又は学期において履修できる単位数の上限を 50 単位と定めている。

地域保育学科の保育者養成は、建学の理念のもと、子育て支援をはじめとした現代の保育ニーズに対応できる専門的知識を修得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保

育者を養成することにある。以下のような知識・学力と人間性を身につけた者に対して短期大学士を授与する。

１）保育者として必要な教養や専門的知識を身につけていること。

２）主体的に学ぶ力を身につけ、保育の質の向上、自己の資質向上に取り組めること。

３）仕事やそれ以外の活動を通し社会貢献できる力を有していること。

４）子どもの人権を守り、子どもの最善の利益を優先できること。

５）多様な問題に直面したとき、それを乗り越える精神的強さを有していること。

なお、規定により修業年限については３年間、卒業認定・卒業要件修得単位数は３年以上本学科に在籍し、教養教育科目 12 単位以上（うち必修科目 10 単位)、専門教育科目 81 単位以上（うち必修科目 28 単位)、合計 93 単位以上を取得する必要がある。また、幼稚園教諭二種免許状を取得して卒業する場合は専門教育科目 82 単位以上（うち必修科目 59 単位)、保育士証を取得して卒業する場合は専門教育科目 81 単位以上（うち必修科目 71 単位）となる。さらに幼稚園教諭二種免許状と保育士証の双方を取得して卒業する場合には、教養教育科目 12 単位以上（うち必修科目 10 単位)、専門教育科目 86 単位以上（うち必修科目 84 単位)、合計 98 単位以上を取得する必要がある。

以上のように学位授与の方針について、学生便覧、ホームページ、大学案内等において表明し学内外に周知を図っている。保育者養成とする本学科の学位授与の方針は、地域社会のあり方、子育て支援の必要性という現代社会の中で特に職業人としてまた社会人として求められているものであり、毎年幼稚園教諭、保育士としての専門職としてほぼ 100 パーセント近い数値で就職していることからこれらの方針は社会的通用性があると考える。

文化表現学科は、令和２年度からの教育課程の変更に際し、令和元年度に卒業認定・学位授与の方針を全面改定した。新しい卒業認定・学位授与の方針は、これまでの内容との継続性を保ちつつ、新しい教育課程に対応させるものであり、社会の求める教養人、職業人の基本的能力や心構えを具体化しており、その内容は十分に社会的・国際的通用性を有している。なお、卒業認定・学位授与の方針は、教育課程のあり方とともに定期的に学科会で点検している。教育課程を変更する場合には、卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との間に齟齬が生じないよう、一体化・一貫化を前提として行っている。文化表現学科の卒業認定・学位授与の方針は以下の通りである。

１）日本の伝統及び現代文化に加え、異文化に対する理解を深め、多様で寛容な思考や表現ができる。

２）他者の主張や考えに耳を傾け、その内容を理解したうえで自分の思いや考えを表現することができる。

３）社会の新しい動きに関心を寄せ、絶えず向上心をもって新たな知識や技能、資格を習得し、適切な判断のもとに物事を実践できる。

４）礼節、勤勉、協調の精神を持ち、主体的に様々な人々と協働して社会に貢献でき

る。

この卒業認定・学位授与の方針は、教育課程編成・実施の方針と一体化した内容であり、学習成果に対応している。また、卒業認定・学位授与の方針に沿って、卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示し、シラバスや教育課程で明示している。なお卒業認定・卒業要件修得単位数は２年以上本学科に在籍し、教養教育科目８単位以上、専門教育科目 60 単位以上（うち必修科目 12 単位）、合計 68 単位以上を修得すること、と規程で定めている。単位の実質化を図るため、年間又は学期において履修できる単位数の上限を 50 単位と定めている。シラバスには学生が履修するうえで必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書、自習時間等）を明示している。

いずれの学科においても学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)から教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)が作成されているために、そこに基づく授業編成がなされた上で卒業単位数の設定、及び認定を行うための一貫性を持った構成となっている。必要単位数を取得した者は学位授与の方針の基準を満たし、卒業認定がなされている。以上のことから、卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や額授与を適切に行っているといえる。

［区分　基準Ⅱ-A-2　教育課程編成･実施の方針に従って､教育課程を編成している｡］

＜区分　基準Ⅱ-A-2 の現状＞

幼児教育学科では、「卒業認定・学位授与の方針」に対応した「教育課程編成・実施の方針」を明確に示し、教育課程を短期大学設置基準に準拠して体系的に編成し、その学習成果の獲得を判定している。当学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与に必要な知識や能力を習得するために、教育課程を大きく「教養教育科目」と「専門教育科目」に分けて以下のように編成・実施している。その中で、以下の学力をしっかりと身につけることができるように、学びの道筋の中に各教科が配置されている。

１）教育・保育の専門知識と技能を身につける。
２）幼児教育・保育の理解を深めるため、他者と対話を重ねながら主体的に学ぶ。
３）社会人としての自分の将来を考え、学びに向かう意欲と力をつける。
４）環境や生命の重要性を学ぶ。
５）造形表現や身体表現、音楽表現を基礎として表現力を身につけ、 自分の得意分野を伸ばす。

成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等に則り判定している。シラバスには必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。また、年度ごとに履修方法について学生に説

明を行っている。学生ひとり一人が確かな学力を積み上げていくことができるよう、学びの順序の最適化を図っている。また教育課程の見直しを学科会やカリキュラム検討ワーキンググループで定期的に行っている。令和６年度の入学生からは、教養教育科目の見直しを行い、大学生としての教養と社会人に必要なマナーを身につける授業内容を重視し、授業内容と開設時期の変更を行った。

地域保育学科の教育課程は、「子育て支援を核とした現代の保育ニーズに対応できる専門的知識・経験を修得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者を養成することにある、」とする学位授与の方針に沿って学生が目標を達成できるよう、一般教育科目と専門教育科目を連携して編成されている。令和５年度までは学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は以下のように定めていた。

１）入学初年次には、大学における学びの全般を支え、専門教育の基盤となる教養教育科目を配置する。
２）専門教育科目は、保育の専門分野の体系に基づいて、知識・理論や実践的な技能をバランス良く学べるよう構成している。
３）地域保育学科の特色である子育て支援を核とした保育ニーズに対応できるよう、「地域活動Ⅰ・Ⅱ」、「地域子育て支援論」、「カウンセリング論」を始めとする地域理解、心理学系、児童館関連の科目等に力を入れている。
４）保育に直結する多彩な資格取得や資質向上をめざした科目を準備している。
５）主体的・自立的な学びのまとめとしてゼミ形式による卒業研究を課している。
６）透明で厳格な成績評価を行うとともに教育の内容や方法を検証し教育の質の向上を図る。

しかしながら、現在地域保育学科は、カリキュラムの見直しを行っており、令和６年度より教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように変更された。

１）入学初年次には、大学における学びの全般を支え、専門教育の基盤となる教養教育科目を配置する。
２）専門教育科目は、保育の専門分野の体系に基づいて、知識・理論や実践的な技能をバランス良く学べるように構成している。
３）地域保育学科の特色である子育て支援を核とした保育ニーズに対応できるよう、地域活動、心理学系、児童館関連の科目等に力を入れている。
４）保育者としての活動を深めるための多彩な資格取得や資質向上をめざした科目を準備している。
５）主体的・自立的な学びのまとめとしてゼミ形式による卒業研究を課している。

幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得するには、定められた必修教科が多数あるが、３年間の教育課程の中にバランスよく配置し、また年間に履修できる単位数の上限を定めている。子育て支援に必要とされる資格取得のための講座等も、学生が履修し易

いよう配置している。開設講座はすべてシラバス上に必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、授業時間数、予習・復習時間、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を示し、学生が受講する際参考となるようにしている。成績は５段階で評価されるが、教員は学生が卒業後、専門職としての社会的責任を持つ立場になることを念頭に評価を行っている。評価は各期末の試験のみならず、各教科担当者は小テストやレポート、発表、作品、授業態度等総合的に評価し客観性・公平性を期している。担当教員の配置も、専門性や業績を重視し専門的知識や技術が得られるよう配慮している。さらに、本学科独自の講座を多数開講しており、学科の特色を活かした学習の場となっている。本学科の代表的な独自教科として「地域活動Ⅰ・Ⅱ」、「総合演習Ⅰ・Ⅱ（ゼミナール）」、「カウンセリング論」を始めとする社会貢献、心理学系、児童館関連の科目等に力を入れている。教育課程の見直しについては、日頃の学習の成果や保育者養成に関わる法律や規則の改正を機に適切に行っている。令和６年度は SDGs 入門の開講時期を２年前期から１年前期へと変更し、また受講希望の２年生についてはオンラインを用いた個別対応を行なった。

文化表現学科の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。令和２年度からの教育課程の変更に際し、令和元年度の卒業認定・学位授与の方針を全面改定するとともに、学科の教育課程編成・実施の方針も一体的に改定した。令和３年度、令和５年度に教育課程を一部変更したが、学科の教育課程編成・実施の方針も卒業認定・学位授与の方針と齟齬が生じないよう配慮して体系的に策定した。学科の教育課程編成・実施の方針は以下の通りである。

１）人間、社会、文化への基礎的な理解と教養を身につけるように編成している。
２）多様な表現技法と基礎的な情報処理能力を習得できるように編成している。
３）時代に対応した多様な資格課程を設定し、学生がそれぞれの多様な能力を発揮できるように編成している。
４）キャリア教育、インターンシップ、ゼミ教育等を通じ、多様なものの見方と豊かな心を育むように編成している。

教育課程編成・実施の方針に記載した「多様な資格課程」には図書館司書、医療事務、Web デザイン、情報処理士、観光実務士等があり、学生はこれらの資格を卒業までに複数取得する者が多い。

いずれの学科においても学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）から教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が作成された一貫性を持った構成となっている。そこから生成された教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に従った教育課程が編成された学科運営がなされている。

［区分　基準Ⅱ-A-3　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。］

＜区分　基準Ⅱ-A-3 の現状＞

幼児教育学科では、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培う教育課程を編成している。専門教育の基礎となるよう、教養教育科目で、「日本国憲法」や「英語」、「体育実技・講義」、「表現とアート」、「生活の科学」等 13 の授業科目が開講されている。令和６年度からは、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を「基礎教養講座」「保育教養講座」に、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を「カレッジリテラシー」「キャリアデザイン」に変更し、教養科目の充実を図った。これらの教養科目は、保育者となるための専門科目と関連を持つように配慮されている。教養教育の効果を測定・評価は、学科会および学科内において毎年検討し常に改善に取り組んでいる。

地域保育学科では、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格に必要な要件である日本語表現、英語、体育、情報処理、日本国憲法、データサイエンスなどを中心に教養科目を開設している。それら科目群は専門教育の基礎となるものであり相互の分野が関連しあい教育効果が高められなければならない。従って日頃よりレポートや発表、試験等によりその成果を測定・評価し主体的に取り組めるよう授業の改善に努めている。また、より効果的な教育効果を得るために。初年時には「短大基礎講座」「基礎学力講座」を必修科目として設置し、短大の専門的な授業内容に学生がついていけるレディネスを備えることができるようにしている。

文化表現学科の教育課程は短期大学設置基準にのっとり幅広く深い教養を培うことができるよう次のような科目群に分けて編成している。その主な内容は以下の通りである。

１）教養教育科目・専門基礎科目

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）１「人間、社会、文化への基礎的な理解と教養を身につける」を設定、ポリシーを実現するための教養科目として８科目（選択必修）を配置している。さらに専門教育科目を受けるための基礎科目ともいえる「専門基礎科目群」（４科目）を設定し、専門教育科目との関連性を持たせている。

２）専門教育科目

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）２及び３を実現するために編成。「エアライン・観光英会話」「東アジアの言葉と文化」「文化・文学」「図書館」「情報・IT」「ビジネス・医療事務」「ＡＩ・プログラミング」「Web デザイン・マルチメディア」「ファッション・ブライダル」「マンガ・イラスト・創作」「心理学・アサーション」の 11 つのフィールで合計 59 科目を配置している。教養教育科目、及び専門教育科目は互いに関連性を持たせるよう配置しており、例えば教養教育科目の「文学に親しむ」は専門教育科目の「古典文学を読む」「近代文学を読む」「女性文学を読む」の授業科目の前段階として位置づけている。専門教育課程は 69 科目を配置しているが、これらはいずれも教養教育としての意味も持たせており、学科全体として幅広く深い教養を学ぶよ

うに編成している。教養教育の効果については、試験やレポートによってその効果を厳密に評価し、改善に務めている。令和５年度には、専門教育課程の充実を図るため「東アジアの言葉と文化」「ＡＩ・プログラミング」の２フィールドを新設、合わせて「文化・文学・図書館」フィールドを「文化・文学」「図書館」の２フィールドに分割することを決め、令和６年度から運用している。これにより、専門科目を学ぶフィールドは11フィールドとなった。

［区分　基準Ⅱ-A-4　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。］

＜区分　基準Ⅱ-A-4の現状＞

幼児教育学科では、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得し、将来保育者として保育現場で働くことを希望する学生がほとんどであるため、保育者に必要な教養と専門的能力を身につけることができるよう編成した教育課程の中で職業教育を実施している。当学科の教育課程での学習を修了した学生たちのほとんどが、保育現場での専門就職を果たしており、その学習効果の測定・評価が可能である。更に保育の現場に必要な職業教育の内容については、実習連絡会や大学関係者評価委員会等を通じて保育現場からの評価や要望を参考としつつ改善に努めている。専門教育科目は、保育者としての幅広い専門知識や実践的な保育技術を身につけられるように科目の配置を行っている。さらに、専門教育科目を通じて、柔軟な思考力や豊かな表現力を養い、自ら課題を見つけその解決方法を探り実践できる力を育て、他者を尊重できるコミュニケーションの力を育成するよう努めている。専門教育の効果は、学科会およびカリキュラム検討ワーキンググループにおいて検討し改善に取り組んでいる。

地域保育学科の教育課程は、現代の保育ニーズに対応できる専門的知識・技術を習得させ幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者育成に向けて、短期大学設置基準に沿った専門教育と教養教育をバランスよく学べるよう実施している。幼児教育者・保育者育成について、学内における授業科目の個々の達成目標に対する到達度の評価と、学外におけるボランティアやインターンシップ、各種実習での外部評価と自己達成感、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、児童厚生２級指導員資格、ベビーマッサージ指導者などの各種資格の取得状況とこれらの資格取得を活かした専門就職率等により測定・評価している。評価結果も参考とし、効果の測定・評価については必要に応じて改善に取り組んでいる。

文化表現学科では、職業または実際生活に必要な能力を育成するように教育課程を編成し、教育課程全般を通じて職業教育を実施している。その実施主体は学科教員であり、中心となるキャリア教育科目は令和元年度まで、共通科目の中で「キャリア支援」領域

として 11 科目を設定していたが、いずれも選択科目であり、キャリア教育の徹底を期すには不十分であった。そのため令和２年度からの新教育課程では５科目に再編成し、そのうちの「キャリア形成基礎講座」「キャリアスタディ（企業人に学ぶ)」については必修科目とした。従来、プレ・インターンシップを含むキャリア教育に関しては、選択科目である「社会人基礎講座」で対応していたが、２つの必修科目の設定により、社会人基礎講座は廃止しキャリア教育の実効を上げることとした。さらに、従来のインターンシップは社会人基礎講座のプレ・インターンシップを受講した学生のみが参加できる仕組みであったが、社会人基礎講座の廃止により、学科の学生全員がインターンシップに参加することが可能となった。くわえて令和４年度からは「短大基礎力演習」において様々な職業領域(教育、福祉等)の専門職員による講演会を継続して毎年度実施し、学生の職業選択の幅の拡充の機会を確保している。また、多様な知識や技能を習得させるために配置している専門教育課程も実生活に必要な能力を養うように編成している。例えば「エアライン・観光英会話」「東アジアの言葉と文化」「文化・文学」「図書館」「情報・ＩＴ」「ビジネス・医療事務」「ＡＩ・プログラミング」「Web デザイン・マルチメディア」「ファッション・ブライダル」「マンガ・イラスト・創作」「心理学・アサーション」の 11 のフィールド（専門科目群）にはいずれも、職業または実生活に資する授業科目を数多く配置している。さらに実践的な資格の取得を目指し、図書館司書課程、医療事務資格課程、ウェブデザイン実務士課程、情報処理士課程を置くほか、キャリア教育５科目及び単位化はしていないが、キャリア支援室と共催の就職関連講座を置き、学生のキャリアデザインをサポートしている。中でも令和２年度から教育課程に配置した科目「キャリアスタディ（企業人に学ぶ)」については、産業界との連携によって展開している授業であり、企業人の授業参加及び講義を通じて学生の企業理解が進み、連携企業への学生の就職も毎年、複数人実現するようになった。

また、教育効果の測定評価については、キャリア教育を通じて育成することを目的とした自立心、コミュニケーション力、情報活用力等を学生の自己評価によって測定する「コンピテンシー到達度調査」を実施し、学生の自己啓発及び授業改善に活かしている。さらに、資格取得率等により教育効果の測定・評価（アセスメント）を行い、教育課程の改善にも努めている。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

幼児教育学科では、卒業認定・学位授与の方針について入学時オリエンテーションや卒業年次の授業等で学科の学生に直接伝える機会を増やすことによって、周知徹底を進めている。幼稚園教諭二種免許状、保育士資格に必要な専門的教育科目要件が多くを占めるため、学生は科目登録の際や授業を受ける前に自主的にシラバスを見ることが少ない現状がある。とくに教育課程編成・実施の方針に関する理解が不足している傾向があるため、理解を深める手立てとして、入学前指導の段階から「教育課程編成・実施の方

針」について説明している。しかし、十分に理解しているとは言えず、各教科の最初の講義においてそれぞれの科目の目的・目標についてシラバス等を用いて十分に理解させる必要がある。

現在の学位授与基準や教育課程の課題や問題点を探るために、入学段階からの総合的・包括的な分析を試みたいと考えている。以前から課題であった入学者の入学後の動向をＩＲ推進室や入試広報室との連携を通して、令和４年度以降も継続して探っているが、特に、総合型選抜入学試験による入学者の入学後の動向を、今後も継続して見ていく必要がある。入学後１年以内で休学・退学に向かってしまう学生の入学試験時のデータとの直接的な相関関係は明確には見いだせていないが、一定の傾向は示されているため、今後も引き続きデータ分析を継続する必要がある。特に、休学・退学に向かいがちな、GPA2.0 を下回る学生の支援のありかたを引き続き検討する必要がある。現在、学級指導教員と実習教科担当、また基礎学力をつけるための教科担当者と連携し、個々の学生の学習に関する情報を共有しつつ支援している。また、引き続き免許取得辞退者を減らすための方策を探ることも課題である。認定こども園が増加する中、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の二つを取得することが社会的な要請として強まっているが、学生個々の事情が複雑であるため、両方の資格取得を促すことが困難な場合もあり、検討を要する。

地域保育学科では、学位授与の方針については、学生必携である学生便覧に明示しているが、より周知を図るため日頃の適切な指導が必要である。学位授与の方針は職業人としてまた社会人としても求められているものであり、学内外に対して積極的に広報する。今後も学位授与の方針については、様々な観点から定期的に点検する。教育課程および教科の配当年次や指導内容の見直しについて、学位授与の方針や学習の成果に鑑みながら社会や学生のニーズに応じて柔軟な対応が必要である。幼稚園教諭二種免許状、保育士資格に必要な専門的教育科目要件が多くを占めるため、人文、社会、自然分野に関する幅広い教養教育科目の開設や選択が困難である。豊かな感性と資質を持った保育者を養成するという学位授与の方針に基づいて、現代の保育のニーズに対応できるような幼児教育者・保育者育成にいっそう努める。またより多くの資格を取得できるように支援していく。入学説明会やオープンキャンパスをはじめ各種入試説明会において地域保育学科の受け入れ方針をこれまで以上に訴えていく必要がある。現代の保育のニーズに対応できるような保育者養成にいっそう努める。

文化表現学科では、令和元年度の自己点検・評価において改善の必要があるとしていた三つの方針の改善、教養教育科目、専門基礎科目、キャリア教育科目等の専門教育科目以外の数が専門教育科目に比べて格段に多く、専門教育充実の視点から見た場合、著しく不合理になっている現状を令和２年度に改善した。その他の課題として、卒業認定・学位授与の方針に沿った教科の見直しを継続的に行い、教育効果の実質化を図っていく必要があるとしていたが、令和２年度においてはボランティアの授業で所沢警察署と連

携、令和４年度には日本財団、テレビ埼玉、所沢商工会議所、所沢市社会福祉協議会と連携するなど学習成果の実質化を図る取組みをしており、これら外部機関との連携による授業内容のさらなる深化を進めていくことが今後の課題である。

一方、令和２年度、令和３年度において課題となっていた新教育課程における各教科のアセスメントポリシーについては徐々に評価が定着してきている。また、多様な知識や技能を習得させるために配置している専門教育課程だが、学びのニーズが多様化している現状において、さらに見直しをしていく必要があるとの認識のもと、令和５年度に時代の要請や高校生のニーズに対応した専門教育科目を追加配置することを決め、令和６年度から実施している。

入学者受入れ方針については、現状は概ね問題なく実施しており大きな課題は見当たらない。しかしながら入学者受入れの方針における定期的な点検については、三つの方針や教科の追加などと合わせた点検要領の策定が必要である。また、高等学校関係者の意見聴取については教職員の高校訪問を通じて実行しているが、組織的に実施できているとはいいがたい。これらの課題について、着実に改善していくことが課題である。

これまでＩＲ推進室で行なってきた分析は、大学運営の支援に十分に活用されているとはいえず、今後うまく機能させる方法を検討する必要がある。

卒業生の進路先での評価と情報の継続収集のため、卒業後アンケート、訪問での情報収集を効率よく、かつ継続して実施していく必要がある。さらに、得た評価と情報を「学習成果の点検」に具体的に有効活用していくために必要となる、「収集方法・収集項目」と「フィードバックの方法」の再考が課題である。コロナ収束が見えてきた現在、講座を Web で一部継続実施する可能性もあるため、理解を深め、学ぶ意欲を持ち続けることのできる内容、配信方法の工夫を早急に検討する必要がある。また、Web を活用しての就職活動が今後も行われていくと予測される。学生の ICT スキルを高めることも課題の一つである。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞
記載事項なし

［テーマ　基準Ⅱ-B 学習成果］

［区分　基準Ⅱ-B-1　短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。］

＜区分　基準Ⅱ-B-1 の現状＞

幼児教育学科の学習成果の査定は、学内における授業科目の個々の達成目標に対する

到達度の評価と、各実習先からの評価や、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の取得状況及び免許・資格を活かした専門就職率等の外的評価等によって定期的に行われている。幼児教育学科では、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得し、将来保育者として現場で働くことを希望する学生がほとんどであるため、学習成果としては、個々の授業科目の単位取得だけではなく、学習の集大成ともいえる保育所実習、施設実習、教育実習の各実習で、それまでの学習成果が発揮されている。また、学習成果を獲得した学生たちの多くは幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両資格を取得し、現場で保育者として働くことになるため、幼児教育学科の学習成果には実際的な価値があり、専門就職という点で学習成果は測定可能なものとなっている。またこれらの学習成果は、一部においては２年間、二部においては３年間で獲得可能である。

地域保育学科の学習成果は、学内における授業科目の個々の達成目標に対する到達度の評価と、学外におけるボランティアやインターンシップ、各種実習での外部評価と自己達成感、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、児童厚生２級指導員資格などの各種資格の取得状況とこれらの取得を活かした専門就職率等によって明確であり、測定可能である。その他の資格として図書館司書、ベビーマッサージ指導者、ピアヘルパー、レクリエーション・インストラクター、おもちゃインストラクター等があり必要な学びの後、試験等を受け合否判定が出るもの、授業時の学習成果が資格認定に繋がるなど一定の学習成果として資格取得が連動したものとなっている。学習成果は３年間で実現可能であり社会的に有用である。なお、認定ベビーシッター資格に関しては令和５年度の入学生が卒業時に取得するため、現在取得者は存在していない。

文化表現学科の学習成果は、資格などと密接したものが多くあるために学習効果は明確である。図書館司書資格、医療事務資格、ウェブデザイン実務士資格、情報処理士資格、観光実務士などの資格課程については具体性があり、測定可能である。例えば、具体的な学習成果の一つとしての司書資格取得は、社会的にも認知された実際的な価値を持つものであり、必要な教科の学習成績で合格点を取ることと卒業要件を満たすことが条件となっている。同資格は、客観的に測定された学習成績に基づき、在学期間内で取得可能である。同様に医療事務資格、ウェブデザイン実務士資格、情報処理士資格、観光実務士資格も必要な教科の学習成績で合格点を取ることと卒業要件を満たすことが条件となっており、客観的に測定された学習成績に基づき、在学期間内で獲得可能である。さらに、「情報処理士」、「観光実務士」等の資格課程の科目に関しては、令和３年度より外部認定機関（全国大学実務教育協会）のルーブリック評価・外部評価を取り入れ、客観性を持たせている。専門教育課程の創作系科目における評価は、具体的な作品の完成度を専門教員が評価を下して確認しており、測定可能である。令和４年度におけるこれら資格の取得者は図書館司書の 23 人をはじめ、医療管理秘書士 15 人、Web デザイン実務士 18 人、情報処理士 33 人、診療実務士 33 人の合計 104 人に達した。この数値は１人の学生が平均２つ以上の資格を取得したことを意味している。令和５年度に

おけるこれらの資格取得者は図書館司書の 16 人、医療管理秘書士 12 人、Web デザイン実務士 12 人、情報処理士 16 人、診療実務士 12 人の合計 104 人（延人数）であった。令和６年度におけるこれらの資格取得者は図書館司書 25 人、医療管理秘書士 12 人、Web デザイン実務士 19 人、情報処理士 27 人、診療実務士 10 人の合計 93 人（延人数）であった。

［区分　基準Ⅱ-B-2　学習成果の獲得状況を適切に評価している。］

＜区分　基準Ⅱ-B-2 の現状＞

幼児教育学科では、学位授与の方針に基づいた教育課程による学習成果の獲得ができるように、全教員がシラバスに示した学位授与方針を明記した上で、成績評価基準に従いながら、それぞれ多様な方法を用いて指導を行っている。このことにより各授業科目の学習成果は、幼児教育学科の学習成果に対応するようになっている。そして各教員は、教育目的・目標の達成状況を把握しながら学習成果の獲得状況を適切に把握した上で、学習成果の獲得状況を適切に評価している。例えば、学期末の試験のみでなく授業時の小テスト、レポート、発表、作品提出等多様な方法を取り入れており、学生に対する個別の指導や支援をきめ細かく行っている。

また、各教員は学期ごとに学生による授業評価を受け、その結果を認識したうえで、改善計画を提出することが義務付けられている。さらに、一定期間の授業公開が義務付けられており、参観した結果は、授業公開コメントシートに記されて、授業を行った教員に示され、それをもとに改善計画を提出することが義務付けられている。これらの施策により、各授業は閉鎖的にならずに外部からのアドバイスなどを受け学習成果の多様な視点からの整合性を保つ仕組みが作られ、学習成果の信頼性と妥当性を担保している。授業内容については、令和２年度から用いている Google Classroom を対面授業にも導入し、令和６年度も新しい授業のあり方について話し合い、学科会等において授業担当者間の意思の疎通や調整を図っている。また、各学級指導教員は各学生の成績表や学科会、日常的な各教科の担当教員との連絡を通じて、各学生の学習成果の獲得状況を把握しており、学習上の問題や卒業に向けての指導を個別に行っている。

地域保育学科に所属する教員は、本学科における保育者養成の目標と学位授与の方針を理解し、シラバス上に成績評価基準を明示し、教育目的・目標の達成状況を把握しながら学習成果を評価している。学習成果をより公正で客観的に把握するために、期末の試験のみではなく授業時の小テスト、レポート、発表、作品提出、さらに授業への取り組み姿勢など様々な観点から評価している。ＦＤ活動の一環として、教員は定期的に学生から授業評価を受け、その結果を参考にして授業内容や授業方法を修正する等、より適切なものして授業に生かしている。また教員間の授業相互参観も実施しており、こ

の評価を基に授業方法の改善に取り組んでいる。なお、それらは公開されている。学生の学習成果獲得に向けて、学科の教員は必要に応じて互いの授業内容について情報交換ならびに協力調整を行っているが、地域保育学科の専任教員間では私的な交流の中で授業の具体的な相談を行う雰囲気があり、これらは教員の自主的な向上心として大いに尊重されている。社会的責任の大きい保育者を養成し、資格取得を目指す学科であるため、各教員は学生に対して、きめ細かな指導は欠かせない。特に学級指導教員は履修・卒業に至るための学習面の指導のみならず生活面にわたっての支援も行なっている。毎月の学科会では、学生のそれらについての情報交換をする場を設けており学生支援に役立てている。

文化表現学科の教員は、学習成果の査定を適切に行うために、シラバスにおいて成績評価の基準を明示するとともに評価項目のウェイトを学生に示し、教育目的・目標の達成状況を把握しながら学習成果の獲得状況を評価している。期末の試験や課題、レポートの提出のほかに、授業時の小テストや、口頭での質問に対する回答にも留意し、学習指導と学習支援を行っている。また、授業時に、学生自身の学習状況を確認・自覚させるための「気づきノート」の作成とそれへの教員コメントの作成、「コンピテンシー到達度己自己評価」による学生自身の学習成果への自覚とそれに対する教員のアドバイスを通じて、学生の学習成果の獲得を支援している。コロナ禍での遠隔授業に関しては、学習成果の確実な獲得に向けて、課題の提出を必須としていたが、令和４年度から全面的に再開した対面授業においても適宜、Google Classroom を使った課題を課し、学習成果を向上させるため教員による学生支援を積極的に行っている。

全学的に行われている学生による授業評価は、平成 30 年度まではアンケート集計を外部委託しており、費用の問題もあって、ＦＤ推進委員会が指定した教科（前期・後期それぞれ、非常勤講師を含む全教員について、受講者が多い科目を中心に選定）に絞って行われていた。令和元年度よりＩＲ推進室長により、学生がスマートフォンを用いて回答し、学内で集計作業を行えるシステムが構築されたため、非常勤講師を含む全教員の全ての授業においてアンケートと集計が実施されるようになった。

令和５年度以降は、前期授業期間、後期授業期間に行った。その結果を元に PDCA サイクルを用いて授業の改善計画を提出し、授業に活かしている。また、集計結果は図書館や Web 上で学内において公開されている。なお、平成 29 年度からは、授業評価の結果が思わしくない教員には学長からのヒアリングが行われ、改善に向けて話し合いが行われているが、本年度も引き続き行われている。

また、非常勤講師を含む教員間における授業の相互参観を、前後期それぞれにおいて実施している。令和５年度は、前期は５月８日から６月９日まで、後期は 12 月４日から 12 月 15 日までの相互参観期間を設けた。特に専任教員には最低３つの授業の参観を義務付け、その評価を授業公開コメントシートに記述して提出している。その結果は学内で公開しており、評価を受けた教員は改善・対処法を提出している。

［区分　基準Ⅱ-B-3　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。］

＜区分　基準Ⅱ-B-3 の現状＞

測定可能な学習成果として、GPA、単位取得率、免許・資格取得率等が挙げられる。本学では学習成果の獲得状況の量的データの目安として、GPA が低い（2.0 未満）学生に対しては、学級指導教員が面談を行い学習面と生活面で指導を行うことで GPA 値の改善を目指し、成績不良が留年・退学に繋がらないように支援している。なお、学級指導教員には、クラスの全学生の履修状況が一覧できるリストが配布されているため、単位取得状況や再履修状況など個別に相談対応することができ、学習成果の獲得状況を適切に把握することが可能となっている。取得可能な免許・資格は学科で異なるが、学科毎に免許・資格の取得状況について勘案し、取得率の向上を図っている。なお、ポートフォリオについては現在、一部学科のみで作成・活用している。また、今後 FD 研修の一環としてルーブリックを用いた評価方法の在り方を研修するとともに、令和８（2026）年度からルーブリックを全学的に導入する予定である。具体的には学生の書いたレポートを題材にし、それぞれの教員が共通のルーブリックを用いた評価をした場合、どのような差が出るか、またこの差はどのように解消していくべきかなどの検討を行う。

学生に対してアンケートによる学生調査は以下のものを実施している。新入生調査、学修時間・学修行動調査、学生満足度調査、授業評価アンケートおよびコンピテンシー到達度自己評価アンケートを行い、集計・分析した上でその結果を全教員に周知し、学生の学修指導や生活指導、学内整備、今後の授業改善等に活用している。インターンシップ、留学、４年制大学編入について、説明会・報告会等の場を設け学生に開示することで、学生生活を充実させ卒業後の進路決定の選択肢を広げる一助としている。また、教職員が幼稚園・保育所・施設、企業訪問を行う際、雇用者から聴取した就職者の様子等をキャリアセンターが取りまとめて回覧している。さらに、卒業後満一年を経た時点で卒業生受け入れ事業体や卒業生自身に対してアンケートを行い、社会人としての能力如何（コミュニケーション、学びの継続、社会人としての常識、その他）や在学中の学びの利点、本学への要望などに関する回答をキャリアセンターが取りまとめて本学ホームページに公開し、在学生の進路選定への便宜を図っている。

これらの学生調査や学生による自己評価、及び卒業生への調査などの結果は、教授会等で教員に周知され、学習成果の効果性についての点検に用い、次年度の授業改善などに役立てている。

免許・資格取得状況や専門職への就職率、学修時間・学修実態、学位取得率、コンピテンシー到達度自己評価の公表を行っている。また、入学者選抜別に入学者の追跡調査を行うため、選抜区分、留年者、休学者、中退者、各種資格取得等の活動実績、GPA な

どの成績、単位取得数、資格取得、就職などのデータ収集を行い、適切な入学者受け入れが行われているかどうかの検証を行っている。平成 30（2018）年度からコンピテンシー到達度自己評価のアンケートを Web のアンケートフォームで実施を開始し、学生１人１人に対し Web 上でコンピテンシー到達度自己評価の結果をグラフで開示している。令和元(2019)年度からはこれまで紙で行っていた授業評価アンケート、学生満足度調査、学修時間・学修行動アンケートを Web のアンケートフォームで実施している。また、卒業時に学生１人１人の在学中の成績順位の推移、成績評価の割合の推移、コンピテンシー到達度自己評価の結果、取得学位、取得資格などを載せた学位証書補足資料を作成し、卒業学生へ配布している。さらに、令和４（2022）年度より、全学科対象授業「データサイエンス」の単位修得者に対して認定書を交付し、他の資格と同様に学生の就職活動への便宜を図っている。

これらの学生調査や各種アンケートなどについては、学修推進室の会議において、都度都度内容を精査し、時代やその時の環境状況に適合しているのかを検討し、刑事的に分析を行う必要がある内容以外は、適宜修正を行うような点検を毎年行っている。

［区分　基準Ⅱ-B-4　学習成果の獲得状況の公表に努めている。］

＜区分　基準Ⅱ-B-4 の現状＞

本学では、学習成果の獲得状況を可視化し、学内外で学生及び教職員の中で情報を共有し、その公表に努めることで、教育の質の保証と向上を図っている。以下の点について、具体的に取り組んでいる。

本学では、学修成果を客観的に測定・可視化するために、成績評価基準（ルーブリック）を策定し、授業ごとの到達目標と評価方法を明示することを推奨している。しかしながら、シラバスにリンクを張り学生に対して公表している教員が少ないことから、本年度では、令和 7 年度にむけて製作するシラバスには専任教員の演習科目を中心に教務委員会からルーブリックの作成とシラバスへのリンク張りを重点課題としてお願いした。それにより専任教員をはじめとしてルーブリックの公開が大幅に増えた。さらにシラバスには課題へのフィードバックを行う方法などを記載することが義務づけられているため、各授業担当教員は様々な方法を用いて学生に対して課題のフィードバックを行うようにしている。例えば大人数の一斉授業におけるテストにおいても、試験問題の解答説明の映像を WEB 上から視聴することによって振り返ることができるようにしている教員や対面授業の授業中に説明し、課題作品について、各々評価やメッセージなどを付けて返却するなど工夫を凝らして学習成果の可視化に努めている。

また、卒業時に達成すべき学習成果を可視化するため、学科ごとに令和 7 年度向けの公開されている「カリキュラム・マップ」の修正を執り行った。さらに「ディプロマ・

ポリシー」との整合性について学科ごとに検証し、修正したものを適宜公開している。学修成果として資格取得があるが、幼児教育学科と地域保育学科では、幼稚園教諭免許状、保育士資格、地域保育学科のみで児童厚生２級指導員。図書館司書は地域保育学科と文化表現学科。医療事務、情報処理士、WEB デザイン実務士、観光実務士は文化表現学科で資格取得者数をホームページ上で情報公開している。

学生が自身の学習成果を自覚し、主体的に学修に取り組めるよう、本学では（幼児教育学科と地域保育学科は学期ごと）に学修成果フィードバックとして「学生カルテ」を配布し学生自身により記入、クラス担当教員が確認し、学生が学習成果について対話できる機会を設けている。さらに、キャリアセンターとの連携により、学習成果としての各種資格取得などが就職活動やキャリア形成にどのように結びつくかを示し、学習意欲の向上に寄与している。また学期ごとに成績評価票では学期ごとの GPA と在学中の累積 GPA を明示して、学生の学期ごとの内省を高めている。特に各学期の GPA が高い学生や様々な学習成果が認められた学生に関しては学生表彰を行い学長から表彰と記念品を手渡している。表彰は学内に公開され、学生生活の充実とさらなる学習へのモチベーションを高めることに貢献しているといえる。

本学では、学期ごとに GPA が高かった学生に対して表彰を行っているが、大教室で多くの学生が見守る中で行われているが、その際に学長による講評が毎回行われている。表彰された学生だけでなく、多くの学生が講評を聴くことにより、多くの学生が学習への他モチベーションを高めている。年度末には学校関係者評価を開くことにより、学内の人間だけでなく、学外のステークホルダーに対して学習成果に関するデータ分析を示し、それを基に、教育改善のための講評を行っている。また、学生アンケートや授業評価の結果を分析し、カリキュラムや授業設計の改善点を特定し、学科ごとの学科会議や学修推進室会議などで様々な問題を検討し、教授会において教員間で共有する場を設けている。さらに学内のＦＤ（Faculty Development）活動に活用している。これにより、学習成果の評価と講評を継続的に実施し、教育の質向上に努めている。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学習成果の課題＞

今後は、学習成果の可視化をさらに充実させ、より多くの学生が自身の学修成果を実感できる仕組みを構築する必要がある。特に、デジタル技術を活用した学修記録の蓄積と、リアルタイムでのフィードバックシステムの導入が課題として挙げられるが、小規模大学においてシステムの構築は予算的にもハードルが高い。また、学習成果の講評に関しては、より具体的なフィードバックを提供できるよう、教員の評価スキル向上を目的とした研修や取組事例などの紹介など教員の工夫により改善していく必要がある。
これらの取り組みを通じて、本学は引き続き、学習成果の公表とその質的向上に努めていく所存である。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項＞
特になし

［テーマ　基準Ⅱ-C 入学者選抜］

［区分　基準Ⅱ-C-1　入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。］

＜区分　基準Ⅱ-C-1 の現状＞

本学では、学生募集要項に「建学の理念・教育目標」とともに設置３学科の入学者受入れの方針を明確に記載している。入学者選抜の方法では、調査書や学科試験における入学前の学修成果の把握・評価のみならず、人物を重視し、すべての選抜形態（総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、特別選抜）において、個人面談や面接を必須としており、入学者受入れの方針に沿った選抜を行っている。

高大接続の観点から、入学後の学生の修学状況について出身校への学校訪問を通して報告するとともに、高校までの学習内容や学びのプロセスを本学の教育へスムーズにつなげるため高校生の動向や進学の動機、入学者受け入れの方針について高校から意見を聴取している。聴取内容を元に、高校で培われた能力や資質が適切に評価され、大学入学後の学びにつながるような多様な選抜方法を考慮し、受験生が自分に合った選抜方法を選べるようにしている。選抜方法とその基準は入試ガイドと学生募集要項にて示している。また、高校から児童養護施設入所者の進学状況も聴取し、児童養護施設入所者の内、施設長が推薦する者が受けられる選抜枠を特別選抜のなかに設けた。複数の入学者選抜方法において、それぞれの試験項目を点数化し、合計点で選考することで、総合的かつ公正な選抜を実施している。

実務経験を有する者や多様な背景を持つ入学者の確保については、全学科共通して特別選抜において、社会人、帰国生徒、児童養護施設推薦の選抜枠を設け、常に入学者の多様性に配慮している。さらに、幼児教育学科第一部では、委託訓練生を対象とした特別選抜も実施し、多様なキャリアを持つ入学者を受け入れている。

入学者選抜の実施に関しては、「2370　秋草学園短期大学入学者選抜試験委員会規程」に基づき、入学者選抜試験委員会で協議される体制が整備され、適正に実施している。同規程第２条において学長による委員の任命、第４条２項において学長による委員長の任命が明記され、学長を中心とした責任体制を明確に示している。

アドミッション・オフィスについては、秋草学園短期大学関係規程で「2214 アドミッション・オフィス運営内規」を設けており、内規に基づき適正に運営されている。

［区分　基準Ⅱ-C-2　入学者選抜に関する情報を適切に提供している。］

＜区分　基準Ⅱ-C-2 の現状＞

学生募集要項に「建学の理念・教育目標」とともに設置３学科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に記載し、方針は具体的な学習の成果に対応するように一体的に作成され、その内容を入試ガイドに明示し、周知している。各学科のアドミッション・ポリシーを以下に示す。

幼児教育学科

１）入学後の学習に必要な基礎学力をもっている人

２）基本的マナーが身についている人

３）自分の考えを的確に伝えることができ、他者の考えを受け入れることのできる、基礎的コミュニケーション能力のある人

４）保育者を目指す意思が強く、学習意欲の高い人

５）好奇心が旺盛で、自分の感性を大切にする人

地域保育学科

１）基礎的な学力を有し主体的に学ぶ意欲がある人

２）地域貢献や子育て支援に旺盛な興味と関心を持ち、積極的に諸活動に取り組める人

３）子どもと保護者の気持ちをあたたかく受け止め、自分自身も成長していくことができる人

４）自他の人権を尊重し、教養とマナーを備えた人

文化表現学科

１）知識・技能を積極的に習得し、自ら人間力を育もうとする意欲を持った人

２）日本の伝統文化や異文化への関心を持ち、多様なものの見方や価値観を育もうとする意欲のある人

３）社会との関わりを主体的にとらえ、自らの力を積極的に社会に活かそうとする意欲のある人

４）他者とのコミュニケーションをとり、共生していこうという意欲のある人

選抜区分ごとの募集定員については、募集要項・入試ガイド・本学ホームページに掲載し、明確に周知している。授業料その他入学に必要な経費も納入時期も含め募集要項にて一覧表で明示しており、さらに分納等様々な対処要領も明確に記載している。また、選抜区分ごとの募集人員も募集要項にて明確に示している。

受験の問い合わせについては、入試広報室で電話（直通フリーダイヤル含む）・SNS 等活用し、適切な対応を行っている。

＜テーマ　基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題＞

入学者選抜については、受験生が自分に合った選抜方法を選べるよう検討を重ねているが、選択肢が広がる分、選抜方法も複雑になるため、わかりやすい記載方法を考慮する必要がある。入学者受入れ方針については、現状は概ね問題なく実施しており、定期的な見直しも行われ、大きな課題は見当たらない。多様な選抜方法の公平性・透明性を確保しつつ、大学の求める人材を的確に選抜する仕組みの継続的な改善が課題として挙げられる。

＜テーマ　基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項＞

記載事項なし

［テーマ　基準Ⅱ-D 学生支援］

［区分　基準Ⅱ-D-1　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。］

＜区分　基準Ⅱ-D-1 の現状＞

入学手続者への入学前の情報提供は、各学科でそれぞれの対応を行っている。入学後に授業や学生生活を円滑に進めていくために、課題の送付や、スクーリングを実施している。どの学科も日程を定めて、入学予定者を大学に登校させ、専任教員から入学に向けてのアドバイスや、学科の特色を表した入学前教育の授業を複数回行っている。

新入生向けオリエンテーションは入学後２日間（幼児教育学科第二部は３日間）にわたり実施している。その中では、教務課や学生課などの職員からの学習、学生生活のための事務的な説明から、教務委員長と学生委員長から心構えとしてオリエンテーションなど多様な視点からの設定がなされている。

オリエンテーションでは学長講話をはじめ、「学生便覧」を基に本学の建学の理念、目的、教育目標、教育方針について説明を行っている。また、教務委員長により学習の動機づけに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のための授業を受ける上での心構えについて説明がある。大学の中での多様な学びや、全学科共通で履修できる「データサイエンス」や「SDGs 入門」など大学をあげて履修を推奨している授業についての紹介なども行っている。その後は各学科に分かれ該当学科の「三つの方針と学習成果」について説明し、続いて、教科履修計画表と時間割表を基に、卒業及び資格取得要件の履修や登録方法等について、教務課員がガイダンスを行なった。

「学生便覧」は入学式当日に全ての入学生に配布し、卒業までの学生生活のガイドブックとして活用するよう指示をしている。また、シラバスは教科担当者が作成した原稿を教務委員会委員等の第三者による内容精査を経た後に、学園ホームページ上に公開し

ている。記載事項については毎年教務委員会にて検討を行い決定しており、授業の内容及び到達目標・授業計画・各授業に対する予習復習の内容・予習復習のための時間・課題に対するフィードバックの方法・成績評価の方法・教科書・参考文献・注意事項を明記し、随時閲覧して受講前後に活用できるようになっている。また、授業科目と学位授与の方針との関連、ナンバリングコードを記し、学修の段階や順序等教育課程の体系性を理解しやすいように改善した。授業時間数や授業態度に特に評価する内容を明記する事、オムニバス授業の場合は、各教員の授業担当回数を明記するなどの変更をしている。令和５年度からはルーブリック評価表を作成している教員には、シラバスに URL（秋草の Google ドライブ等）を貼り付けて学生が閲覧できるようにしている。

本学では学級指導教員制をとっており、オリエンテーション期間中の指導時間やオフィスアワーを活用して、学習の方法や単位履修、成績、卒業に至る個別指導、助言を行っている。学期途中において、欠席が多い学生がいた場合は、全授業を対象として教務課の方に「欠席の多い学生／注意を要する学生(連絡用)」という届け出用紙を提出することになっている。このことにより、注意が必要な学生に対して早期にアプローチでき、学級指導教員が状況を把握することができるようなシステムになっている。さらに半期終了時点では、その期の GPA 値が 2.0 未満の学生に対し、学級指導教員による個別指導が実施されている。また、卒業延期生、進級停止者等個別指導を必要とする学生には、教職員が連携をとりながら学習面や生活面についての支援を行っている。特に進級停止者については、令和２年度から保護者への通知も発送し、学生の現状の理解を得るようにしている。更に、後期授業終了後に再度オリエンテーションを実施し、学習成果の獲得に向けたきめ細やかな指導体制をとっている。

学級指導教員を設定していることから、欠席が多い学生や GPA などからある程度学習状況が不安な学生に対してはフォローアップすることができる体制が整っており、全学的に学級指導教員に相談できる体制が作られている。

幼児教育学科では、入学手続者向けのワークブックを作成して配布するとともに、対面での入学前教育を実施し、授業や学生生活についての情報を提供している。なお、令和６年度は３月 18 日に行い、入学予定者が参加した。

また、入学者に対しては入学後のオリエンテーションで、授業や学生生活についての情報をきめ細かく提供している。本学科は保育士資格と幼稚園教諭免許の資格取得のための必修科目が大部分であるため、そのための動機付けに焦点を合わせた学習の方法のためのガイダンス等を行っている。それらの内容は、学生便覧のほか、必要な印刷物をオリエンテーションにおいて配布している。以下、このテーマにおける各学科の取り組みを示す。

幼児教育学科では、教養教育科目に基礎学力向上と大学で学びの質の向上を目的とした「基礎教養講座」「カレッジリテラシーを第一部・第二部ともに１年次前期の必修科目として新設し、その中で語彙力・文章力、コミュニケーション力等の向上を図ってい

る。さらに平成 30 年度より、基礎学力が不足する学生に対し、非常勤講師による補習授業を行い、理解が不十分な科目の補習を行っている。

特に実習指導に関しては、授業時間についても保育者養成課程の規定の 1.5 倍程度の時間を割き、それ以外にも実習の準備の整わない学生や実習後に更に徹底した指導の必要な学生に対して、実習教科担当教員が個別に相当の時間を費やして指導している。またピアノのレッスン内容等、一定の実技科目等には個別課題を課し、習熟度別の学生対応を行っている。特にピアノに関しては、初学者の不安も大きいためにその不安を軽減するべく「ピアノ 0」という補習授業を設定した。参加者も少なくなく、正課のピアノの授業の学習成果を高めることに寄与している。

なお、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援は、令和５年度より累積 GPA が 3.0 以上の学生に対して地域保育学科の「ベビーマッサージ指導者養成講座」の他学科履修が認められ資格を取得することを可能とした。

地域保育学科の学生は、通常の授業や実習の中で自分の考えや指導案、記録等を文章としてまとめ書く力が必要とされている。そのため国語に関しての学力向上を図っていかねばならない。令和５年度入学の学生に関しては、入学前に入学前教育を短大にて行った上で、入学後の学外活動にも慣れるため保育関連施設の見学も実施した。課題としては数学、国語や読書に関する課題を提示し、さらにグループワークの中で短大生活に関する疑問などを話し合い、教員もそれに対して不安が軽減できるようアドバイスした。入学後も、「短大基礎講座」において短大における学びの基礎を教育した。また、２・３年生に対しても「総合演習Ⅰ」「総合演習Ⅱ（ゼミナール）」においてその後の学習をスムーズにするための基礎教育を行っている。各教科においても基礎学力が不足する学生に対して、学級指導教員・教科担当がこまめに指導を行い学生が授業についていけるようサポートしている。この傾向は、特に能力差が問題となりやすい実習関連科目で顕著であり、担当教員の負担が大きくなるのが課題である。このように学習成果の獲得に向けて丁寧な指導を心がけているが、基礎学力不足や学習上の悩み解決にむけてさらなる対策や工夫が求められる。また、平成 30 年度から GPA に基づいた指導・助言を行っている。これらは学級指導教員から学科長にも報告され、学科会でも議題となるため教員間でも情報の共有がされている。学生の相談には学級指導教員以外にもゼミ担当教員をはじめ、オフィスアワーや休み時間等を利用してすべての教員が学生の相談にのっている。これらも学科会において学生の動向を議題として取り上げ情報の共有化を図り指導の手がかりとしている。

文化表現学科は、入学予定者に対する学習支援では、大学教育の基礎となる思考力、判断力、表現力を育むことを目的とした「入学前教育」の日（１日）を設けたり、課題冊子を作成し、入学手続き者全員に課題を送付して回収し、事後指導を行っている。また、入学後のオリエンテーションで、授業や学生生活についての情報をきめ細かく提供している。文化表現学科の教員は、全教員が分担して指導している「短大生基礎力演習」

における国語、数学、社会（時事）、英語、小論文作成を主とした基礎学力チェックテストの結果をもとに、問題のある学生には個別指導をする機会を設けている。また、情報処理に関連する科目では能力別のクラス編成を行い、進捗度の遅い学生、進捗度の速い学生の双方に配慮した指導を実施している（「情報処理演習」、「文書処理演習」、「表計算演習」など）。進捗度や技能が上位の学生には、積極的に資格取得や検定試験の受験を勧め、資格取得のための特別授業を行っているほか、おおむね２級以上の上級資格取得者には検定料等を褒賞金として給付している。また、国際的なコミュニケーション能力の向上のため、教養教育科目の中に英会話のほかに中国語、韓国語会話を設け、週２コマ、30 時間の演習授業を行うなど学習意欲の高い学生に対し配慮した教育を行っている。専任教員はオフィスアワーを週に１コマ設定し、研究室で学習や進路の相談に応じたり、悩みを聞いたり適切な指導助言を行っている。また、カリキュラム・マップを学生への履修指導に活用している。さらに、学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき、補講等が必要な学生に対しては特別の授業を実施し適宜学習支援方策を点検しているほか、学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。学習上の悩みを訴える学生に対してはクラス担任の教員が随時相談・助言する体制をとっている。

以上のように、各学科ともに入学前教育から入学後の一年次教育での演習授業の中で、大学での学習を速やかに行えるよう工夫を凝らしている。また、補講の体制や相談ができる体制、並びに学習進度の遅い学生に対する対応、早い学生への対応もそれぞれ工夫するかたちで整備している。これらの様々システムにより卒業までの絶え間ない支援体制を整えている。

図書館は司書を中心に選書やレファレンス・サービスを通じ、学習支援としての資料や情報提供のサービスを行っている。図書館は専任職員１名（司書）、嘱託職員１名（司書）、非常勤職員１名（司書）を配置し、図書館サービスを行っている。図書館には、情報検索システムとＡＶ利用環境が備わっており、利便性の高いものとなっている。開館時間は、夜間部学生の利用を前提に土曜、日曜、祝祭日以外の９時から 21 時 10 分となっている。本学には司書課程をもつ学科が２学科あり、情報サービス演習などの演習科目の実習場所としても図書館は活用されている。また、幼児教育・保育系の学生の実習時期には利便性を図るため、長期貸し出しを実施し、平成 30 年 10 月以降貸出冊数を５冊から８冊に増やしている。蔵書構築については「学習図書館」としての位置付けから、司書による選書のほか各学科の意見や希望などを参考に選書を行っている。平成 28 年度より、図書館ホームページを公開し、図書館外からの蔵書検索や文献複写の申込、資料の予約サービスなどを開館時間外にもホームページ上から利用できるようにして、学習支援の向上に努めている。また、令和元年度より、今まで本学図書館のホームページからのみ閲覧・複写が可能だった「秋草学園短期大学紀要」を更に周知するため、JAIRO Cloud（クラウド型の機関リポジトリ環境提供サービス）を使い公開を開始した。これ

によりCiNii Researchでも本学の紀要が検索可能となった。著者名や英語タイトル、キーワードでも検索ヒットさせることが可能な為、より多くの機関・個人からの閲覧が期待できる。

留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）については、現在対象者がいないが、必要が生じた場合は対処が必要である。学習成果の獲得状況を示す主な量的データとしては、成績表とGPAであるが、質的データとして９割以上の学生が履修する幼稚園教諭普通免許状取得のための「教育実習」、保育士資格取得のための「保育実習」や「施設実習」などの各実習における実習担当者における実習評価は、毎日の実習日誌に対する現場担当者からのフィードバックや実習担当責任者や園長、施設長などからの総合評価により、良い点や問題点、改善点など示されることにより、実習後の学校での学びを有意義なものへと促している。また、これらの結果を踏まえながら、各学級指導教員は常に学生の学習成果の獲得状況を把握し、成績が思わしくない学生や不安がある学生を中心に個別に指導を行っている。特にGPAが2.0以下の学生には必ず面談して指導している。また、毎月開催される学科会において成績や出席状況が思わしくない学生に対する情報交換を行っており、これらのデータに基づき学習支援方策を点検している。

［区分　基準Ⅱ-D-2　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］

＜区分　基準Ⅱ-D-2の現状＞

学生の生活支援のための教職員の組織については、各学科より選出された教員７名と学生課職員３名で構成された学生委員会がその任にあたっている。学生委員会の校務分掌としては、以下の通りとなっている。１）学生の生活指導、２）学友会活動については、学友会役員募集や選挙・総会・学友会会計の管理、クラブ活動に関わること、学園祭、お笑いライブ、卒業パーティーなどの行事の実施、卒業アルバムの作成、各種委員会選出の教員への依頼と運営やクラブ活動員の育成、並びに学内外での活動や各種大会への参加指導に関すること、３）学園行事である入学式、学科別保証人説明会、新入生交流会、学園祭、お笑いライブ、卒業式、卒業パーティー等の実施指導に関すること、４）学生への経済的支援（奨学金・緊急給付金等）に関すること、５）学生ロッカー、傘・スリッパ貸出、拾得物の管理などの学内の環境整備、６）夜間学生対象の自動車通学の管理に関すること、７）保健衛生（定期健康診断の実施）、保健室の対応や派遣看護師の管理、学生相談室との調整に関すること、消防避難訓練や防犯対策に関すること、８）GPA等に基づく学生の表彰制度等に関することについて協議運営、９）卒業式、入学式などの学校行事の支援を行う学生リーダーの研修等、その職務は非常に多岐に亘っている。

学生の防犯対策については、４月の新入生オリエンテーション時に、所沢警察署生活安全課による防犯対策講座や、避難訓練時に所沢中央消防署の指導による消防避難訓練

と火災や自然災害等の発生時の注意等の講話を実施している。また、所沢警察署生活安全課では、本学学生のために近隣の巡回指導も実施、さらに本学の学生が交通安全等のキャンペーンにボランティアで参加している。また、令和６年度１月実施の在学生オリエンテーションでは所沢警察署生活安全課による闇バイトなどの防犯対策講座を行い、講話をいただき注意を促した。

学友会の運営については、各学科から選出された学友会役員18名が中心となり活動している。その企画から運営にあたっては「学生が主体的」に活動できるよう、教職員が学生とコミュニケーションを密に図り、きめ細やかな指導・助言を行い支援に取り組んでいる。

学友会各種委員会では、学級委員、生活委員、選挙管理委員、秋草祭実行委員、卒業パーティー・アルバム委員が選出され、各委員の役割に沿って、学級活動や授業の補佐、学園祭をはじめ学園行事等の運営や取りまとめを行っている。学友会部活動では、球技部の他スポーツ系１団体、イラストノベルズの他文化系８団体が、顧問（教職員等）の指導のもと、主に学園祭への参加に向け活動を行っている。

令和６年度の学校行事について、新入生交流会として、全学科共通で新木場でのバーベキューを行い学生同士が交流する良い機会となった。

４月の健康診断については、１クラス 20 名前後にグループ化して時間を区切り感染対策を行いながら、私語をしないよう注意を促した。受診前に、受診票（アンケート）に記入させ、健康状態を確認し、風邪の症状や発熱がみられる学生（検温 37.3℃以上）は受診できないこととして行った。

入学式、卒業式について、所沢市民文化センターミューズ大ホールにて実施し、座席を一つずつ空ける等密にならないよう感染防止対策をとり実施した。

５月に実施の避難訓練は、１階食堂付近からの火災を想定し避難場所（体育館）へ避難した。その後、消防署の方から災害ビデオの上映や災害時の措置等の講話をいただく内容で実施した。夜間部についても、同様に実施することができた。

12 月の学園祭は、参加団体数は昨年度から５団体増え 44 団体となった。ステージ発表は、体育館においては、軽音楽部、ダンス部、劇団秋姫が行なった。視聴覚教室でのステージ発表も昨年度同様実施し、ピアノ発表会、音楽ボランティア部の演奏会、さらに、ホームカミングデーの実施に伴い講演会を行ない、さらなる広がりを見せ大いに盛り上がった。一般来場者数は約 1200 名で昨年度よりも増加した、高校生の来校者は 47 名に留まっている。学園祭は募集に繋がる機会と捉え今後開催時期も含め学生委員会等で検討していく。

３月の卒業パーティーは本年度より体育館で行い、卒業生の参加者が 165 名と昨年度よりも多くの参加となった。全学科が卒業アルバム・パーティー委員を中心として歓談や余興を行い滞りなく、盛況に終えることができた。

学生のキャンパス・アメニティについては、カフェテリア形式の約220席ある学生食

堂を学生が利用しやすくするために、令和元年度にレイアウト改修工事を実施し内装のリニューアル、テーブルや椅子の新規入替を行い、より明るい女子短期大学に合った空間へと環境整備を行った。食堂のメニューについては、外部委託業者が授業日の11時30分～13時30分まで、日替わりで定食・丼物・麺類の３種類を提供している。また、学生食堂の昼食時の混雑を避けるため、別の外部業者に委託して正門付近にキッチンカーによるランチ販売と学生玄関にパン販売を行った。その他設備として、飲料・カップ麺・スナック菓子等の自動販売機３台、給湯茶機１台、電子レンジ２台、大型テレビ１台が設置されている。また、夕方の学生食堂の営業がないため、夜間二部生向けに学生玄関に16時～18時の間パン販売をしている。３階の屋外「フレンド」（学生談話室）には、開放的な空間として59席と飲料自動販売機１台が設置され、校舎外のテニスコート２面と隣接する芝生広場には、イス・テーブル・パラソルと飲料自動販売機１台が設置され、学生同士の交流の場として活用されている。

学生寮は設置されていないため、宿舎が必要な学生には本学指定業者を紹介して斡旋を行っている。通学のための支援として、駐輪場（約150台収容）及び駐車場（21台収容）を設置している。夜間二部生向けの駐車場については、幼児教育学科第二部の学生でアルバイト先から通学する学生に対し、本学所定の「自動車通学許可申請書」を提出し、学生委員会で承認された者を対象として貸出しを行っている。

奨学金について、本学は全学生の４割以上が奨学金制度を利用しているので、申請から返還誓約書作成・提出、在籍報告、継続・適格認定、返還の手続きと継続して経済的支援を学生課が行っている。特に、本学の学生 228 名が日本学生支援機構奨学金を利用している。また、埼玉県や東京都などの都道府県の保育士修学資金、生命保険協会保育士養成給付奨学金、篠原欣子記念財団奨学金（給付型）などの奨学金に採用しており、採用状況については下記表の通りで、このところ給付型や返還免除の奨学金を希望する学生が増え、経済的に厳しい学生が多い状況である。本学独自の奨学金については、「1800 学校法人秋草学園奨学金支給規程」に基づき、学業・人物ともに優秀であるにも拘らず、経済的事由によって修学困難な者に対し、奨学金を貸与している。その返還方法及び期限は、無利息とし本学を卒業した月の翌月から起算して６ヶ月を経過した後７年以内に返還しなければならないとなっている。

そのほか、経済的支援として、インフルエンザ予防接種費用の補助を行った。ワクチン接種を医療機関で受け申請した学生に対し、ワクチン接種代上限 3,500 円を補助した。

令和６年度各種奨学金採用状況表

奨学金種／学科	幼教 一部	幼教 二部	文表	地保	計

日本学生支援機構第一種（貸与）	8	9	9	10	36
日本学生支援機構第二種（貸与）	20	18	18	31	87
日本学生支援機構一・二種併用	0	2	4	0	6
日本学生支援機構給付型	13	17	10	15	55
日本学生支援機構給付・一種併用	3	10	5	5	23
日本学生支援機構給付・二種併用	5	3	0	3	11
日本学生支援機構一・二種・給付併用	0	3	2	5	10
埼玉県保育士等修学資金（貸与）	6	6	-	5	17
東京都保育士等修学資金（貸与）	2	2	-	0	4
生命保険協会保育士奨学金（給付）	0	0	0	1	1
篠原欣子記念財団奨学金(給付型)	0	1	0	1	2
秋草かつえ記念奨学金	0	0	0	0	0
秋桜会教育振興基金	0	0	0	0	0
合計	57	71	48	74	252

※(　) 日本学生支援機構一・二種併用者数含む

学生の健康管理については、学校保健法に基づく定期健康診断を４月に実施し全学生の健康状態を把握している。保健室は学生課職員に養護教諭の有資格者を配置し管理している。二部の時間帯については、看護師（派遣）を輪番制で配置し、月曜日～金曜日の授業実施日に学生の下校時 21 時 20 分まで対応している。体調不良やメンタル面のアンバランスから夜間眠れないなどの不眠が続き休養に来る学生も少なくないため、学生が安心して利用できるよう寝具類を清潔に保ち環境整備に努めている。

また、保健室利用状況（月毎の利用者数・症状・処置対応等）を全教職員に報告するとともに、健康管理や感染症等の予防について、ポスター掲示や春・夏休み中の事故防止等のプリント配布により周知に努めている。怪我等の応急処置については簡単な医薬品を揃え、学生の課外活動参加による引率時にも持参できるよう救急箱（５箱）の準備をしている。感染症防止対策として、利用者全員に検温を実施し体温が 37.5℃以上ある場合は、保健室は利用せず医療機関に受診を促す。歩行が困難な場合で吐き気などの症状があった場合には、臨時に設置している保健室を利用して休むように対応している。

学生相談室には、週２回（木曜日：12:30～17:00　金曜日：14:00～20:00）専門の女性カウンセラーを１名配置し、学生生活を送る中での不安、悩み、健康等について相談役となり支援を行っている。なるべく多くの学生に安心して利用してもらえるよう心がけ、リフレッシュメントを提供し和やかな会話が進むような環境づくりや、オンライン

での予約システムの導入、学生の反応やリクエストに応える形でサポートを行っている。

学生生活に関して学生の意見や要望の聴取については、ＦＤ推進委員会において、４月に新入生を対象に「新入生アンケート」を、１月に全学生を対象に「学生生活満足度調査」を実施している。その学生の意見や要望の聴取により、学生生活支援のための環境づくりや指導に努めている。

留学生は在籍していない。

全国でも数少ない夜間の課程として、幼児教育学科第二部（夜間部３年課程）を設置している。授業は月曜日～金曜日、一日２コマ（第１時限：18 時～19 時 30 分、第２時限：19 時 40 分～21 時 10 分）開講している。教務課と学生課キャリアサポートグループが連携して、昼間は幼稚園・保育所・施設等で働きながら卒業及び資格取得を目指す学生への支援に取り組んでいる。社会人学生も受け入れているが、現在のところまだ社会人学生に絞った学習支援体制は整えていない。

令和３年度から受託している「委託訓練（長期高度人材育成コース）保育士養成講座について埼玉県立職業能力開発センターからの委託訓練生は令和３年度７名、令和４年度 10 名、令和５年度 15 名の入校生の受入れをした、また令和４年度に初めての修了者６名を輩出し、就職後６ケ月間の定着支援を実施した。また、委託訓練生に関する学則及び規程を作成することで、本学での学籍等に関する取り扱いを明確にした。

障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。障がい者受け入れのための設備としては、エレベーターと車椅子用リフト、トイレを備えているが、平成 28 年度以降の課題となっている障がい者向けトイレ設備増設に関しては、四肢障害を持つ在学生・入学希望者が皆無であることもあり課題のままとなっている。一方、発達障害者や病弱者が増える状況を鑑み、令和２年度に「障害学生への支援に関する」委員会を立ち上げ、2910 障害学生修学支援規程及び支援手順を策定した。令和３年度より本格的に運用し、同年度は全学科で３人の支援要請があった。４年度より委員会で審議・了承のうえ、授業における欠席扱いへの配慮、原状を回復するまでの試験の猶予もしくは当該学生のみを対象とした個別対応（オンラインでの授業、レポート課題の提出等）の合理的配慮を行っている。なお、障害学生修学支援規程及び支援手順については FD 研修で教員に徹底した。

現在、長期履修制度は実施していないが、文化表現学科では今後導入していく予定であり、準備・検討を進めている。

学生の社会的活動については、年間を通してところざわまちづくりセンターにおいて、地域保育学科の２年生が２、３歳児の親子を対象とした活動を行った。また、９月 23 日・24 日に所沢航空記念公園で行われた空飛ぶ音楽祭 10 月 28 日・29 日に行われた市民フェスティバルには１・２年生が全員ボランティアとして参加した。さらには、10 月７日には所沢市・所沢市社会福祉協議会・西武鉄道の協力を得て地域保育学科１年を対

象に「駅ボランティア体験会」を再開し、車椅子利用者や視聴覚障害の基本的なサポート方法について体験し知識を修得した。受講者には「駅ボランティア証」が西武鉄道より交付された。12 月 9 日には野老澤町造商店のイベント「サンタをさがせ」に地域保育学科 1 年の学生全員を派遣した。そのほか地域のお祭りやイベントにも学生の派遣を行うなど、多数の行事に学生がボランティアとして参加した。

令和元年度に開設した「地域連携センター」は「社会連携センター」と改称し、引き続き、地域等の外部からのボランティア依頼及び共同研究などの窓口としての対応および学内の取りまとめを行っている。また、新たに昭島市とも連携に関する協定を締結するなど学生の活動場所の推進をはかっている。外部からのボランティア活動依頼は社会連携センターと担当教員とで学生派遣を調整し、教育的効果を考慮した上で学内掲示等によって学生に周知している。令和６年度は、地域保育学科においては『地域活動Ⅰ』『地域活動Ⅱ』で、文化表現学科においては『ボランティア活動』で、それぞれ授業の一環として地域の自治体等でのべ 546 名の学生がボランティア活動を行っており、既定の活動実績によって単位認定し適切に評価している。さらに、幼児教育学科では授業を通して製作した玩具を近隣の社会福祉施設に届ける取り組みも行っており、学生の社会貢献を適切に評価している。これらの実績は大学ＨＰに掲載している。

外部からのボランティア活動の依頼取りまとめおよび周知は行っているが、学生の活動参加やボランティア活動保険の加入手続き等は学生自身が行わなければならない現状であり、今後きめ細かい支援体制の検討が必要である。

地域保育学科では、学科の目的である「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得し、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者」を育成するために、社会的活動を重要な教育課程の一つとして位置づけている。具体的には「地域活動Ⅰ・Ⅱ」などで所沢市を中心とした近隣の区市町村の施設、児童館、特別支援学校等および行政が主催・後援する文化団体、商工業等における学生のボランティア活動であり、社会状況を見ながら今後もさらに力を入れていく。

文化表現学科では、地域貢献活動及びボランティア活動について教育課程の中に取組んで実施していくことを基本とし、地域の団地自治会が運営する「グリーンポケット」と連携し市内の清掃活動を定期的に実施しているほか、各種団体などの求めに応じた取組を適宜実施し、地域・社会に貢献している。また、既存の教養教育科目やゼミ活動において地域志向の教育活動を展開しており、令和４年度はゼミで所沢や入間を舞台とする絵本の制作、地域雑誌の制作を実施した。さらに、所沢商工会議所の要請に基づいて、学生が学生記者（Sora レディ）として同会議所の会報誌の取材・執筆を令和６年度も継続して担当している。さらに令和３年度、令和４年度には、所沢警察署の「特殊詐欺防止啓発キャンペーン」に協力し、チラシ制作・配布、動画制作などの活動を展開したほか、西武鉄道に協力してその緊急避難訓練に学生が参加した。所沢警察署の「特殊詐欺

防止啓発キャンペーン」へのボランティア活動については令和５年度も継続し、令和６年度は「自転車盗難防止啓発キャンペーン」という新たなテーマで自転車装着用タグの原案作成とタグの配布を通じてボランティア活動をおこなった。なお、これらの活動についてはボランティアの授業で適切な評価をしている。

［区分　基準Ⅱ-D-3　進路支援を組織的に行っている。］

＜区分　基準Ⅱ-D-3 の現状＞

学生の就職支援のために、「学生課キャリアサポートグループ」を設置し、職員３名と、各学科より選出された教員６名で組織する「就職指導委員会」が、学生の希望する就職先への内定率向上を目指し、各学生の状況に合わせた業界別の就職ガイダンス、履歴書・エントリーシート添削、模擬面接、企業説明会、卒業生との交流会などの実践的な就職支援講座を企画・運営している。

学生課キャリアサポートグループは、２階の短大事務室内にあり、学生が利用しやすい環境にある。資料閲覧場所には実習指導センターと共有して学生が使用できるＰＣ２台、iPad４台、プリンター１台、テーブル５台、椅子 24 脚とコピー機１台（職員兼用）の機器備品等を備えている。

求人票の閲覧については、平成 30 年度より求人票の電子化を実施し長期休業中など学生課キャリアサポートグループに足を運ばずに、学生個人がスマートフォン等で随時求人票を確認できるようにしている。そのほか、資料として過去３年分以上の「求人票ファイル」、「内定報告書」及び 1,500 園以上の「園別ファイル」　を閲覧棚に収め、常時閲覧できるようにしている。また、相談や面接練習は Zoom を使い遠隔でも行える学生サービスは継続して行っている。

学生の進路希望に合わせ、一般企業志望者には１年次後期に４コマ、卒業年次前期に週１コマ、幼稚園・保育所・施設志望者には卒業年次前期に週１コマの「就職関連講座」を設け、時間割に組み込んでいる。講座は、自己分析、ビジネスマナー、履歴書作成、小論文対策、面接対策など、就職活動に必要な知識・スキルを習得できる内容としている。令和６年度の就職関連講座は、すべて対面授業で実施した。Google classroom を利用し状況に応じてオンラインも活用した。履歴書添削は主に Google classroom を活用し、面接練習は、対面にて実施したが、オンライン対応も行い、学生が面接試験に自信を持って対応できるよう支援した。就職関連講座では、学生課キャリアサポートグループ職員と、さらには就職支援を専門とする外部講師を招聘し講義を行い、より専門的な支援が受けられるようにしている。

文化表現学科では１年次より、就職に関する「キャリアスタディ」が単位化され、授業内においてキャリアデザイン、就職対策に取り組んでいる。学生課キャリアサポートグループ職員も授業内にて適宜必要な支援を行っている。また、補習講座として学生課キ

ャリアサポートグループ主催で後期４コマの「就職関連講座」を行った。令和６年度の「合同企業説明会」と「企業模擬面接会」は対面にて開催した。こうした一般企業向けの説明会などは、幼児教育学科、地域保育学科の一般企業を希望している学生も受けることができるよう配慮している。

幼児教育学科においては、第一部１年、第二部２年次において開講される「キャリアデザイン」という授業では、女性のキャリアデザインについて考える機会を提供し、学生が将来のキャリアプランを主体的に考えることを促している。

地域保育学科では、「地域保育基礎講座」「総合演習Ⅰ」においてキャリアデザインについて考える講義内容を設けている。さらに「キャリアデザイン」、「地域保育基礎講座」、「総合演習Ⅰ」の授業においては、どんな人生を歩んでいきたいかといったこれからの人生について考える内容を取り入れている。さまざまな職種の方や卒業生からの講演、本学学長による建学の精神に関する講話、さらには自己分析なども実施している。

学生への就職支援として、「合同企業説明会」や「就職関連講座」の内容である「職種研究会」や「園長講演会」等において、それぞれの職場で活躍している卒業生からの体験談を聞く機会を増やし、学生の就職への意識向上を図るため、幼稚園、保育所、企業に勤務している卒業生と連携し、就職活動や勤務先の仕事内容に関する講話を依頼した。また、令和６年度公立保育士受験者の参考となるよう、「公立保育士ガイダンス」を行い、自治体の公立保育所の保育士の方々を招聘した。受験者に直接お話をしていただくなど、受験者・合格者を増やす取り組みを行った。また、文化表現学科の学生の就職意欲向上のために、学科との連携を深め、ゼミ指導の教員も就職について直接学生指導にあたる機会を持った。合わせて、学生が就きたい職種の採用選考に必要となる基礎的な実務（履歴書の作成や、面接の準備、小論文など）ができるように支援した。

また、企業及び公立保育所の採用選考での筆記試験あるため、学生の基礎学力と文章力の向上を図った。

就職関連講座は、半期で 15 回実施しており、就職活動に必要な手続き、書類、マナー、面接練習といった実践的な内容を最新の就職状況や内定者の声などを随時提供して就職意識の高揚を図っている。履歴書添削では学生一人ひとりの強みや個性を引き出し、自己 PR を最大限にアピールできるオリジナルの履歴書作成を支援している。また、公立試験対策講座として「公務員試験対策講座」も開講しており、希望学生は１年次から受講することができる。試験対策はもちろんのこと、最新の公務員試験の状況説明や公務員試験を経験した卒業年次生からの試験対策についての経験談やアドバイスを直接受ける機会なども設け、公立保育士合格者を増やす取り組みを行った。

その他３学科ともに「卒業前研修」をいつでも視聴できるように配信型に変更した。主に、社会人マナーについて取り上げ、自信を持って社会で活躍できるよう支援体制を整えた。

就職状況については、文化表現学科の学生は一般企業の事務職・販売職、図書館など

へ就職している。幼児教育学科・地域保育学科の学生は、資格を活かして幼稚園・認定こども園・保育所・児童養護施設、障がい者支援施設などに就職している。また、一般企業の事務職、販売職等にも就職している。また、就職活動を継続していたにもかかわらず、卒業時に内定をえられなかった学生がいる場合には、卒業後も個別の相談や求人情報の提供など、継続的な就職支援を行っている。

進学、留学については、他大学からの指定校などの「編入一覧」等を掲示し、希望者に対しては学科を問わず、四大編入相談窓口の教員が、個別指導や、受験対策の支援を行っている。令和６年度の進学状況は、四大編入と専門学校への進学であった。また、幼児教育学科第二部（夜間部）の希望する学生に対し、昼間の保育所や幼稚園でのアルバイトの紹介斡旋をしている。入学予定者を対象（保護者含む）に「アルバイト希望者説明会」を実施し事前の諸注意等の説明を行い、アルバイト学生のミスマッチや契約期間内の退職を防ぐ対策を行っている。

就職活動のトラブルを未然に防ぐため、教務課実習サポートグループをはじめとする関係部署と学生課キャリアサポートグループの情報共有を図っている。在学生については、実習の中止や辞退をした学生に関する情報を教務課実習サポートグループから受け取り、一人ひとりの学生の状況を把握したうえで円滑な就職活動に活かすよう努めている。令和６年度においても、実習期間中の就職活動の様々なルールの確認を、実習教科担当と就職指導委員長・学生課キャリアサポートグループ・教務課実習サポートグループで協議し周知徹底しさらなる改善を図った。

＜テーマ　基準Ⅱ-D 学生支援の課題＞

幼児教育学科では、学習上の困難を抱える学生が一定数いるため、実習やピアノ等実技科目以外においても、習熟度別の学習支援対応策を講じる必要がある。また、実習に関する個別指導において、問題のある学生が増加し、担当教員の負担が大きくなっている。そのため、実習指導体制の改善に取り組んだ結果、実習業務の役割分担や学生の個別相談のありかたなど改善された点も多い。今後も実習指導体勢に更に改善の余地がある。また、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援は、地域保育学科における「ベビーマッサージ指導者養成講座」の他学科履修以外の対応についても模索していく。

地域保育学科における保育者養成のための授業は、異なる授業であっても内容が重複していたり、逆に教授する内容が漏れたりする場合がある。学生が不利益を受けたり混乱したりすることのないよう授業担当者間での調整が望まれる。また、学科教員には学生が円滑に履修および卒業に至るよう一層の連携、情報の共有化等が必要とされる。学生に関して言えば、特に遠隔授業の際のコンピュータの利用に際して得手不得手等の個人差が認められるためその解消や、資格取得や将来の職業と直結する分野として、特に国語力、文章表現力を中心とした基礎学力の向上が求められる。地域保育学科学生の社

会活動は地域の人々から概ね高い評価を得ている。

文化表現学科では、学生の自己成長の様子を学生、教員がともに認識し把握することが、次の成長につなげていくための課題であると認識し、客観的な把握ツールとして「コンピテンシー到達度調査」を実施しているが、今後はコンピュータを利用した学生との双方向授業の導入など IT 利用の高度化を図ることも重要な課題である。学生が社会の要請に応じた資格・検定へ挑戦するための仕組みの構築や社会の要請に対応した教育の仕組みを構築することも検討すべき課題である。地域貢献活動などの社会活動を既存の教育活動の中で進めるには時間的制約などがあり、学科としては地域の要請に十分に応えられない状況であり、その解決策を考えていくことも重要である。また、地域貢献については地域の要請に応える形での地域貢献活動に限定せず、大学・学生側から能動的に発信する地域貢献活動を授業の中で取り入れていくことが課題である。

近年発達障害等配慮を要する学生が入学してきている現状もあり、こうした学生に対する学習支援は特別に対応していく必要があり、そのための体制を構築していくことも大きな課題である。

事務職員は、学生の学習成果の獲得に直接的、間接的に貢献しているが、より効果的な貢献方法はないか、例えば、ICT の活用や、学生にとってよりわかりやすい履修指導の方法、学生便覧の記載内容や学生からの相談への対応など常に検証することが重要である。

入学手続き者に対する情報提供は、合格時期によって対応に差が生じてしまうことは否めないが、遅い時期での合格者に対して行える効果的な方法を検討しなければならない。また、教務課では、オリエンテーション等において学生便覧に記載されている教科履修計画や卒業及び資格取得要件の履修・登録方法等について説明を行っており、学生にとって分かりやすい説明への努力・改善は行っているが、それでもなお学生によっては履修ミスによるトラブルが生じることがある。それを防ぐためにも今後の更なる改善が求められる。

在学生オリエンテーションや履修登録時の相談では、学生が理解しづらい箇所をスライドなどでより詳しい説明資料などを作成し、学生に履修ミスなどのトラブルが生じないように対応していく必要がある。

学費の滞納者については、昨今の経済状況悪化など学生の経済的理由により、大変多くなっている状況である。今後、退学や休学への意向が懸念されるため、早急な経済的支援が必要とされる。そのため、既存の奨学金制度への案内および学内奨学金制度を活性化させ、学生生活を支援していくことが求められる。

幼稚園・保育所・施設の求人受領数は、令和 6 年度 978 件（前年度 1,041 件）であり、学生数の減少に伴い、求人先からの要望に応えられない場合の対応が引き続き課題であった。また、幼稚園教諭免許状の取得辞退や幼稚園を就職先に選ばない学生は減少せず、施設種別による偏りのない就職支援対策も今後引き続き継続課題として取り組む。

実習を優先するため、実習中の就職活動は禁止している。しかしながら実習が契機となる、就職活動に関わる様々なトラブルが起きることもある。この対応についての対策を、学生に周知したことで大幅に改善された。引き続き新たなトラブルにも対応を行いながら進めていく必要がある。就職支援に関しては、収集した情報を就職指導委員会にフィードバックしていくが、今後の学習成果の点検に寄与できる形態についても継続して協議を行い検討していかなければならない。

企業からの求人受領件数については、求人件数を増やすため Zoom なども使用し、企業と学校担当者との面談を行っている。（令和６年度 177 件・令和５年度 173 件）今後もこれまでの実績企業と新規企業の開拓により、企業からの求人受領件数増を図っていく。また、文化表現学科の学生が希望する一般事務や医療事務、図書館司書などの求人件数が少ないことも課題である。文化表現学科には、人と話すことが苦手という性格で消極的な学生が一定数見られる。卒業後の進路に迷いがあり就職活動への一歩が踏み出せない状況が見受けられるので、学科の教員とも連携し、外部企業説明会に参加させる機会を継続していく必要がある。

全学科通して、求人先から「社会人としての一般常識やマナーを知らない」、「コミュニケーション能力が低下している」、といった指摘が増加傾向にある。これらの能力向上が今後のキャリア支援の課題である。また、例年幼稚園や保育所からは、学生のピアノ演奏技術の向上が求められてきたが、近年では、学生自身の得意なこと「造作、手遊び」などをメインに行えば、「ピアノは入職後でも大丈夫」との施設からの声が多くなった。このことから学生の主体性を尊重し、一人一人が能動的に取り組めるような教育を行うことにより、得意なことをより伸ばすように指導している。

「幼稚園・保育所・施設就職フェア」については、令和６年度は対面で開催した。昨年台風の影響により中止となった為、昨年度参加予定であった法人（45 法人）を中心に実施。又、web フェアでは 119 園に参加していただき、学生視聴数 329 回であった。

今後に関しても、学生に多くの園を認知してもらえるように、対面型フェアと Web によるフェアの同時開催を行っていく。また、参加園についても、参加数や地域等、内容を毎年検討していく。

幼児教育学科では、今後もコンピュータ利用技術を授業や学生支援に、更に活用していく必要がある。そのため情報センターや情報機器操作、情報機器利用を担当する教員よりコンピュータ利用技術の説明を受け、専任・非常勤を問わず全教員が更に積極的にコンピュータ利用を行うことが課題である。

＜テーマ　基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項＞

令和元年度から、GPA 成績優秀者（前期、後期、卒業年次生の総合成績）、成績向上者、学内貢献者（学生リーダーなど）を表彰し、表彰状とともに記念品（重複しないように６種類を用意）を授与している。授与された学生は大変喜んでおり、勉学意欲の向上に

つながっている。なお、令和６年度の表彰者数は、前期 53 名後期 35 名計 88 名であった。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

幼児教育学科では、学級指導教員が担任する学生の学習成果の獲得状況を適切に把握するための方策を学科会や作業部会で検討する。学習成果の獲得状況を把握するためには、専任教員間のみならず、非常勤講師が担当する科目も含めて連携・調整が必要である。今後更に非常勤講師との連携を図りつつ、学科内の作業部会で、担当科目内容の検討を行い、引き続き必要な調整を行っていく。

幼児教育学科では、コンピュータ利用に関して苦手意識のある教員に対して、技術の習得を促すため、引き続き学内 FD 活動の中でコンピュータ技術の指導を行うと共に、情報機器操作、利用に関する授業を担当する教員に、外部で実施される研修会や講習会への参加を促す。

幼児教育学科では、「基礎教養講座」「カレッジリテラシー」の授業内容を入学時に行う基礎的な学習支援の一つとして位置付け、その後の実習への準備の一環としていけるよう、学生の学習成果を見ながら更に改善を目指す。優秀学生と学習上の困難を抱える学生それぞれに各教科で積極的な学習支援対応策を実施できるようにするために、学科会等で検討を行う。

また、実習の個別指導に関して、教科担当教員と担任の連携を強化する~~等~~できるだけ多くの教員が関わることができるよう、引き続き人的環境の整備をする。

地域保育学科では、専任教員・非常勤教員も含めた授業の様子や実習・地域活動などの学外活動の状況を把握し、学位授与の方針や学習成果に対応できるよう各教科および隣接教科間における授業内容等について、見直しや調整を図り、効果的な授業展開できるように、そしてそれぞれの学生に応じてきめ細やかな指導支援ができるように努めていきたい。この点に関しては、専任教員だけでなく非常勤教員も含めて教員の理解や意識が向上しているため、今後も積極的に努力していく。また、幅広く深い教養を培うとともに専門教育内容に密接に連携した教養教育科目の開設について検討し、学位授与の方針に基づき、それぞれの学生に応じて将来を見据えたきめ細やかな指導支援に努める。具体的には令和３年度は受講生がいなかった「データサイエンス」や地域保育学科では令和５年度より単位化される（令和４年度は単位外授業)）「SDGs」に対する学生に受講意識を高めていきたい。また、入学生に対して受け入れ方針をより明確に示すことは、学生の入学後の勉学意欲向上につながり授業不適応を防ぐ意味でも必要なことである。入学説明会やオープンキャンパス、高校訪問等において受験生に伝わるよう丁寧な説明を心がける。学科教員は学習成果の獲得に向け課題を認識している。そのため、地域活

動Ⅰや地域保育基礎講座などの複数教員が担当する科目については頻繁に問題点を話し合い授業内容の改善に努めている。さらに、顔を合わせる機会の少ない非常勤講師に対しては学科長を中心に頻繁にメール等で学生の動向を示しているが、より全教員での意思の疎通を図り調整や協力に努めたい。また、学科教員には学生が円滑に履修および卒業に至るようさらに連携、情報の共有化等が必要とされる。授業内容については、コンピュータについて必要とされる利用技術の向上を図る。そして、国語を中心とした課題への取り組みは勿論であるが、国語以外の一般的な分野についても基礎学力向上に向けての検討を始めたい。各教員は学習の成果をより確実にするため、教科としての専門性を重視しながらも基礎学力の向上をめざした授業内容の改善や見直しが必要である。なお、社会のニーズに応え社会貢献できる人材の育成というのは、地域保育学科の学位授与の方針に添ったものであり、成果の向上をめざし学生一人ひとりに対しきめ細やかな指導や助言を徹底する。

文化表現学科では、今回の自己点検全般を通じて洗い出された課題は「学習成果の実質化」であると認識している。言葉を変えていえば学習効果を如何に上げるかということである。今後、全ての教育活動の原点を教育効果の実質化に求めて展開していくことが課題であり、そのための改善計画を具体的に策定していく。

例えば、ボランティア活動の授業は、ともすれば授業時間割を優先して学園周辺での活動が中心になりがちだったが、令和３年度以降、所沢警察署、所沢市社会福祉協議会、西武鉄道等との連携によって、時間割に縛られることなく市内各所での活動を展開できるようにしたことで、学生の活動を市民へ広く認知させることができた。これにより、学生の実践力、自主性・主体性等、社会性を大きく向上させることができ、学習効果の実質化を実現できた。また、「キャリアスタディ（企業人に学ぶ）」では、学生の振り返りシートなどから、企業や職業に関する認識の向上を確認することができ、講師として招いた企業への就職者が複数（３人）確認できた。これは、従来のインターンシップなどのキャリア関連授業ではみられなかったことであり、コロナ禍で中断しているインターンシップに代わるキャリア教育の実質化を実現できる教育であると考えている。今後、ボランティア及び企業人に学ぶ授業の深化を一段と図っていく計画である。また、こうした学習効果の実質化は、ボランティア、インターンシップといったキャリア教育だけでなく教育活動全般にわたって図るべきものであり、障害学生の学修支援の強化のための方策、教科ごとのアセスメントポリシーの明確化、ルーブリック評価の充実等、教育の基盤整備を図るための具体策を検討していく計画である。

新しい資格制度の導入については、令和２年度に「観光実務士」の課程を設置した。今後さらに教育課程の改善を含め、時間的制約を受けない形で活動できる地域活動、地域貢献、ボランティア活動を検討していく。また、ディプロマ・ポリシーに対応する成長の様子を学生、教員が認識・把握できるポートフォリオについては、「コンピテンシー到達度」調査を実施し、学習成果の一部可視化を図っており、どのような内容のもの

にするのかを継続検討していく。

また、発達障害の学生に対する学習支援については、まず具体的な対応マニュアルを作成し、併せて体制の整備を検討していく。

遠隔授業による授業方法のスキルアップについては、FD や研修会への参加などによる各教員のスキルの向上を進めていく。

短大事務部に関しては、事務職員の学生の学習成果への効果的な貢献についての検証は毎年度行い、課題としてあった、履修登録時に生じたトラブルを検証し、次の履修登録時に学生達が混乱しないよう、Gmail 等で随時情報を更新して発信するなどの対応を図っている。それを次年度以降の改善に繋げていく必要がある。令和元年度からは、退学者防止のために転学科制度を取り入れ、令和２年度は３名、令和３年度２名が認められた。令和元年度の転学科生の１名が転学科先の学科の総代として卒業しており、本制度は学習成果の獲得に大きく寄与していると考えられる。

図書館においては、幼児教育学科・地域保育学科は実習の時期やその内容に合わせて展示する図書のテーマを考えていく。年齢に合わせた読み聞かせ絵本の展示は今年も好評で貸出し数も多かった為、来年度は更に内容を充実させて実施していく。合わせて季節を意識した展示も実施し、展示方法もポップ等を効果的に使い学生の目を引く展示を行う。文化表現学科の学生は現代小説を好んで利用しているので、ジャンル別で小説の展示も検討している。引き続き図書館ホームページでも情報を迅速に公開し、学生に周知していく。

学生が利用できるネットワークの負荷の問題が生じない学内 Wi-Fi を整備するには多くの費用がかかる。まずは、人が多く集まる部屋において、事務系のネットワークとは切り分けた Wi-Fi 機器を設置し、授業に支障のない接続が確保されるか運用していく。

令和２年度の課題では「高等教育の修学支援新制度」の周知徹底についてとその対象者へこの制度を理解させ申込みをさせることについては、掲示、お知らせメールの他、学生指導要録の家族構成欄により多子家庭や一人親家庭の学生を確認して対象者であれば申し込ませる等の対応を行っている。また、学生緊急給付金の申込者や授業料未納者に対しても声を掛けている。その結果、日本学生支援機構給付奨学金の対象者は増加している。今後も、経済的に厳しい学生へ奨学金制度について掲示、メール、オリエンテーション等で呼び掛けていく。

部活動及びサークルへの参加学生は、今年度は増加傾向に転じたといえる。校内にてチラシの掲示、学友会総会時に部活、サークル紹介動画の視聴といった活動を積極的に行なった結果と見ることができる。来年度に向けては、新入生オリエンテーション時から伝えることができるよう準備を進めている。また、学校行事についての参加率については、横ばい状態が続いている。学生が主体的に活動できるよう支援し、行事の意義、参加することへの意欲の向上を促せるよう教職員間で共有していくことが必須であり、

来年度に向けて検討していく。

学生相談室利用者の傾向については、現在１名のカウンセラーで週２日の開室で十分支援を行える状況である。長期休暇中も学生の予約状況を見て開室する方向で進めており、今後も開室曜日、時間帯については学生の利用状況に応じて検討していく。看護師が保健室に在室しているため、健康面等の相談は看護師が対応することとして学生相談室の負担を軽減することも行なっている。また、学級指導教員、ゼミ教員などが、学生が身近に話しやすい、相談しやすいように、声掛けをしていくことが大切であると考え、教員と学生との面談についての実施も促していく。さらには、職員も就職、学校生活のことなどについて相談できるようコミュニケーションを図る雰囲気作りを実施し、本学の学生が教職員、カウンセラー、看護師など誰にでも気持ちを訴えることができるよう学校全体で取り組んでいきたい。

新入生にとって仲間づくりは不安材料の一つであると考える。そこで、今年度は新入生交流会にて、学科を超えたグループで行う野外活動としてのバーベキューを行なった。学生同士の仲間もでき、学生生活への期待が膨らむ企画の一つになった。一方、新入生オリエンテーションは、忙しく進行していくため、もう１日増やし、クラス作りや本学の建学の理念を伝える、学園歌を知るといった内容について来年度は検討していきたい。

就職支援に関しては、収集した情報を就職指導委員会にフィードバックしていくが、今後の学習成果の点検に寄与できる形態についても協議を行い検討していく。また、「合同企業説明会」や「就職関連講座」に含まれている「職種研究会」や「園長講演会」等において、それぞれの職場で活躍している卒業生からの体験談を聞く機会を現在より更に増やし、学生の就職への意欲向上に努めていく。そのためには、幼稚園、保育所、企業に勤務している卒業生と連絡を取り、在学生を対象とした「園長講演会」や「合同企業説明会」において、就職活動や勤務先の仕事内容に関する講話を依頼していく。また、令和６年度の公立保育士受験者の参考となるよう、時期を早め「公立保育士ガイダンス」を行い「OG 報告会」では、卒業後数年間私立保育園を経験し、公立保育士に合格した卒業生などに実体験の「公立と私立の違い」等を話してもらうなど受験生・合格者を増やす取り組みを行っていく。また、文化表現学科の学生の就職意欲向上のためには、今後更に学科との連携を深め、ゼミ指導の先生方にも就職について直接学生指導にあたる機会をもつことを依頼していく。合わせて、学生が就きたい職種の採用選考に必要となる基礎的な実務（履歴書の作成や、面接の準備、小論文など）ができるように支援する。そのためにも、先ず「就職関連講座」への出席率を更に上げる努力をする。また、文化表現学科については、在学中に取得できる資格を活かせる職種になかなか就けないという課題にできる限り対応するため求人の開拓を行う。学生の就職斡旋に関して、授業の出席状況、単位の取得状況、実習中の状況、学費の納付状況、等の卒業要件に係る情報を関係部署と連携を図り更に共有できるようにしていく。

就職に関連して、保育現場からの意見、要望が多いピアノ技術の向上については、今

後学科や教科担当教員間で検討し対応する。あわせて、言葉づかい、身だしなみ、礼儀作法、来客応対、電話応対といった社会人としてのマナーの習得や、相手の話をよく聞き、自分の意見を述べることができるといったコミュニケーション能力の向上を目指し、令和６年度「就職関連講座」の更なる充実を図る。しかし、こうしたマナーやコミュニケーション能力は、容易に身につくものではないので、各学科の授業内において学生へ指導を行うよう、働きかけることも行っていきたい。また、主に就職が内定している学生を対象に、新社会人として求められる心構えや基本的なマナーを習得させる「卒業前研修」の実施を全学科対象で実施を検討していく。また、企業及び公立保育園の採用選考では、二次選考の面接に進むためにまず、第一次選考の筆記試験に合格しなければならない。そのため、学生の基礎学力と文章力の向上を図る。令和７年度の「卒業前研修」は全学科で開催検討中、今後は実施時期や内容を検討し学生への周知を徹底していく。

課題に即した学生への指導のあり方を担当者間で話し合い、その結果を令和７年度の「就職関連講座」に反映させる。また、学生課キャリアサポートグループが把握した課題と、その解決に必要と考えられる指導について、令和７年度は就職関連講座のみでなく、関係部署や学科にも伝えていく。また、就職内定が決まった後に、取得単位数の不足や学費滞納等で卒業ができない学生が発覚することのないよう、令和７年度も関係部署に早期の確認を促し、キャリアセンターから学生への告知を更に徹底させることに努める。

令和７年度も幼児教育学科、地域保育学科の実習時期における就職活動については、実習教科担当者と実習指導センターとの連携を密にし、実習先での就職を希望する学生の情報を交換する。また、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を取得するよう学生を指導するとともに、幼稚園、認定こども園にも就職活動ができるよう教務課実習サポートグループと学生課キャリアサポートグループとが情報を共有し、連絡や相談を行いやすくしていけるよう協議を重ねる。文化表現学科の学生に関しては、希望する職種の採用に必要な基礎的実務の力をつけるためには就職関連講座のみでは困難であることから、令和７年度も引き続き学科の授業内での指導を求めていく。全学科学生の「就職関連講座」出席率の更なる向上をめざし、講座への出席を促す手段について各学科と連携しつつ検討する。

卒業時および卒業後アンケート調査の実施について、結果の解析をセンター機能へ反映するため、アンケート結果を教授会にて共有し授業等で活用する依頼を行った。今後は、どの授業で活用できたかを調査していきたい。卒業生アンケートについて、学内で実施している現職保育者研修会での告知を実施した。結果について来年度以降報告し、更なる改善点を見つけ継続検討事項としていく。

特に近隣企業からの求人増加の対策について、秋草というと保育というイメージが強い企業が多かったため、企業との交流会へ積極的に参加し、求人確保に努めていく。

公立保育園等合格者増加対策について、令和元年度より公立講座オリエンテーション

実施時期を早め、早期意識づけに取り組んでいる。今後は対策講座参加者と受験者、合格者を増やしていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

幼児教育学科における学習成果の獲得状況を把握するためには、専任教員間のみならず、非常勤講師が担当する科目も含めて連携・調整が必要である。今後更に非常勤講師との連携を図りつつ、学科内の作業部会で、担当科目内容の検討を行い、引き続き必要な調整を行っていく必要がある。

教科担当教員に過重負担となっている実習の個別指導に関して、学級指導教員等できるだけ多くの教員が関わることができるよう、引き続き人的環境の整備をする。

最近、成績や出席状況が思わしくない学生を中心に、学級指導教員が保証人である親との対応で苦労する事例が見られるようになった。まずは、入学時において、大学における出席や学習は基本的に自己責任であることを改めて自覚させることが重要である。特に保証人に対しては、基本的に学生本人の責任であることを伝える必要がある。

地域保育学科では、専任教員・非常勤教員も含めた授業の様子や実習・地域活動などの学外活動の状況を把握し、学位授与の方針や学習成果に対応できるよう各教科および隣接教科間における授業内容等について、見直しや調整を図り、効果的な授業展開できるように、そしてそれぞれの学生に応じてきめ細やかな指導支援ができるように努めていきたい。この点に関しては、専任教員だけでなく非常勤教員も含めて教員の理解や意識が向上しているため、今後も積極的に努力していく。また、幅広く深い教養を培うとともに専門教育内容に密接に連携した教養教育科目の開設について検討し、学位授与の方針に基づき、それぞれの学生に応じて将来を見据えたきめ細やかな指導支援に努める。また、「データサイエンス」や「SDGs 入門」を受講する学生が少なく、今後は学生の受講意識を高めていきたい。また、入学生に対して受け入れ方針をより明確に示すことは、学生の入学後の勉学意欲向上につながり授業不適応を防ぐ意味でも必要なことである。入学説明会やオープンキャンパス、高校訪問等において受験生に伝わるよう丁寧な説明を心がける。学科教員は学習成果の獲得に向け課題を認識している。そのため、地域活動Ⅰや短大基礎講座などの複数教員が担当する科目については頻繁に問題点を話し合い授業内容の改善に努めている。さらに、顔を合わせる機会の少ない非常勤講師に対しては学科長を中心に頻繁にメール等で学生の動向を示しているが、より全教員で意思の疎通を図り調整や協力に努めたい。また、学科教員には学生が円滑に履修および卒業に至るようさらに連携、情報の共有化等が必要とされる。授業内容については、コンピュータについて必要とされる利用技術の向上を図る。そして、国語を中心とした課題への取り組みは勿論であるが、国語以外の一般的な分野についても基礎学力向上に向けての検討を始めたい。各教員は学習の成果をより確実にするため、教科としての専門性を重視しながらも基礎学力の向上をめざした授業内容の改善や見直しが必要である。なお、

社会のニーズに応え社会貢献できる人材の育成というのは、地域保育学科の学位授与の方針に沿ったものであり、成果の向上をめざし学生一人ひとりに対しきめ細やかな指導や助言を徹底する。

文化表現学科では、今回の自己点検全般を通じて洗い出されたのは「学習成果の実質化」の問題である。言葉を変えていえば学習効果をいかに上げるかということである。今後、全ての教育活動の原点を「教育効果の実質化」に求めて展開していくことが課題であり、そのための改善計画を具体的に策定していく。例えば、ボランティア活動の授業は、ともすれば授業時間割を優先して学園周辺での活動が中心になりがちだったが、令和３年度以降に所沢警察署、所沢市社会福祉協議会等との連携によって、時間割に縛られることなく市内各所での活動を展開できるようにしたことで、学生の活動を市民へ広く認知させることができた。これにより、学生の実践力、自主性・主体性等、社会性を大きく向上させることができ、学習効果の実質化を実現できた。また、「キャリアスタディ（企業人に学ぶ)」では、学生の振り返りシートなどから、企業や職業に関する認識の向上を確認することができた。令和３年以降、講師として招いた企業への就職者が複数確認できたことも、インターンシップなどのキャリア関連授業ではみられなかった教育効果であり、コロナ禍で中断していたインターンシップに代わるキャリア教育の実質化を実現できる教育であるととらえている。今後、ボランティア及び企業人に学ぶ授業の深化を一段と図っていく計画である。こうした学習効果の実質化は、ボランティア、インターンシップといったキャリア教育だけでなく教育活動全般にわたって図るべきものであり、障害学生に対する学修支援の強化のための方策、教科ごとのアセスメントポリシーの明確化、ルーブリック評価の充実、等教育の基盤整備を図るための具体策を検討していく計画である。

短大事務部に関しては、事務職員の学生の学習成果への効果的な貢献についての検証は毎年度行い、課題としてあった履修登録時に生じたトラブルを検証し、次の履修登録時に学生達が混乱しないよう、Gmail 等で随時情報を更新して発信するなどの対応を図っている。それを次年度以降の改善に繋げていく必要がある。令和元年度からは、退学者防止のために転学科制度を取り入れ、毎年数名の学生が転学科を行い、その多くの学生は転学科先において卒業に至っていることから、本制度は学習成果の獲得に大きく寄与していると考えられる。

図書館においては、幼児教育学科・地域保育学科は実習の時期やその内容に合わせて展示する図書のテーマを考え、図書館ホームページや学生への Gmail で幅広く周知していく。年齢に合わせた読み聞かせ絵本の展示は令和５年度も好評で貸出し数も多かった為、令和６年度は更に内容を充実させて実施していく。合わせて季節を意識した展示も実施し、展示方法もポップ等を効果的に使い学生の目を引く展示を行う。文化表現学科の学生は現代小説を好んで利用しているので、ジャンル別で小説の展示も検討している。その他新規入荷やお薦めの図書・教材等、引き続き図書館ホームページでも情報を迅速

に公開し、学生に周知していく。

学生課における活動、改善計画として、学生のクラブ活動のサポートについて、本学は学生同士だけでは継続して活動することは難しいため、定期的に活動を行えるように、顧問（教員）が一緒に目標を持って活動することで本学の学生は、クラブ活動に参加するのではないかと考える。行事についても日頃より参加意欲を高めることが大切であるため、どのようにして参加意欲を高めて行事に参加するのかを検討していく。

学生相談室の利用者状況については、現在の利用者数であれば１名のカウンセラーで十分支援を行える状況である。令和６年度より養護教諭の有資格者が職員として常駐し、常時体調不良者の対応が可能となっている。また、17 時 20 分以降は看護師が保健室に在室しているので健康面等の相談は看護師が対応できる。日々の学校生活においては、指導教員、ゼミ教員などが、学生が身近に話しやすい、相談しやすいように、声掛けをしていくことが大切であると考える。学生も相談する相手を選ぶと思うので、まずは身近な人と話すことで相談に乗ることができ、コミュニケーションを図ることができるのではないかと考える。

就職支援に関しては、収集した情報を就職指導委員会にフィードバックしていくが、今後の学習成果の点検に寄与できる形態についても継続して協議を行い検討していく。また、「合同企業説明会」や「就職関連講座」の内容である「職種研究会」や「園長講演会」等において、それぞれの職場で活躍している卒業生からの体験談を聞く機会を増やし、学生の就職への意識向上に努めた。幼稚園、保育所、企業に勤務している卒業生と連絡を取り、在校生を対象とした「園長講演会」や「合同企業説明会」において、就職活動や勤務先の仕事内容に関する講話を依頼した。また、令和５年度公立保育士受験者の参考となるよう、「公立保育士ガイダンス」を行い、自治体の公立保育所の保育士の方々をお招きした。受験者に直接お話をしていただくなど、受験者・合格者を増やす取り組みを行った。

また、文化表現学科の学生の就職意欲向上のために、学科との連携を深め、ゼミ指導の教員も就職について直接学生指導にあたる機会を持った。合わせて、学生が就きたい職種の採用選考に必要となる基礎的な実務（履歴書の作成や、面接の準備、小論文など）ができるように支援した。「就職関連講座」への出席率を上げる努力は継続の必要がある。在学中に取得できる資格を活かせる職種になかなか就けないという課題は継続するため、求人の開拓は続けておこなう。学生の就職斡旋に関して、今後も授業の出席状況、単位の取得状況、実習状況、学費の納付状況、等の卒業要件に関わる情報は関係部署と連携を図り、共有し、継続して行う。

就職に関連して、言葉づかい、身だしなみ、礼儀作法、来客対応、電話応対といった社会人としてのマナーの習慣や、相手の話をよく聞き、自分の意見を述べることができるといったコミュニケーション能力の向上を目指し、令和６年度「就職関連講座」の更なる充実をはかる。しかし、こうしたマナーやコミュニケーション能力は、容易に身に

つくものではないので、各学科の授業内において学生への指導を行うように、働きかけることも引き続き行っていく。また、卒業生に対し、新社会人として求められる心構えや基本マナーを習得させるため「マナーブック」を作成し、卒業後も確認できるよう配布した。また、企業及び公立保育所の採用選考では筆記試験あるため、学生の基礎学力と文章力の向上を図った。

課題に即した学生への指導のあり方を担当者間で話し合い、その結果を令和６年度の「就職関連講座」に反映させる。また学生課キャリアグループが把握した課題と、その解決に必要と考えられる指導について、就職関連講座のみでなく、関係部署や学科にも伝え共有。また、就職の内定決定後に、取得単位数の不足や学費滞納等で卒業ができないという事態にならないよう、関係部署との早期の確認を行い、学生課キャリアグループから学生への告知を徹底させることを今後継続して行う。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］

［区分　基準Ⅲ-A-1　教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。］

＜区分　基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学には、幼児教育学科（第一部・第二部）、文化表現学科及び地域保育学科が設置され、必要な専任教員をそれぞれの学科に配置し教員組織を構成している。各学科は、教務委員会等各種委員会に教員を所属させるとともに、定期的に開催される学科会等を通じて入試業務、オープンキャンパスの分担やクラス運営及び学生に関する情報の交換などを行い、責任をもって学科の運営にあたっている。

教員の構成、配置は、学内関連規程や教育課程に照らし、充実した教育環境を整備できるよう十分に配慮して、計画性をもって実行しており、短期大学全体及び各学科の専任教員については、短期大学設置基準の定める教員数を充足している。

各学科の専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づいて、自身の専門領域に関する教科を担当し、それ以外の教科は他学科の専任教員（兼担教員）や非常勤教員で補完するよう教員配置をしている。なお主要な教科は専任教員が担当するよう採用等に当たり配慮している。

専任教員の職位は、学位、経歴、研究業績等に基づいており、それは短期大学設置基準の規定を充足している。

教員の任用については、専任・非常勤、公募・学内推薦の別なく、任用委員会、人事教授会、理事会等の審議を経たうえで行われており、非常勤教員も含めた新規教員の採用については規定された手続きを経て実施されている。なお、教員資格審査については、客観性・公平性を確保するという趣旨から、相当期間の検討を経て策定した審査内規に基づいて行われており、短期大学設置基準の規定との齟齬はない。

各学科は、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置し、指導補助者は調理実習や情報機器演習の教科に配置され、授業時間内だけでなくそれ以外の時間においても学生からの質問等の対応に当たっている。

［区分　基準Ⅲ-A-2　教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。］

＜区分　基準Ⅲ-A-2 の現状＞

幼児教育学科の教員は、それぞれの専門分野に即した学会や団体に所属し、各自研究成果の論文発表や作品制作、演奏などを行っており、その成果を学生指導に役立てて

る。また教育課程に基づいた研究テーマを持って、研究と教育が一貫したものとなるよう工夫している

地域保育学科の専任教員は、本学を始め所属学会・団体においての紀要や学会誌への執筆や作品制作、演奏等の研究発表を通じ大きな成果を上げている。その成果は学生教育にも高く反映されている。

文化表現学科の教員は、それぞれの専門領域で学会や研究会等に所属し、講演や研究発表を行うとともに、本学の「紀要」その他の学術雑誌に研究成果を発表している。各教員の担当教科はそれぞれの専門領域と整合しており、研究成果は本学科の教育指導に活かされている。

なお、各学科とも教員の研究成果は、教育情報公開の一環として本学ホームページ上や、国立情報学研究所のデータベース CiNii に登録して公開されている。

また、令和元年度までは実績のなかった科学技術研究費（科研費）の助成事業に関し令和６年度までで研究代表者として教員４名の研究が採択されるなど、教員は積極的に研究活動に取組んでいる。このうちの１名は令和６年度の申請によるものである。また、この間に研究分担者としては延べ６名の教員が科研費による研究に携わっている。

専任教員の研究活動に関する規程については、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」（文部科学省）に基づき、「秋草学園短期大学個人研究費規程」、「秋草学園短期大学教員の研究旅費に関する内規」「秋草学園短期大学奨励研究及び奨励研究費に関する内規」、「秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」、「秋草学園短期大学公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規」、「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する行動規範」及び、「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する不正使用防止計画」が整備されている。

専任教員の研究倫理遵守のため、年に１回コンプライアンス教育を行うとともに、全ての教員から倫理遵守の誓約書の提出を求めている。平成 30 年度からは、研究倫理審査委員会を設置し、研究を行う際にその内容が人を対象とする研究に該当する場合には委員会にその研究についての倫理審査の申請を行い、承認を得てから研究に入る仕組みが確立した。また、毎年、紀要原稿の公募に関連して、その遵守を図書館・紀要委員長が教授会で教員に呼び掛けている。令和３年度には、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応などに関するガイドライン」に従って新たに「オーサーの不正行為」などに関する規定を設けた。これに基づいて新たに、教授会で遵守を呼び掛けた。

教員の研究成果を発表する機会として年１回「秋草学園短期大学紀要」を発行している。毎年７月末を紀要投稿申込みの締切りとし、専任教員や専任教員から推薦のあった非常勤講師からの申し込みを受け付け、10 月末までに原稿を提出してもらう。その後２名による査読を通して論文もしくは研究ノート等の区分の決定と、採択、もしくはリジェクトの決定が行なわれ、投稿論文の質を担保している。令和６年度は専任教員、非

常勤講師を合わせて９点の投稿があり、論文　５点、研究ノート４点が「紀要第 41 号」に掲載されている。　また、紀要の原稿は全て国立情報学研究所の CiNii に登録して広く公開している。

本学では就業規則で「職員は、人格を高め、知識、技能を向上するためたえず研修に努めなければならない。」と定めている。これを受けて、教員の研究日を確保するため「学校法人秋草学園職員研修実施細則」を定め、「教員にあっては週１日の自宅研修日を取ることができる」としている。また、学園の承諾を得て、教学運営に支障がなく一定の期間内の研修を行うことができるものとし、日本学術会議登録の学術研究団体及びこれに準ずる団体の研究会に参加、出席するための研修は原則７日以内、さらに、研究のための資料収集及び学術調査を目的とする研修は原則年間計 20 日以内で行うことができることとしている。国内・外の区別、制約はない。研究出張許可願や研究出張報告書から、所属学会への出席や発表も含めて、教員は概ね積極的に研修に取り組んでいるものと判断できる。なお、留学、海外派遣に関する規程は特段定めていない。

［区分　基準Ⅲ-A-3　学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。］

＜区分　基準Ⅲ-A-3 の現状＞

本学における事務組織及び所管事務は、本報告書３ページの資料に示すとおりである。短期大学を含む学校法人全体を管理する法人本部と、短期大学の事務組織である短期大学事務部に分かれて組織されており、特に短期大学事務部は学科の変遷や学生数に応じて組織体制や職員数が適正となるように毎期検討し体制を整備している。現在の短期大学事務に関わる専任の事務職員の総数は 30 名で、事務局長の下に法人本部として総務部（３名）、企画財務部（４名）、入試広報室（４名）、エクステンションセンター事務室と短期大学事務部（18 名）、の５部門をもって構成されている。短期大学事務部は、図書館事務室及び情報センター事務室を除く全ての部署が、校舎２階のワンフロアーで業務を行う体制となっており事務職員は各部課長の指揮監督のもと学生対応及び事務処理等を行っている。そして、事務職員は内部・外部で行われる研修会に積極的に出席し、また日々の業務における OJT によって専門的な職能を獲得している。

事務職員は毎年人事考課を実施しており、その中で上司との面談を行っている。これにより各人の能力や適性を測るとともに本人の希望も聴取している。全ての職員が希望の業務に従事できるというわけにはいかないが、適性に合わせた部署配置を行うことで能力を発揮できる環境を整えている。令和６年度からは上司による評価シートを他部署の管理職とも共有する「評価者会議」を実施することで個々の事務職員の能力や適性について全体で共有できる体制を整えた。また、毎年のストレスチェックの実施やハラスメントに関する窓口の設置、啓蒙活動などを通じて働きやすい職場環境整備を心掛けている。

事務関係諸規程は規程集として整備し、事務室及び関係部署に備え付けるともに学内LANにより閲覧できるようになっている。法令の改正や教育課程その他の学内における様々な変更事項が生じた場合は、それに適合するように規程の改定も随時行っている。なお、規程の改定に際しては、その内容にもよるが、教務委員会や学科長会、教授会、理事会でそれぞれ承認を受けている。

事務部署は２つの部課を配置している短大事務室、情報センター室、学園本部事務室、入試広報室、図書館があり、それぞれの事務室に情報機器、備品等を整備している。全ての事務室には情報ネットワークが整備され、令和元年度に職員のほぼ全員のＰＣの入替えを行っており、次回はWindows10のサポート終了に合わせて令和７年度の入替えで準備をしている。また、学生の学籍管理、成績処理等のために情報システムが整備されている。令和６年度は短大事務室、学園本部事務室、図書館の複合機を入替え、業務効率の向上を図った。また、学校で複数所有している固定電話番号を部署ごとに割り当てることで学生との電話でのやり取りがスムーズに行えるような整備を実施した。

日常的な業務の見直しについて事務局各部署において日頃から行われており、事務処理の点検・評価については、毎年職員が作成し人事考課資料としている「役割遂行評価表」によって実施している。また部課長会議及び全体朝礼を原則月に１回行うことで、情報共有を行い部署間の業務を円滑に進めるようにしている。あわせて事務職員全員がグループウェアを利用することにより、集合することなく情報の発信、共有、スケジュール管理等の徹底、業務の効率化を図ることができている。令和６年度よりこれまで使用してきたJ-MOTTOから、より多機能となっているNICollaboに変更している。働き方改革や保健衛生に関する内容については、「1790学校法人秋草学園衛生委員会規程」を定め、令和３年度以降は原則月１回委員会を開催し協議を行い、その結果を全教職員に周知し業務の見直しの一助としている。令和６年度についても８月を除く毎月全11回の会議を開催した。

学生の成績記録については、「1240学校法人秋草学園文書保存規程」に基づいて適切に保管している。成績原簿は永久保存としており、大学のサーバー内にデータとして保管するとともに、万が一に備えて打ち出しを行い、書類としても保管している。その他の教育実習や保育実習に関する実習園からの評価や、教員による採点簿等の成績記録についても、規程に基づいて適切に保管している。

［区分　基準Ⅲ-A-4　学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。］

＜区分　基準Ⅲ-A-4の現状＞

学生の学習成果の獲得に向けて教職員は情報を共有しながら支援を行っている。教員は教育や学生指導という役割を担うと共に、事務職員で組織する各部署との連携を行っている。教室における環境整備や教育課程の運用に関することは教務課教務グループ、

教育実習や保育実習などの実習に関わることは教務課実習サポートグループ、行事や学生生活全般の支援に関わることは学生課学生サポートグループ、就職や進学に関することは学生課キャリアサポートグループとそれぞれの役割分担に応じて連携している。それ以外にも図書館や情報センターなどもその役割の中で教員と協働した学生支援を行っている。また、各種委員会組織は、専任教員はもとより短大事務部の部課長が構成メンバーとなり積極的に委員会の運営に関わっている。あわせて、学生の在籍や履修状況、学費納入状況などは進級、卒業、就職活動にも影響を及ぼすため、教職員間、その中には法人本部の経理担当職員も連携をして随時情報共有を行っている。直接的な学習成果の獲得ではないが、令和２年度から制度化された修学支援の新制度は奨学金と授業料減免のパッケージであり、学生の家計収入や家族構成、学業成績や出席の状況などで支援の内容に影響を及ぼすため、教職員がそれぞれの役割の中で協働して学生支援にあたる最たるものであり、制度開始当初より対象機関として認定を受け、多くの学生の経済的支援を実現している。

教育研究活動等係る教員組織や事務組織における責任、分掌については「1200 学校法人秋草学園組織規程」に明記されており、かつ、教授会、学科長会、各種委員会の規程や研究費の取り扱い等、短期大学の諸規程によってもその役割や責任の所在を明確にしている。

［区分　基準Ⅲ-A-5　教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。］

＜区分　基準Ⅲ-A-5 の現状＞

事務職員のＳＤ活動を推進するため、「1381 学校法人秋草学園事務職員ＳＤ研修規程」、及び「1382 学校法人秋草学園事務職員自己啓発の研修補助取扱細則」を整備している。専任事務職員は、「1381 学校法人秋草学園事務職員ＳＤ研修規程」に基づき、専門的な職能を習得するよう各部署で職場内研修を実施し、また、専門性に応じた定期的な外部研修等にも積極的に参加するなどしており、嘱託事務職員もこれらの研修会に参加している。その一例として、埼玉県私立短期大学協会及び外部団体主催の研修会に毎年多くの職員が参加し、学生支援及び担当事務業務の改善・向上に努めている。新型コロナウイルス感染症の拡大以降は外部での研修会の多くはオンライン開催となっていたが、対面実施の研修会も増えてきており、オンライン、対面双方の研修会を併用して職員は専門的な職能の向上に努めている。令和６年度については、８月に外部講師を招いて部課長以上を対象とした「マネジメントとコンプライアンス研修」、課員を対象とした「学校職員基礎～学校の基礎知識から心構え、文教政策まで～研修」を実施した。これにより学校職員として必要な知識の習得や、職制に応じて担うべき役割の理解などを進める事ができた。自己啓発のための研修については、研修結果の報告、課程の修了または資

格の取得等を条件として、学園が研修経費の一部を補助することになっており、これまでにも複数の職員が通信講座受講などにより資格取得等の実績を挙げている。その中にはキャリアコンサルタントやファイナンシャルプランナーのような実務に役立つ資格も複数ある。令和６年度については本制度を活用し秘書検定準１級に合格した職員や、キャリアコンサルタントの更新講座の受講した職員がいる。このようにして事務職員はＳＤ活動を通して職務の充実を図り、直接的、間接的に学生支援や教育活動の支援を強化できるようにしている。また、ＦＤ研修会についても必要に応じて事務職員が参加し見識を深めるようにしている。

学修推進室は、「秋草学園短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会内規」に基づきＦＤ活動の支援を行っている。令和６年度はＦＤ研修会が２回開催された。参加教員には、ＦＤ研修報告書の記述を義務化し、研修の効果をより高めると共に、授業・教育方法の改善を行っている。

第１回：４月１日

「教務関係ガイドブック説明」（三好教務委員長）

「女性のからだ －対応について―」（味田専任講師）

第２回：２月 12 日

「教育活動における ICT 活用事例と IRM 導入に向けて」（江本情報センター長）

「心理的に難しい学生の特徴」（加賀谷地域保育学科長）

またＦＤ活動の一環として、令和２年度から専任教員全員が作成することとなっているティーチングポートフォリオは、必要に応じて、各自が改訂を行っている。

指導補助者の研修に関する規程は今後整備していく。

［区分　基準Ⅲ-A-6　労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。］

＜区分　基準Ⅲ-A-6 の現状＞

教職員の就業に関する諸規程は整備されており、法律等の改正に併せ適宜改正し、監督官庁への届出を行っている。教職員への周知のため、諸規程を規程集としてファイルし、事務室に備え付けるとともに、学内 LAN に公開することで誰でも閲覧できるようにしている。休暇、給与等は、これらの規程に基づいて適正に処理されている。

職員の勤怠管理はクラウドの管理ソフトで行っているが、教員の勤怠管理はＩＣカードを読み込ませることで行っている。令和７年度以降は職員と同様にクラウドの管理ソフトで行えるよう準備を進めていく。教職員の勤務時間は、原則、第一部学生対応としては８時 40 分始業、17 時終業とし、第５時限の授業や学生支援のための事務対応は、職務内容に応じて勤務時間をシフトして行っている。第二部学生への授業と事務対応については、14 時始業、21 時 20 分終業とし、学生対応を行っている。

教員の任用については、専任・非常勤、公募・学内推薦の別なく、任用委員会、人事

教授会、理事会等の審議を経たうえで採用している。新規教員の採用については、平成22年度から導入された任期付教員任用制度（任期３年）に基づいて行っている。教員の昇任についても、規定された手続きを経て実施されている。

なお、教員資格審査については、客観性・公平性を確保するという趣旨から、相当期間の検討を経て策定した審査内規に基づいて行われている。職員の採用・昇任に関しても、就業規則や規程に基づき適切に行われている。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

幼児教育学科では、近年校務が更に多くなり、教員の研究の進捗がままならない時期もある。特に令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、初めての遠隔授業への取り組み等に時間が割かれ、研究に向かう時間が全体に不足する状況だった。今後積極的な研究活動を促すために、校務の負担が一部の教員に偏らないよう配慮した環境整備が必要である。

地域保育学科では、令和２、３年度と各教員とも新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、対面授業と遠隔授業の同時進行など授業対応に多くの時間が割かれたが、そのことで教授方法に関してさらに見直しを図ることができた面もあった。一方で、このような状況に適応しやすい教員としづらい教員で授業の質の差が顕著になったのは課題である。

文化表現学科では令和２年度に、教員１名の研究が科学研究費助成金の対象研究として採択を受けたが、今後さらに科学研究費補助金の獲得、外部補助金の獲得を目指し、その成果の社会への公表・還元を行っていく必要がある。

図書館・紀要委員会では、紀要の質の確保及び研究成果の地域・社会への還元をどのように進めていくかが大きな課題である。

教員の研究活動における外部資金の獲得について、教員の研究活動に関しては、令和６年度の外部資金の獲得として、科学研究費は１名が申請し採択された。高等教育機関に所属している立場からも、専任教員にはより一層の研究活動と、競争的資金の獲得のための挑戦をしていくことが求められる。今後も引き続きの科学研究費の採択に繋げられるよう、事務局としても支援を行っていく。また、学内規程の運用上で「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」との乖離等がないか自己点検を行う必要があり、またコンプライアンス教育がどの程度浸透しているかを検証することも必要である。

学生の学習成果の獲得のためには教員組織と事務組織の協力は絶対条件であり、業務が縦割りにならないように部署間の情報共有と職員間の協働体制、相互に業務の助け合いができる体制づくりを構築していかなければならない。多くの部署や委員会では問題なく行なわれているが、教員と職員の立場の違いや、新しい物ごとへのアプローチなどで意見が食い違うことも生じているため、それぞれの立場を理解した上で、学校全体と

して最善の方策を選択できるように努めなければならない。学生数の減少に応じて事務職員の規模も縮小していることから、各部署業務の効率化と基礎的な業務のマニュアル化を進めていくとともに、一人ひとりがマルチタスクをこなしていけるような能力の向上が必要である。それと同時に、ライフワークバランスの取れた働き方ができる環境の整備も行っていかなければならない。

ＳＤ研修については、開催頻度や内容に関しては以前よりも改善がされてきているが、職員からの意見や要望を取り入れるなどして、より効果的な研修にしていく必要がある。そのうえで、研修結果がその後の業務にどのように反映されているかの検証もしていかなければならない。また自己啓発のための研修活動をより一層推奨し、成果を上げられるようにすることも課題であり今後の目標でもある。

指導補助者の研修に関する規程が未整備であるため、早急に対応する必要がある。

研修日の取得については、個々の教員の役職や校務分掌、研究状況により差異が生じることはやむを得ないと考える。授業日数確保のための休日授業実施や学校行事等により休日勤務をした教職員については、休日の振替を行い、健康上過度な負担にならないよう配慮している。校務の都合から休日振替ができなかったということがないように注視する必要がある。あわせて、教員が研究を行うために十分な時間を確保することについて、今後も配慮していく必要がある。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特記事項なし

［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］

［区分　基準Ⅲ-B-1　教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。］

＜区分　基準Ⅲ-B-1 の現状＞

校地面積は設置基準面積 5,000 ㎡に対し 9,243 ㎡あり短期大学設置基準を充足している。

教育環境の整備としてテニスコートを含む運動場用地が 1,980 ㎡あり、また体育館を備えている。体育館は 953 ㎡（更衣室、倉庫等の付属棟を含む）を有し、冷暖房も完備しており、バスケットボール、バレーボールの公式試合が可能な設備を確保している。体育館にはステージも設置しているため、必要に応じて講堂の役割を果たすことも可能となる。令和２年度には耐震診断を実施し、令和３年度には耐震補強設計と経路のバリアフリー化設計を行い、令和４年度に文部科学省の補助金を活用して改修工事を行った。

また、改修にあたっては、学生からの意見をふまえ体育館入り口までの経路等は趣向を凝らしたデザインとなっている。

校舎については、鉄筋コンクリート造で５階建ての１号館と４階建ての２号館の２棟で構成されており、校舎面積については 11,629 ㎡を確保（基準 4,350 ㎡）している。校舎には特別教室を含む教室や研究室といった必要な施設を備え、研究室は合わせて 36 部屋を有している。

校舎の敷地には２号館１階に食堂、１号館１階に学生が自由にくつろげるスペースとして多目的室を設けている。また、３階の１号館と２号館を繋ぐ通路の外側には「フレンド」と称する屋根のある屋外広場があり椅子と机、飲料の自動販売機を備えている。そのため春や秋の季節には学生の交流・休息に利用されている。その他、体育館とテニスコートの間には芝生の広場があり、学生の憩いの場として、また授業にも活用されている。

障がい者対応としては多目的トイレ、車椅子用リフトを設置したが、エレベーターは４階までのため、５階への移動には人手が必要となる。また、校舎から体育館への移動の際に一部階段のみの箇所が存在していたが、令和４年度の体育館改修工事で階段をスロープに改修してバリアフリー対応し、車いすでの体育館へのアクセスが可能となった。

教室の配置については、講義、演習、実習を行う教室として、16 の通常教室に加えて、３つのＰＣ教室（107 台）、視聴覚教室、図画工作室、表現演習室、音楽室、個人ピアノレッスン室 46、電子ピアノ室（48 台）、調理実習室、保育演習室、茶道室、ラーニング・コモンズなどがある。そのうち 16 の教室にはプロジェクターを設置している。

また、専任教員が自身の研究に集中して取組めるよう専任教員全員に対して各自１室、約 20 ㎡の研究室が与えられ、相応の設備が整備されている。研究室は１号館２階に７部屋、３階に４部屋、２号館２階に 24 部屋、２号館４階に１部屋（新設）で計 36 部屋ある。

教育課程編成・実施の方針に基づいた授業を行うための機器備品の整備は、原則は予算計上が行われたものを毎年度順次購入していく。主な機器備品としては前述のプロジェクターの他、マイクや電子黒板、消耗品に加えて、年数が経って劣化している場合は机や椅子の入替も実施している。令和６年度においても２つの教室で机椅子の補充と、椅子の総入れ替えが行われている。その他にも過去の事例として、平成 30 年３月私立大学等改革総合支援事業タイプ１採択に伴い 508・509 教室を「ラーニング・コモンズ」に改修し、電子黒板接続のパソコン、コンピュータを２台設置、自由に移動が可能な机、椅子やグループ学習時に必要なパーテーション、可動式のプロジェクターやスクリーンなどの購入、かつインターネット通信を可能とすることで、積極的にアクティブラーニングの授業を行うことができる機器整備がされた。また、明るい教室での授業、及び省電力化の一環とし全館 LED 照明化が完了している。

本学の図書館の面積は 655 ㎡で、図書館本体の収納能力は 62,000 冊である。また、

本学の在籍学生数は600人（令和６年５月１日現在）に対して、館内の閲覧席数109席を確保している。

図書館の蔵書数は75,584冊（和書72,952冊、洋書2,632冊）、学術雑誌69種である（令和６年５月１日現在）。選書については司書によるものが大多数を占めているが、学生や教員からの購入希望も随時受け付けており、様々なニーズに応える制度を確立している。その上で、さらなる蔵書の充実を図るため、毎年度分野別の必要性に応じて、新旧雑誌の入れ替えや、停止、追加を行っている。図書の除籍に関しては、「秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」に基づいて実施しており、副本・破損本だけでなく資格・検定に関する図書や、内容が古いと価値のない図書もあわせて除籍した。年間に何度か内規に従って除籍する図書が生じるが、その際にはその旨を学生に掲示し告知することで、希望者に贈与することも行っている。

令和６年度の図書予算は2,100,000円、新聞雑誌費が968,000円であった。図書館は大学の知的基盤であり、情報の基点という認識をもって予算を充実させている。図書の選定については多くの希望に応えるとともに、適正に行われることが求められている。本学では、前述の通り、各学科から教科に関連する図書や専門分野に関する図書の希望を教職員・学生から募り、図書館で所蔵図書との重複やバランスを検討しながら購入している。また、本学の図書館機能として、社会人になるために必要な教養（社会人基礎力）や即戦力を育成するための基礎知識・技術に関する情報提供に重点を置いている。幼児教育・保育系学科の学生利用に応えるため、実習準備に必要な絵本、紙芝居、保育系実技書などの所蔵に力を入れており、学生の利用頻度も高い。また、人文系の学科があることから文化、文学系の書籍の充実も本学図書館の特徴の一つである。近年、学生の活字離れが深刻になっており、図書を読むだけでは内容の理解が難しい学生が増えている。その為、一般図書の他に漫画やDVD等の視聴覚資料の購入希望も多くなっている。これらはより学生に理解しやすい授業を行う為に利用されている。教員用の高額図書や資料に関しては、予算全体のバランスを考慮して、教育用図書の購入に支障が起こらない範囲で計画的な購入に努めている。その他、司書が選定する枠があり、蔵書構築に偏りが起きないように調整を行っている。さらに、学生や非常勤講師からの要望も受け付けており、予算の執行状況に照らして、できる限り要望に応えるよう努めている。このように図書選定システムは良好に機能している。なお教員が研究費で購入した書籍に関しては、図書館での蔵書登録を経て教員が自身の研究室で保管しているが、これらの書籍についても学生からの閲覧の希望があれば教員と調整の上、閲覧をできるようにしている。なお、他の短期大学の図書館との協力体制は確立していない。

本学にはサテライトキャンパスなどはないため、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行うということについては、遠隔授業への対応が考えられるが、３教室あるＰＣ教室は授業で使用していない場合は自由に使用ができるため、適切な場所の整備はできている。また、学内のWi-Fi環境整備についても進めている。

［区分　基準Ⅲ-B-2　施設設備の維持管理を適切に行っている。］

＜区分　基準Ⅲ-B-2 の現状＞

施設設備の維持管理に関しては、「1610 学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程」、「1620 学校法人秋草学園施設貸与規程」、「2210 秋草学園短期大学図書館管理運営規程」、「2211 秋草学園短期大学図書館利用細則」等の諸規程を整備している。令和６年度は固定資産及び物品管理規程において、固定資産の管理方法に関する規定の整理、指名入札手続きの細則制定を行い施行した。また、施設貸与規程については令和７年度からの施設使用料の変更について検討を行い、提出した改正案によって既に理事会での承認を得ている。規程に関してはその時その時の状況に応じて見直しをすることで条項に不足のないよう点検を行っている。

固定資産及び物品の管理に関しては、上述の諸規程に定められている基準等に従って、その適正な運用、管理を法人本部企画財務部が中心となって行っている。消耗品についてはその内容が多岐に渡るため、その管理については部署ごとや個人に委ねているものもあるが、基本的には学校の備品、消耗品として予算の範囲内で無駄なく使用することを依頼している。コピー用紙や封筒など在庫管理の必要があるものは担当部署で実施をしている。

火災・地震対策、防犯対策に関しては、学生、生徒、職員及び近隣住民の安全確保を図るための規程として「1270 学校法人秋草学園危機管理規程」を設けている。さらに、「自衛消防隊編成及び任務分担表」「火災予防のための組織表」等を掲示し、教職員への周知を図っている。

規程の整備とあわせて年に１度（毎年５月）地元消防署の指導のもと、学生の避難誘導訓練を実施し、教職員に対して指導訓練を行っている。各教室には学生がいつでも確認ができるように避難経路図を掲示しており、コロナ禍の時期は内容の変更や規模の縮小をして実施していたが、令和５年度以降は、コロナ禍以前のように５月に全学生が体育館に避難して消防職員による講演を聴講する形で実施しており、令和６年度も同様の避難訓練を実施した。設備の点検に関しては、年２回消防用設備（火災報知機、緊急放送等）の点検を実施している。非常時の水・食料・防災用品等は平成 23～25 年度に備蓄計画を立て、随時期限のある防災用品について入れ替えを実施している。また、その使用については、「防災用品取扱マニュアル」にて掲示をしている。更に、安全衛生の面から毎年衛生委員会主導で校内全体を「職場巡視チェックリスト」を用いて巡回し危険個所がないかの点検を実施している。防犯については、正門に昼夜各１名の守衛員を配して不審者の侵入チェックを行っており、校内の各教室及び施設内は校務員１～２名で巡回点検を実施している。さらに、１階学生生徒通用口及び２階正面玄関、体育館裏、資材搬入口に防犯カメラを設置し、夜間は警備会社へ警備を委託している。地震対策に

ついては、新耐震基準に適合するための補強工事を校舎は既に行っていたが、令和４年度の体育館のリニューアルを含めた耐震補強及び改修工事の実施により耐震化率100%を達成している。

サーバー及びコンピュータについては、これまでも一元管理によるウイルス対策をしていたが、令和３年度に、よりセキュアなアンチウイルスソフトを導入し、教職員利用コンピュータとＰＣ教室のセキュリティ対策をより強化し、令和４年度以降も継続して利用している。学内と学外の間にファイアウォールを設け、外部からの不正アクセスに対応している。データのやり取りについては、パスワードを使用し不正防御に努めている。また、ＰＣ教室のコンピュータはシンクライアントというシステムを導入している。このシステムは起動ごとに設定した初期状態に戻るため、セキュリティを高めている。ＰＣ教室は定期的にWindowsUpdateをかけ、最新の状態を保っている。サーバー室は常時施錠し、鍵は企画財務部が保管している。鍵の持ち出しは記録をとり、立ち入り禁止区域としている。事務職員のＰＣはセキュリティーワイヤーでロックし、持ち出し禁止としている他、Windows Server Update Servicesで最新の状態にアップデートされている。学術研究、教育活動および大学運営業務における情報資産の安全性の確保および対策整備を目的として、平成28年度に情報セキュリティ検討委員会を立ち上げた。メンバーは、事務局長、情報センター長を主とし、法人各部署および各学科の教職員で構成されている。本委員会では、学内の様々な情報の取り扱い状況について現状を確認し、平成29年度には情報セキュリティポリシーを策定、管理運用体制を確立した。コンピュータのウイルス感染等の脅威、情報の漏えい防止のため、さらなる規定の整備を行っており、毎年必要に際して委員会を開催し、改善を図っている。

環境への配慮については、平成30年度に経産省の補助金を受け、省エネタイプの空調システムに切替えを実施。最大出力量の制御のため、デマンドコントローラーの設置等経費削減を兼ねた対応を実施している。平成22・23年度夏季にトイレを全面改修し省エネ型のトイレに変更した。２号館の冷暖房は、平成25年度に重油を使った冷暖房から電気による省エネタイプのエアコンへ全面切り替えを実施。また、１号館屋上に太陽光発電装置(パネル240枚)を設置し、クリーンエネルギーの利用に貢献している。その他、学内の各教室及び事務室等施設への掲示等を利用し、節電・節水等省エネ意識を喚起、醸成している。大きな省エネルギー対策としては学内の全ての照明のLED化を行っている。令和６年度は、電力の供給会社を変更したことに伴い、より精緻なデマンドコントロールの機器を実装し、いつでも視覚的に電気使用状況が分かるようになった。これにより教職員全体が省エネルギーに対する意識を持てる環境となった。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

本学１号館は５階建ての建物であるが、エレベーターは４階建ての２号館に設置しており、１号館５階へは２号館４階から歩いての移動となるため、足の不自由な学生や公

開講座の高齢の受講生などに不便をきたしている。

情報セキュリティポリシーの周知徹底とともに、コンピュータのウイルス感染等の脅威、情報漏えい防止のため、さらなる規定の整備、専門家による研修等、ポリシーの啓発、教育が必要である。

年間約 2,000 冊増加する新規図書と、現在所蔵している図書の保管をしていく為に図書の除籍を実施している。「秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」に基づいて、現在は主に副本と破損本を除籍しているが、今後は図書の内容をより精査して除籍していく必要があり、現状は内規に従って司書による除籍を実施しているが、図書館・紀要委員や専門性を持った教員にも除籍に当たっての協力を仰ぐことも検討すべき課題である。

固定資産については施設の老朽化に伴う改修や修繕を常に意識していく必要がある。また消耗品の管理についても財政的に予算の削減が続いている状況を鑑み、本当に必要なものを必要なだけ購入するなどのより厳格なものとしていく必要がある。

災害・防犯対策として規程の整備はできているが、いざという時のための実際の対応に関するマニュアルが必要である。今後他の学校等で作成されているものを参考としながら、本学に適した形でのマニュアル作成を進めていく必要がある。また、毎年の避難訓練もパターン化しており、実際に避難が必要になった時に効果的な訓練となっているかについて改めて検討し、より実践的な訓練としていかなければならない。

情報セキュリティポリシーに関しては、周知徹底とともにコンピュータのウイルス感染等の脅威、情報漏えい防止のため、さらなる規定の整備、専門家による研修等、ポリシーの啓発、教育が必要である。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特記事項なし

［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

［区分　基準Ⅲ-C-1　教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。］

＜区分　基準Ⅲ-C-1 の現状＞

学科の教育課程編成に基づいて、授業や研究に活用できるフリーウェアなどのソフトウェアの充実を図っている。令和２年度からは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、遠隔授業を円滑に行うための遠隔授業管理システムを構築し運用している。遠隔授業において、遠隔授業管理システムや Google Classroom などの活用支援を行った。情報セ

ンターは定期的な情報基盤整備の都度、情報端末及びサーバーからの情報流出や、外部からの不正アクセス防止のために、セキュアなネットワークシステムを構築してきた。システムの保守は情報センターと保守契約を結んでいるベンダーとの間で絶えず連絡を取り合いながら実施している。最新のウイルスチェックの実施、ファイアウォールシステムの導入により外部からの不正アクセス等の脅威対策を行っている。課題であった情報セキュリティポリシーが策定され、より一層のセキュリティの向上を目指し、令和４年度にはセキュリティ―ポリシーを基に、情報セキュリティガイドラインを策定し、以降教職員・学生にセキュリティルールの周知徹底を図っている。

個人情報保護のために教育用と事務用の二つのセグメントを構築し、相互のセグメントは閉鎖体系とする一方で、インターネットへのアクセスはどの情報端末からも利用でき、学内に無線 LAN を整備したことからモバイル端末からの利用も可能となっている。

授業支援システム Google Classroom や Google のクラウドシステムといった新しい情報技術を活用した授業の実施に伴い、遠隔授業での Google Classroom の使い方や課題の作成方法・提出方法などの学生の教育、授業資料の作成方法などの教職員の教育の対応として、質問の多かった内容を軸に、教員向け・学生向けそれぞれの遠隔授業管理システムと Google Classroom のマニュアルを作成し配布した。Google Classroom のマニュアルは毎年、見直して更新し配布している。また、教職員・学生が Google Classroom を利用しやすいよう、学校独自の授業支援システムサイト「AKKS サイト」を開設し、Google Classroom の管理を行うとともに、情報機器利用ガイドライン、教員の在館状況などを掲載し、授業や短期大学運営に活用している。この Web サイトはインターネット上にあるが、教職員・学生のユーザＩＤによる認証がなければ参照できない仕組みをとっている。学生向けには遠隔授業で操作に困ったときに相談できる窓口をＱＲコードで案内する等、技術的資源を活用しやすい環境の改善を行った。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、すべての学科で必修科目として、情報技術の向上のためのコンピュータ操作を学ぶ授業科目を提供している。学生全員がこれらの授業を履修し、文化表現学科においては必修科目以外にも多くの情報技術向上のための授業科目を提供している。また、これら情報の演習科目については、担当教員の他に情報センター職員が補助につき、学生への支援を行っている。全学科が対象となる情報教育に活用する技術的資源は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、情報教育科目を担当する教員および情報センタースタッフの自発的な自己研修等によりコンピュータ利用技術の向上が図られている。遠隔授業実施の際は、遠隔授業管理システム、Google Classroom の利用方法、PowerPoint による講義の動画作成など、非常勤講師を含め、教職員に指導している。また Google Classroom の教員用・学生用と利用者別のマニュアルを作成し、教員・学生に配布している。令和４年度からは教員・学生向けに動画マニュアルを整備し、文書マニュアル・動画マニュアルともに毎年更新している。

新しいＯＳの発売状況などから最適な時期である４～７年の周期で情報教育資源の整備を実施している。令和３年度には環境の見直しを行い、授業により利用するＯＳが違うことが学生へストレスを与えている可能性があること、卒業後に学生が仕事で利用するＯＳはWindowsが多いという状況から、より学生が学びやすい環境を整える目的でＯＳをWindowsに統一し、Macintosh（20台）ＰＣ教室１室を閉鎖した。各学科の教育課程にある情報教育関連科目を円滑に実施するため、コンピュータなどの情報機器は３教室に計画的に設置されている。令和７年度はＰＣ教室のＰＣの入替を検討している。

各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づいて必要とされる技術的資源の配置と利用を常に見直し、学生の学習支援、教員の教育支援のために必要な学内LANを有線、無線の両方で整備している。令和３年度からは、無線LANが整備されていなかった体育館でのICT教育活動に、モバイルWi-Fiを導入するなど、フレキシブルな対応で授業の円滑化を図った。

学生や教職員が自由に利用できるＰＣ教室３室にWindows　コンピュータ104台を整備している。さらに、机やいす、大型ディスプレイなどを自由に移動することができ、様々な授業形態に対応できるアクティブラーニングの教室を整備している。すべてのWindowsコンピュータには、Office、画像処理ソフト、動画編集ソフトなどがインストールされ、授業や学校運営に活用できるようになっている。また、既述のように、授業や研究に活用できるフリーウェアなどのソフトウェアの充実を図っている。利用者個人のファイルが保存できる領域やファイルが共有できるフォルダも整備している。保存できる領域に保存されたファイルは毎日サーバー上で自動バックアップを行い、データ損失への対策を行っている。ＰＣ教室３室は、どこの席に学生が座っても、自分の保存したファイルを取り出せる仕様になっており、空き時間には自由に利用可能となっている。図書館には複数のコンピュータを配備し、学生や教職員が自由に文献の検索などができる。職員にはひとり１台のコンピュータが与えられ、学校運営に活用している。専任教員については、個人研究費により自由にコンピュータを整備できるようにしている。

学生が利用できるPC教室のコンピュータは常時インターネットに接続できる環境になっており、学生の学習に必要なサイトへのアクセスや遠隔授業で使用しているGoogle Classroomへのアクセスができる。

令和４年度にはICT教育の推進や環境整備のためWi-Fiルータの試験的な導入を行い、令和５年度からWi-Fiルータ６台を教室に常設設置、貸出し用として２台を準備することにより、学生が学びやすい環境を整備している。

授業担当教員は、新しい情報技術などを活用して効果的な授業を行っている。利用するＯＳは安全性と利便性の高いものを導入し、整備している。令和元年度にマイクロソフトと包括契約（OVE-ES）を結び、Microsoft365 が専任の教職員と学生に無料で提供されている。

文化表現学科の授業科目において、情報教育関連科目の内容を見直し、プログラミン

グ、３Ｄ技術、ＩＴパスポートやMOSに関する内容を取り入れ、最新の情報技術や就職に活かせる事柄を学べる環境を整えている。

教員は情報技術を利用し、音声入りの講義動画を作成し、効果的な授業を行っている。文化表現学科では プログラミングや３Ｄプリンターといった最新の情報技術を活用した授業が行われている。 また、机やいす、大型ディスプレイなどを自由に移動ができるアクティブラーニングの教室が整備され、新しい情報技術を活用した授業が実施されている。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

技術的スタッフについては、機器や環境整備のほかに教職員・学生対応もあり、ここ数年急速に担当業務が大幅に増加しているが、長期間スタッフの増加や人員の入れ替わりがないために後進の育成が進んでいない。自発的な研修の機会は用意されているものの、学内全体の情報環境を把握しているスタッフ数は少数のため、今後の更なる向上を目指すためには人員不足が課題である。

教職員の情報リテラシー向上は今後も継続して取り組む必要がある。セキュリティを維持し、事務業務や授業に遅延が起こらないよう設計した学生用無線LANの敷設と、教職員の全体的な情報リテラシーの底上げが大きな課題である。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特記事項なし

［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］

［区分　基準Ⅲ-D-1　財的資源を適切に管理している。］

＜区分　基準Ⅲ-D-1 の現状＞

資金収支については、令和４年度 197 百万円、令和５年度 171 百万円、令和６年度 105 百万円の支出超過、事業活動収支については、令和４年度 219 百万円、令和５年度 213 百万円、令和６年度 287 百万円の支出超過となっており、収支の均衡は図れていない状況である。

令和６年度の基本金組入前当年度収支差額は前述の支出超過分であるため△287 百万円となり、８期連続の赤字となった。基本金組入後の当年度収支差額では△380 百万円となり、翌年度繰越収支差額は△3,275 百万円となった。支出超過の大きな要因としては、短期大学の学生数の減少と、人件費率の高止まりがあげられる。基本金組入前当年

度収支差額は短期大学で△124 百万円、高等学校△157 百万円、専門学校で△4 百万円となった。学生・生徒数は、短期大学・高等学校・専門学校の３校合計で、令和６年度は令和５年度と比較して 35 人増加となっているのだが、短期大学に限っていえば 59 人減少している。学生生徒納付金収入への影響については、短期大学の学生数の減少だけでなく、各校の退学・除籍・転学等によるものもある。退学・除籍・転学等の学生・生徒数は３校合計で 52 人となっており、その分予算と比較して収入が減少しているため、退学･除籍･転学者をどれだけ減らすことができるかも今後の運営における課題となる。３校全体の入学者数自体は令和４年、５年、６年度と前年比で増加に転じてきているが、少子化が進む中においては予断を許さない状況であり、特に短期大学に限っては学生数の減少が顕著であるため、これまで以上の対策を検討する必要がある。また、人件費率については、収入が十分な状況であれば多少人件比率が高くともその他の支出を抑えることで吸収ができていたが、収入が減少している中で人件費率が直近５年間 67～71%で推移しており、少なくとも 60%前後（120 百万削減）を今後のターゲットとしていく必要がある。

令和６年度の貸借対照表の総資産は 11,542 百万円で固定資産は 11,056 百万円、流動資産は 486 百万円である。固定負債は 758 百万円、流動負債は 328 百万円、基本金は 13,731 百万円、繰越収支差額は△3,275 百万円となった。流動比率は 148.0%となり、現預金の減少に伴いこの数年で数値が大きく下がってきていることから、当面 200%への回復を目指す。また、固定長期適合率は 98.6%であり、固定資産も長期の安定的な資金で賄われており健全の範囲内と言えるが、施設の老朽化等が顕著に見られるため、楽観視できる状況にはない。

学校法人全体の財政は、平成 28 年度まで短期大学部門の黒字によって、法人部門をはじめ高等学校部門、専門学校部門の赤字を補い、基本金組入前当年度収支差額は６期連続の黒字を維持していた。しかし、平成 30 年度に短期大学部門の収支がマイナスに転じたことが影響し、法人全体として平成 29 年度以降令和６年度まで８期連続のマイナス計上となった。短期大学部門単体では、上述のように平成 29 年度＋41 百万円を最後に、以降はマイナスの収支となっており令和６年度は△124 百万円となっている。短期大学の経営状況に直結する入学者確保は年を追うごとに厳しい状況となっている。平成の時代は毎年 300～400 人の入学生がいたが、令和に入ってからは毎年 250 人前後の入学者数となり、令和５年度 224 人、令和６年度 197 人、令和 7 年度 171 人と推移している。当然学生納付金収入の減少に対応する形で支出の削減も毎年行われているが、この入学者数の減少傾向に歯止めをかけなければ、財政の維持は厳しく、短期大学のみならず法人全体の存在も危ぶまれるものとなってしまう。

退職給与引当金は、私立大学退職金財団加盟者と埼玉県教職員福祉財団加盟者とそのいずれにも加入していないものに分類し、期末要支給額の 100%を基に各財団に対する掛金の累積額と交付金の累計額との差額に繰入調整額を加減して計上することで、目的

通りの引き当てを実行している。

資産運用については、平成 20 年４月に施行した「学校法人秋草学園資金運用に関する取扱基準」に則り、安全性を第一として資金分散を図ったうえで、健全保有に努めている。しかし運用環境の悪化・低迷により貴重な金利収入の減少が続いたことから、令和元年度にそれまでは購入する債券の発行体格付け「A」以上としていたものを「BBB」（投資適格債券）のものも一定額まで購入できるよう運用規定を一部変更した。これは金利低迷が続く中期債自体の減少、中途償還等折返しの運用がしづらくなったことにも起因している。令和６年からは日本銀行の政策金利の引き上げが始まったことにより、資産運用の幅は広がっているが、債権の購入の際は同取扱基準の規定にある運用委員会を開き慎重な検討を行っている。

教育研究費比率については、ここ数年の状況は、令和４年度 40.4%、令和５年度 41.3%、令和６年度 44.9%となっている。収入が減少していることが影響し、相対的に比率が上昇してはいるが、今後も教育研究費率に注視し、収支の均衡を崩す要因とならない様、適切な運営を図っていく。

教育研究用機器備品は、必要性や緊急性を考慮して毎年一定額以上の設備関係予算を設けたうえで購入している。図書も一定額以上を予算化し、図書館・紀要委員会での審議を経て、図書館長の決裁の下で購入をしている。教育研究用機器備品と図書の合計で、令和４年度は 9.6 百万円の実績、令和５年度は 6.2 百万円の実績、令和６年度は 5.2 百万円の実績となっており、資金配分については適切に行われている。

毎年 12 月と５月に公認会計士による監査を実施し、その時に公認会計士より出された監査意見に対しては適切に対応をしている。本学では監査報告書だけでなく、監査時や監査終了後等に担当職員のみならず、公認会計士と理事長、監事等との意見交換を行っており、その中で積極的に改善するよう心がけている。※令和７年度より公認会計士ではなく会計監査人の監査意見となる。

寄付金募集の制度は法人における重要な収入源のひとつとしてとらえ、平成 24 年度より導入している。令和５年３月１日付けで文部科学省より、特定公益増進法人として再度承認を受けている。また租税特別法施行規則一部改正により条件が緩和されたため、平成 27 年 10 月から本学への寄付者の税額控除も認められるようになった。寄付金の募集に関しては、毎年入学式後の説明会資料として寄付金依頼書の配付を行っている。在学生に対しては、学費納付書と併せて寄付金依頼書を郵送している。なお、学校債については発行を行っておらず、予定もない。

令和６年度入学生については各学科の入学定員を減らし令和５年度の 365 人から 250 人とした。これにより令和６年度の入学定員充足率は 78.8%、収容定員充足率は 83.2%となり、令和５年度の入学定員充足率 61.4%、収容定員充足率 61.2%と比較して数値上は大きく改善となった。今後も収容定員充足率を 100%に近づけるべく、オープンキャンパス、各種ガイダンス等を含めた広報活動や授業内容の充実、ボランティア、保育・

施設実習、インターンシップ等あらゆる手段を使い、本学の特色をアピールしていくとともに、適正な学生数を十分に検討していく。

収容定員充足率と財務体質の関係については、令和５・６年度で支出の抑制に先行して入学定員を減らしたことから今後数年は収容定員が充足していたとしても収支均衡の達成は実現できない。定員充足率 110%程度を維持しながら人件費を始めとした経費の削減を行っていき、令和９年度を目標に収支均衡を目指していく。

毎年の予算については、本部事務局が翌年度の入学者状況を見た上で予算編成基本方針を策定し、10 月下旬～11 月初旬に学内理事会に諮り決定する。予算説明会には教学サイドから学科長や各種委員長にも出席を依頼し、財政状況の説明と予算策定のための方針や必要な情報提供することで、経営サイドと教学サイドの双方に対し予算策定の重要性、予算に対する意識付けを行っている。その後、編成方針に基づいて 11 月より関係各部署等に次年度の「予算積算書」の作成を指示し、各部門から提出された「予算積算書」の内容を企画財務部がヒアリングにより確認、２月中に「予算積算書」を積算した予算（案）を作成する。また、秋草学園５ヵ年計画（中期計画）に基づき各部門の責任者が次年度の事業計画書（案）を作成し、これらの予算（案）及び事業計画書（案）を３月下旬の評議員会で諮ったうえで理事会の承認を受け、決定する。令和６年度においても、令和７年度の予算、及び事業計画をスケジュール通りに作成して決定した。なお、令和６年度は予算書作成にあたり、企画財務部だけでなく学内理事会においても各部署の責任者に対してヒアリングと必要に応じた削減要請を行い、経費削減に努めた。

理事会にて決定した予算と事業計画は速やかに関係部門に通知し、各部門の長を通して確実な実施を指示している。

年度予算は各部門が稟議書、物品請求書等を提出し、決裁または承認を経たものを企画財務部が適正に執行する。予算外の事案に関しては、原則稟議書に理由等を明記し、決裁されたものを執行する。

出納業務については、金庫内現金、口座共に入金・出金処理を日々確認・適切に処理し、仕訳帳の回覧という形で経理責任者へ報告している。理事長へは月次試算表の回覧で報告としている。

資産及び資金の管理運用に関して、退職給与引当特定資産については退職給与引当額に基づき積立てをしている。また、その他の資産についても「学校法人秋草学園資金運用に関する取扱基準」に則り、資金分散を図ったうえで債券を中心に健全保有に努めている。特に債権については、前述のとおり信用格付けを規程化し、安全性を重視した管理に努めている。また、施設設備等の管理については、「学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人秋草学園施設貸与規程」、「秋草学園短期大学図書館管理運営規程」、「図書館（短大）利用細則」等により管理し、固定資産については、固定資産管理台帳により管理し、また取得価格２万円以上で 10 万円未満の物品（消耗品）については「教育研究用機器備品」と「管理用機器備品」として区分し、「備品台帳」を作

成して適正に管理している。

「月次資金収支計算書」「月次事業活動収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「合計残高試算表」「月次支払資金集計表」を翌月の 10 日までを目安として毎月作成し、出来上がった月次計算書は、経理責任者を経て理事長まで回覧をすることで報告をしている。

［区分　基準Ⅲ-D-2　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。］

［注意］
基準Ⅲ-D-2 について
(a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
(b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分　基準Ⅲ-D-2 の現状＞

短期大学の将来像を明確にするために平成 20 年度に第Ⅰ期秋草学園５ヵ年計画をスタートさせ、以降５年単位の中長期計画を策定してきた。令和５年度より第Ⅳ期秋草学園５ヵ年計画が始まり、学園全体のビジョンとして「未来に向かって、サステナブル秋草！」を掲げている。第Ⅳ期秋草学園５ヵ年計画における短期大学としての大目標は、①学生授業満足度：3.5 以上、②入学定員充足率：100%、③基本金組入前収支差額：プラスの３項目となる。18 歳人口の減少や４年制大学の進学率の上昇に対する相対的な短期大学進学率の低下等、短期大学の将来に関しては明るいとは言い難い状況であり、その中で何ができ、何をしていくべきかを職員全員が自分事として考え検討をすることで計画に落とし込んでいる。令和６年度は５ヵ年計画２年目となり、令和５年度の改善事項を基に数値目標を設定した計画立案、年間を通しての実施事項と目標の達成状況、令和７年度に向けての改善事項と令和７年度計画までを３月の理事会、及び評議委員会に提出し、承認を受けている。

第Ⅰ期秋草学園５ヵ年計画を進めている期間において財政状況は好転していたが、第Ⅱ期の時点で学生数が大幅に減少し、収支のバランスが大きく崩れることとなった。その為平成 29 年度に「財務改善委員会」を発足させて改善方策の検討を始めた。客観的な環境分析としては、令和２年度に日本私立学校振興・共済事業団が実施する経営相談を受けており、その際学内の各部署で本学の強みや弱みについて SWOT 分析を

行い、それらを取りまとめて経営改善計画を策定した。令和２年度に日本私立学校振興・共済事業団の経営相談を受けた背景として、「量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」において本学の経営指標が経営困難状態（イエローゾーン）にあたる「Ｂ３」となったことがある。また、令和６年度は文部科学省の「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」のメニュー１「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援」への申請を計画し、その申請要件である SWOT 分析等による自己分析の実施と、その内容を踏まえて客観的な立場である外部有識者との意見交換、ステークホルダーからの意見聴取を行った。

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」において、本学は令和２年度以降「Ｂ３」に区分されており、前述の令和２年度に実施した、日本私立学校振興・共済事業団による経営相談に向けて取りまとめを行った経営改善計画を当時の段階で策定している。これは、短期大学における令和３年度からの５ヵ年計画であり、第Ⅲ期秋草学園５ヵ年計画と一部期間が重複していたころから、令和３年度以降は新しい経営改善計画をもって５ヵ年の中・長期計画とした。しかしながら高校、専門学校も含めた学園全体の５ヵ年計画の策定との関係から、本計画は第Ⅳ期５ヵ年計画の短期大学部門へと引き継ぐ形となり、以下のような計画を策定している。

① 学生募集に関しては本学における強みの強化、具体的には資格取得課程による就職の優位性や立地の良さ等。更に併設高校をはじめとした、近隣の高校や地域との連携強化や、オープンキャンパス等の高校生向けの様々なコンテンツの強化を行う。また、学納金計画については、定員充足のための入学定員の適正化や中退学者の防止対策による安定した学納金収入、補助金収入の確保を行う。

② 人事計画については、学生数に見合った教職員数への転換、また、事務職員については個のパフォーマンスを重視する「目標設定型の役割遂行評価」による人事考課制度を実施し、研修等を通じた人材育成を重視、強化する。あわせて働きやすい職場環境の構築を目指す。

③ 施設設備については、長期的な修繕計画による維持管理に加えて、学生をはじめとしたステークホルダーに対して魅力のある学校であるための施設設備の改修、設置を検討する。

④ 外部資金の獲得については、学校として文部科学省などの特別補助金等の積極的な獲得、また個々の教員による科学研究費助成金をはじめとした競争的研究費の積極的獲得の啓発が挙げられる。また、施設の貸出しや、寄付金募集による外部資金獲得も有効である。

令和６年度時点における収容定員充足率は、本学の設置する４学科でかなりばらつきがあり、５月１日時点で 75～116%となった。幼児教育系の学科は入学者の減少が顕著であり、今後定員を充足していくためには様々な対策をとる必要がある。この数年で各

学科の定員の削減は実施済みのため、これ以上の定員削減は人件費（教職員数）の対応からも当面は難しいと考えている。令和６年度決算における人件費率は短期大学としては 69.8%、学園全体としては 66.1%となっており、収支のバランスをとるためには更なる圧縮が必要である。その他の経費については毎期見直しを行ないながら、おおよそバランスが取れる数字に収まっている。

財務状況の厳しさを認識し危機意識を共有するために、「学校法人秋草学園財務書類等開示規程」に基づいて経営情報を開示している。財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書などの財務書類は、本部事務局、短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園に所属する者、その他利害関係者の閲覧に供している。また、同様の情報はホームページ掲載により公開しているあわせて、決算報告を毎年度６月に全教職員に対して実施し、学園全体、各学校の単年度の収支状況、及び財務状況を共有している。近年は毎期に渡る収支マイナスの状況に危機感を持つべく、機を見て理事長や企画財務部から情報発信を行っている。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

学生数の確保については、毎年入試担当部署を中心に各学科でも努力を重ねてはいるが、入学定員を確保することが難しくなってきている状況である。定員確保のための方策として幼児教育学科第二部の入学定員を令和４年度入学生から 100 名を 50 名に半減することにしたことに続き、令和５年度入学生からは幼児教育学科第一部を 150 名から 100 名に、地域保育学科を 100 名から 50 名に、文化表現学科を 65 名から 50 名にそれぞれ入学定員を変更していることから、今後は定員の削減ではなく入学者を増加させる方策を打ち出す必要がある。

経費については、毎期０ベースでの予算積算を依頼し、極力不要な経費の削減に取り組んでいるが、学生納付金収入の落ち込みに対応し切れていないことから、人件費も含めた経費削減に取り組む時期に来ていると感じられる。少なくとも毎年のキャッシュフローの均衡が保てるような収支バランスを維持していかなければ、近い将来資金がショートする危険性がある。金融資産（債券）は金額的にはかなり保有しているが、長期保有が前提となっており流動性が低いため、ある程度の割合で流動性を確保した保有に転換していく必要がある。あわせて老朽化してきた建物や器具備品の改修・入替の費用も必要となってくることから、計画的な資金の使用をしていかなければならない。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特記事項なし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

幼児教育学科では、各教員が更に研究を行いやすく、またその成果を公表できるよう、更に研究環境の整備を行う。具体的には、校務の負担が一部の教員に偏らないよう配慮して授業担当コマ数を組む。また、与えられた研修日や個人研究費を十分に活用して研究活動を行うよう、引き続き学科会等を通じて促すと共に、学外の研究助成や、学内に準備されている奨励研究費への積極的な応募を呼びかける。

地域保育学科では、各教員が自身の専門性と保育者養成に関する知見を生かした研究ができるよう、またその成果を学会や地域社会に公表できるよう、更に研究環境の整備を行う。また、研修日や研究費に関しては、教員の計画に基づき自由に活動できるよう配慮している。そのために、授業数や学科内の役割については負担が公平となるようにしている。外部研究資金の獲得に関しても奨励している。

文化表現学科では、所属教員による科学研究費補助金の獲得、外部補助金の獲得のために、引き続き科学研究費補助金の申請をするよう呼びかけるとともに、研究支援のための方策や調査研究のための環境整備を検討していく。

紀要の発行に際し毎年投稿の申込みから査読、発行まで一連の流れで行っているが、提出された原稿の様式や、内容に関して執筆者と査読者との間でトラブルが生じている。紀要に関する規程は既に定められているが、令和６年度の紀要申込みの開始までに、トラブルを未然に防ぐための紀要に関する規程の整備を図書館・紀要委員会において実施する。

情報セキュリティの対策基準、実施手順などの整備を進めるため、令和３年度より教員、情報担当職員等からなる新たな委員会を組織した。これによりただ単に情報セキュリティのみならず、本学の情報教育全体に対する基本方針を確定する予定である。

障がい者対応としての１号館５階へのエレベーター設置は、従来から検討されているが適切な設置場所が見当たらないまま未実施となっている。建物本体が建築から 40 年以上経っており、後付のために躯体を壊す必要もあることから費用もかさむため、現在の財政状況を踏まえて補助金等の支援がある時期に実施する予定である。

ＳＤ研修については教職員の意見を取り入れるなどして、より充実したものを策定するとともに、外部団体主催のオンライン研修など学内でも行える効果的な研修の受講を積極的に推進していく。また、令和５・６年度と自己啓発による資格取得者が少なかったため、改めて啓発活動を行うとともに最低３人、３資格以上の取得を目標とし、特に業務をおこなう上で有用な資格の取得を推奨していく。

図書館図書等の「2212 秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」に従い除籍を実施するとともに、資格・検定に関する図書等内容が毎年更新される図書等に関しては、古い図書を積極的に除籍していく。

財的資源に関しては、まずは収入の確保が必要であり、学生納付金収入の増加、及びその他の収入源の確保と新たな創出が不可欠である。学生確保については令和７年度よ

り専門の委員会を立ち上げ、入試広報室と共同してこれまでのデータの分析やコンサル会社の意見を聞きながら方策立てて実践していくこととなっている。その他の収入については、規程の改定による施設利用料の改定などで一定の収入増や、公開講座による収入の増加を図ることとなるが、新たな収入源の創出をすることで学生納付金収入を補っていかなければならない。支出については、近年施設改修の費用も含め毎年相当額のキャッシュアウトが生じているため、収入に応じた支出の徹底を図る必要があり、施設や備品の改修・入替についてもどのタイミングで行うのかを十分な検討の上で実施していかなければならない。資産についても、これまではリスクは抑えつつも運用益を重視していたため長期保有債券が多数を占めていた。運用益自体は大きな収入源とはなっているが、キャッシュが必要なタイミングで動かせる状況にないことから、今後はある程度短期で動かすことが可能な金融資産に切り替えていくこととする。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

［テーマ　基準Ⅳ-A 理事会運営］

［区分　基準Ⅳ-A-1　理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。］

＜区分　基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長北野大は、平成 29 年 4 月より秋草学園短期大学学長に就任し、以来８年間にわたり教学運営の責任者として強力なリーダーシップを発揮してきた。令和５年 10 月末に秋草征志前理事長の退任に伴い、理事会での互選により理事長に選任され、令和５年 11 月 1 日から学長職兼務で任務にあたっている。

これまでの経験により、科学者としての冷静さと教育者としての優しさを併せ持ち、「人間教育の重視～知識より心～」を教育哲学とされていることからも、本学の教育理念に合致しており、これからの学校法人の発展において適任者である。

理事長は、寄附行為第７条に定めるところにより、法人を代表し、その業務を総理している。また、理事長は、毎会計年度終了後２ケ月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び財産目録、貸借対照表、収支計算書並びに事業報告書を評議員会に報告し、その意見を求めている。

［区分　基準Ⅳ-A-2　理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。］

＜区分　基準Ⅳ-A-2 の現状＞

理事会は、寄附行為第６条に定めるところにより、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また、理事会は理事長が招集し、議長を務めている。なお本学園では、通常の理事会とは別に毎月２回常勤理事による学内理事会を開催し、学園各部門における課題や運営について検討を実施し、改善を図っている。

認証評価に係る自己点検・評価委員会は、理事会の主要なメンバーである理事長、学長のほか事務局長などが構成員となり、積極的なリーダーシップをとっている。委員長や ALO は理事長から委嘱されている。「自己点検・評価報告書」は、理事会が審議、承認を経て、学長名による公表を最終的に了承する責務を果たしている。

理事会は、短期大学発展のために学内外の情報を収集することで、課題について自ら検討するとともに、課題によっては関係部署に対しても検討を指示している。

理事会は、法的な責任を認識した上で大学運営を行っている。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備し、規程集として各部署に備え付けるだけでなく、学内 LAN により閲覧が可能となっている。

［区分　基準Ⅳ-A-3　理事は、法令等に基づき適切に構成されている。］

＜区分　基準Ⅳ-A-3 の現状＞

理事の選任については、寄附行為第 10 条に規定されている。学長、教職員のうちから理事会において選任された者、評議員のうちから評議員会において選任された者及び学識経験者のうち理事会において選任された者が理事となる。学長、教職員及び評議員を退いたときは、理事の職を失う。いずれも学校法人の建学の理念を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識に基づいた対応を行っている。また、寄附行為第 16 条第２項第４号には、役員の退任事由として、学校教育法第９条各号に掲げる事由を摘要している。

理事会開催状況（令和６年度）

年	月	日	主な議題	出席者数	定数
6	5	31	・令和5年度秋草学園事業報告　同収支決算（案）の件 ・学校法人秋草学園諸規程の整備（案）の件	8人（0）	8人以上10人以内
6	9	20	・学校法人秋草学園寄附行為変更（案）の件 ・学校法人秋草学園諸規程の整備（案）の件	8人（0）	8人以上10人以内
7	2	14	・秋草学園短期大学学長候補者選考委員会委員の選出（案）の件	6人（2）	8人以上10人以内
7	3	21	・・秋草学園短期大学学長選任及び理事（1号）選任（案）の件 ・秋草学園5ヵ年計画に係る令和6年度実施報告及び令和7年度実施計画（案）の件 ・令和7年度学校法人秋草学園事業計画（案）の件 ・令和7年度学校法人秋草学園予算（案）の件 ・秋草学園短期大学副学長選任（案）の件 ・秋草学園短期大学学科長選任（案）の件 ・学校法人秋草学園諸規程の整備（案）の件 ・学校法人秋草学園職員任用（案）の件	8人（0）	8人以上10人以内

※出席者数は実数。（　）内は、意思表示出席者数。

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事会運営の課題＞

理事会、評議員会については、令和７年４月１日からの寄附行為変更に伴い、理事及び評議員の定数を見直すことになり、新寄附行為に則して安定した運営を行っていくことが必要となる。また、常に新しい発展的な課題を投げかけることにより、理事、評議員、監事が学園の目指す方向性を理解できるよう、一致協力しての体制作りをさらに推

進することが課題である。

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項＞
特になし

［テーマ　基準Ⅳ-B 教学運営］

［区分　基準Ⅳ-B-1　学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。］

＜区分　基準Ⅳ-B-1 の現状＞
学長に最終決定権があることを明確にするために、教授会が述べた意見については、これを受けた学長が最終的に判断すること、教授会が学長等に意見を述べる際に行った決定は、学長が行う決定を妨げるものではないことが規定されている。
学長は、大学院修了後に研究所職員として約 20 年間化学物質の安全性評価の研究に携わった経験を有している、その後大学教員としても 29 年の長きにわたり環境化学の教育・研究を行ってきた。その面では保育者養成を中心とした本学にとって必ずしも専門性が一致しないが、研究所では部長職として、また前任の大学では大学院専攻科長、学科長、図書館長として長きにわたり教職員の管理にあたってきた。この面では企業や大学におけるガバナンスに関して多くの経験を持っている。
学長は、新入生オリエンテーションや新年度の非常勤講師との教職員会において、建学の理念について丁寧に説明を行うとともに、研究会への参加や幼児教育学科及び地域保育学科の授業を一部担当することにより教育研究を推進している。また、学生の勉学意欲を増すために、GPA に基づく成績優秀学生表彰制度を設け、毎年前期と後期に副賞とともにこれらの成績優秀学生の表彰を行っている。このほか、学生リーダー等として本学の行事支援（秋草祭、入学式、卒業式、オープンキャンパス等）をするなど、大学運営に貢献のあった学生についても卒業時に表彰する制度を設けた。これらの表彰制度は学生のインセンティブ向上に大きな効果を示している。なお、学生に対する懲罰については、学則第 40 条に従い、令和４年度には具体的な懲戒規程として「2150 秋草学園短期大学学生懲戒規程」を整備した。なお、この規定の運用に当たっては、学長としては基本的には懲戒よりも指導・教育という面を生かすことにしている。
学長は、教学運営の責任者として職務遂行に務めており、校務を行なう中で教員組織の統括、及び関係部署職員との連携を取り、学長就任以来８年間にわたり強力なリーダーシップを発揮している。具体的な事例として、学内的には文部科学省の私立大学等改革総合支援事業タイプ１に係る諸規定の整備を行い申請してきた。この結果学長就任時

から連続して３年採択された。その後令和４年度、令和６年度と採択されている。

ちなみに短期大学の申請学校数は全体の約４分の１であり、申請学校の選定率は24%であった。本学は８年間で５回採択されたことになる。この事業に採択されるということは、国からの補助金が受けられるということよりも、本学の教育内容が時代の要請にこたえていることを意味する。そのほか新規の専任教員採用に当たっての専門領域の特定と職位決定の定量的評価方法の確立、専任教員の昇任規定と条件の定量化と見直し、名誉教授規程の整備と接遇の在り方、任期付き教員の勤務条件等の整備、人を対象とする研究の倫理面を審査する制度の創設、奨励研究費採択基準の明確化、（具体的には申請者による研究内容のプレゼンテーションと審査委員による質疑等）、出版助成制度の創設、学生の転学科、休学規程の明文化などを実現させた。

学長は、学長選考規程に基づいて選任され、人格、学識において全教職員から認められている。

教授会は、教授会規程第３条の定めるところにより、学長が招集し議長となる。また、同規程第４条には教授会の意見聴取事項が規定され、教育研究上の審議機関として適切に運営されている。教授会は民主的に運営されている。教授会は月１回を原則とするが、学長の判断により、必要に応じて追加開催している。議事録は、教務課において作成し、資料とともに適切に保管されている。教授会の意見聴取事項として、（１）学生の入学、卒業及び課程の修了、（２）学位の授与、（３）その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を規定した。また、（３）の学長が定める事項については、教育課程の編成等３項目が学長裁定として提示され、教授会の意見を聴取した。その他、教授会は学長の求めに応じて意見を述べることができると規定している。

教授会では、学習成果、及び「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れ方針」の三つの方針が明確に示され、教員全員の認識を得られている。三つの方針に関しては、平成 29 年４月から施行された学校教育法施行規則に対応するため、教学マネジメント委員会において検討し策定されたが、その後も学科内で逐次見直しを行ない、必要に応じて改訂を行っている。

学長は、教授会の下に各種の委員会を設置し、それぞれの委員会規程に基づいて適切に運営している。必要に応じて合同の委員長会を開催するなど臨機応変に対応している。議事録は、委員会庶務を担当する事務局において作成された後、適切に保管し、学長はいつでも議事録を確認できる状態となっている。教学運営に当たっては、学科長との協力体制や各種委員会の協力を得たことにより円滑に行うことができており、各種委員会においては、それぞれの委員会規程に基づいて運営し、学長への報告は教授会に先立って、学科長会等でも行うよう遺漏なきようにしている。学科長会は原則毎月開催されるが、場合によっては定例以外にも開催され、さらには学科長会メンバー以外の関係する教員も招聘して行っている。最終決定に当たっては、学長は学科長会の意見を参考

にしている。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 教学運営の課題＞

各委員会の相互の協力体制も整いつつあり、必要に応じて学科会と委員会との交流も必要と考えるが、現時点では実際にそのような体制での審議が必要な事項は必ずしも多くはない。例えば学科会に学生委員会の委員長を招聘して行うなどのケースがある。今後は委員会間にまたがるような懸案事項が多くなると考えられるため、例えば教務委員会と学生委員会の合同会議などを積極的に進めていく。

学長のリーダーシップ及び補佐体制の強化を図る教学マネジメント委員会及び学修推進室の実効性ある運用が今後も課題となる。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 教学運営の特記事項＞

以下、４プロジェクトのうち短期大学部門における主な検討結果を記述する。

１）本学の共学化の是非

18 歳年齢人口の減少により、入学定員の確保は年々厳しさを増している。この問題を解消すべく現在女子に特化している入学生を男子学生にも門戸を開くべきか否かの検討を行った。現在の保育士、幼稚園教諭のうち５ないし６％が男性であり、この割合は共学の短大の在籍者の割合と良く一致する。本学の保育系の入学定員は 200 名であり、たとえ共学化しても 10 名程度の受験生増加にしかならない。共学化にあたっては新たな更衣室、男子トイレの増設、体育の授業は男女別で実施があり、これらの投資には見合わないと結論した。

２）小学校教員免許取得への対応について

小学校教員免許の取得可能が学生募集に効果があるかの検討を行った。小学校教員免許取得可能な８短大と、不可能な４短大の入学定員充足率を統計処理して判定した結果、小学校教員免許取得は学生募集上優位にならないと判定された。

３）売店の閉鎖について

現在、毎年約 230 万円の補助金を支出しているが、販売品目の多くはコンビニエンスストアまたは 100 円ショップで購入可能であり、令和６年３月をもって売店を閉鎖することにした。

［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］

［区分　基準Ⅳ-C-1　監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。］

＜区分　基準Ⅳ-C-1 の現状＞

監事は「学校法人秋草学園寄附行為」第 12 条「監事の選任」に従い、法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任することとなっている。

監事の職務については、「学校法人秋草学園寄附行為」第 13 条「監事の職務」として、「（１）この法人の業務を監査すること」、「（２）この法人の財産の状況を監査すること」、「（３）この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。」、「（４）この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会及び評議員会に提出すること」、「（５）第１号から第３号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。」、「（６）前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。」、「（７）この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について、理事会に出席して意見を述べること。」、「２　前項第６号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。」及び「３　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄付行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。」と定めており、適切にその業務を行っている。

令和６年度も監事はこれら「監事の職務」に則り、理事会および評議員会に出席し意見を述べている。具体的には、令和５年度秋草学園事業報告（案）の件及び令和５年度秋草学園収支決算（案）の件の審議の中で所見を述べている。

また、令和６年５月 31 日の理事会及び評議員会において「監査報告書」を提出している。

［区分　基準Ⅳ-C-2　評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。］

＜区分　基準Ⅳ-C-2 の現状＞

「学校法人秋草学園寄附行為」第５条第１項第１号は、理事の定数を「８人以上 10 人以内」と定めている。また、評議員の定数は、第 18 条第１項で「20 人以上 26 人以内」と定められており、評議員会は理事の定数の２倍を超える数の評議員をもって組織されている。

評議員会の運営に関しては、第 18 条において「２　評議員会は、理事長が招集する。」、「３　評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。」、「４　理事長は、評議員総数の３分の１以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。」、「５　評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。」、「６　前項の通知は、会議の７日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。」、「７　評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。」、「８　前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」、「９　評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」、「10　議長は、評議員として議決に加わることができない。」及び「11　評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。」と定められており、これらに基づいて適切に運営されている。また、「諮問事項」については、第 19 条において「（１）予算及び事業計画」、「（２）事業に関する中期的な計画」、「（３）借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分」、「（４）役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準」、「（５）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」、「（６）寄附行為の変更」、「（７）合併」、「（８）目的たる事業の成功の不能による解散」、「（９）寄附金品の募集に関する事項」、及び「(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項」と定められており、評議員会は私立学校法第 42 条に従い、適切に運営されている。

評議員会開催状況（令和６年度）

年	月	日	主な議題	出席者数	定数
6	5	31	・令和5年度秋草学園事業報告　同収支決算（案）の件	18人 (1)	20人以上26人以内
6	9	20	・学校法人秋草学園寄附行為変更（案）の件	19人 (0)	20人以上26人以内

7	2	14	・秋草学園短期大学学長候補者選考委員会委員の選出（案）の件	14人 (5)	20人以上26人以内
7	3	21	・秋草学園5ヵ年計画に係る令和6年度実施報告及び令和7年度実施計画（案）の件 ・令和7年度学校法人秋草学園事業計画（案）の件 ・令和7年度学校法人秋草学園予算（案）の件	17人 (2)	20人以上26人以内

※出席者数は実数。（　）内は、意思表示出席者数。

［区分　基準Ⅳ-C-3　会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。］

＜区分　基準Ⅳ-C-3 の現状＞

会計監査人は令和７年４月からの改正私立学校法にて規定された役職であり、令和６年度においては選任されていない。本法人の改正寄附行為は令和７年１月 30 日付で文部科学省に認可をされていることから、令和７年度最初の新評議員会で寄附行為に従って会計監査人を決議し選任することとなっている。

会計監査人は寄附行為第 54 条第１項において法人の計算書類及びその付属明細書並びに財産目録を監査し会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出することが定められているため、令和７年度の計算書類等からは寄附行為に従い監査し、報告書の作成をすることとなる。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

毎期監事、理事長、学内理事等が出席する監事会を行っているが、それはイベントまたは結果からの監査である。理事の業務執行状況監査のためには、監事による理事へのヒアリング及び評価などが課題になる。

会計監査人に関しては改正私立学校法の施行に伴い令和７年度から新たに加わる役職となるため、令和７年度最初の新評議員会で選任する必要がある。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特記事項なし

［テーマ　基準Ⅳ-D 情報公表］

［区分　基準Ⅳ-D-1　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情

報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

＜区分　基準Ⅳ-D-1 の現状＞

本学では学校教育法施行規則の第 165 条の２、及び第 172 条の２の規定に基づき、以下の教育情報をホームページ上に公表している。

１．大学の教育研究上の目的及び三つの方針に関すること
２．教育研究上の基本組織に関すること
３．教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
４．入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
５．授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
６．学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
７．校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
８．授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
９．大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

財務情報については、私立学校法の規定に基づき「学校法人秋草学園財務書類等開示規程」を定め、財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査報告書及び事業報告書など、閲覧に供する財務書類等を本部事務局・短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園に所属する者、その他利害関係者の閲覧に供している。なお、同様の情報をホームページにも掲載しており、誰でも閲覧が可能となっている。

ガバナンスコードについては、令和３年 10 月に制定し適合状況の確認を行っている。令和５年度からは、ガバナンスコード及び適合状況確認表を本学ホームページにおいて公表している。

＜テーマ　基準Ⅳ-D 情報公表の課題＞

情報の公開については、「事業報告書」を平成 27 年度決算からホームページに掲載しているが、教学関係情報や財務情報の指標となる費目や比率の説明について、今後その解説を加えることを課題としたい。

＜テーマ　基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項＞

特記事項なし

＜基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画＞

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

監事監査を支援する体制の構築等を、監事の意向を踏まえながら検討を進める。

情報の公開については、「事業報告書」にはこだわらないが、他大学での情報公開等を参考にしながら令和６年度中には財務内容の指標となる種々の比率数値と本学の比率数値の比較などを決算理事会承認後にはホームページ上で掲載できるよう検討していく。